

いてはそのまま生きるのですから特例法は要らない。こういふわけでもないります。むしろそれ

いう向こうに資本を輸出しているのか、そういう関係と、それから、国内法では、たとえば配当に

八十万ドルですか。
○政府委員(細見重君)　はい。

国として失つておったものであるといふうには
考えなくともいいのではないかと、かように考え
ておる。——（まことに）

か、どういう場合にその国に源泉がある所得として考へるかということだけが規定されておる。したがつて、特例法が要らないということです。

○政府委員（細見幸君） セイロゾ
　　います。

○政府委員(細見卓君)　おっしゃるとおり、物的、人的な、ただ物的なものに限りません、人的交流を含めまして、交流がひんぱんになれば相互に課税ができるというような事態、つまり具体的には二重課税が起こり得る、それをどうやって排除するのか、ということが条約の実体をなしていると思ひます。

○木村禧八郎君 その場合に、どちらの国がどういうふうに課税するかということですね。それにについて国際間の取りきめがあるわけでしょう。

ついて国際間の取りきめがあるわけでしょうね。
そこで、具体的に伺いますが、ちょうど租税条約についてここで税法上の整理をするというような趣旨で出されておりますが、この際、租税条約についてあまり今まで質問していないものですが、から、一応おさらいという意味、また、総括の意味もあって、利子とか配当利子、使用料ですね、まあ使用料というのはロイヤルティーのことだと思うのですが、いわゆる利子配当、こういうものについて十七七カ国と条約を結びますが、それはその背景としてどういうような外資の導入状況になつてゐるのか、あるいは、また、日本がらどう

○木村喜八郎君 ロイアルティーの支払いが二百

すので、この源泉徴収の税率の違いが、即、わが

いろいろ向こうに資本を輸出しているのか、そういう関係と、それから、国内法では、たとえば配当について国内法を適用する場合には、二〇〇%の課税を特例として一〇〇%にするという、そういう特例があるわけですね。そういうような場合に、じつは相手国はどうなのか。それで、たとえばアメリカとの関係については詳しくお話を聞きたいのですけれども、たとえば日本はうんとアメリカから外資を導入しておりますね、それから、アメリカに対しても、たとえば多少は投資をしていると思ふのです。また、預金なんかもしておりますね。ことに外貨準備の多くの部分ですね、これに運用したりなんかしておりますね。しかし、アメリカからものすごく外資導入しているが、その場合のぼくは租税条約の取りきめいかんによつては、何か非常にこっちは不利で、向こうに有利であるといふような点、こういうことが起こり得るのじゃなあかと思うのですが、そのところは具体的にどうなつてゐるのか。今後またいろいろ問題があると思う。外資導入自体についても租税条約上どういう関係を持っているのか。最近の日本の資本蓄積のやり方を見ておりますと、かなり行き過ぎたふうなつていてるのか。それから、非常に国際的に経済情勢が最近うんと変わってきておりますね。こういう激動期において今までののような租税条約のあり方で一体いいのかどうか、実体面に即してその点をひとつ総合的に今までの実績を踏まえて説明していただきたいのです。実体面がさっぱりわかつておらないのですから。

○政府委員（細見卓君） はい。
○木村福八郎君 億ぐらいに達するのじやない
の。
○政府委員（細見卓君） 元本はおっしゃるようによ
り、大きらござりますが、年々の支払い額としては二
百八十万ドル、六七年の数字でござります。
○木村福八郎君 何の支払いですか。
○政府委員（細見卓君） ロイアルティーです。そ
の以後にふえてるかどうか、この点、国際金融局
から後ほど参つて御説明することにしたいと思いま
すが、いずれにいたしましても、手元にござ
ます六七年の計数いたしましてはそういう数字
になつておりますて、これに対しまして、日本本
國になつておりますて、これに対しまして、日本本
國の投資と申しますか、投資のサイドで見ます
と、証券で一億一千万ドル、それから、債券で九
千二百万ドルと、こういうようなことになつてお
ります。そこで、租税条約を結ぶ場合に、一方的
に資本流出國のほうに有利になるのではなかろ
かといふ御観点からのお話かと思いますが、その
点につきまして、免税額が具体的にどちらでより
大きな金額になるかという意味では先生おっしゃ
るとおりかと思いますが、これを国内の、資本が
受け入れる側にとりまして考えれば、やはり租税
条約を結ぶことによりまして自己の負担が軽減さ
れ、日本では、御承知のように、租税の条約に
よつてまあ二〇%の税額ということで徵収するわ
けであります、利子でありますと、源泉徵収税の
率は二〇%というものが本則でありますから、これ
によつて徵収するわけであります、今後状況は
変わるものわかりませんが、少なくとも、從来ま
でのところは、債務者のほうが結局その利子にか
かる課税分まで含めて負担を余儀なくされると
いうような事態がございまして、特にロイアル
ティーなどにつきましては、そういうような税引
き手取りといふような感触も國際取引の間にあつ
たやに聞いておりまして、そういう意味で、結局
は日本側の負担を大きくすることになつております

國として失つておったものであるといふうには考へなくていいのではないかと、かように考へております。そういう意味で、また、相互に制限する過程で互恵の条約をつくつておる間に、最近の日米の間のように、経済関係も変わつてくるとか、あるいは最近のそのほかのヨーロッパ諸国との間のようくに、経済関係が変わつてくるといふうな場合になりますと、むしろ日本側のほうが有利になるといふうな事態も考へられないわけではございませんので、そういう意味で、租程条約は、いわば二国間の二重課税を排除する純粹な技術的な取りきめといふうに了解して、この条約によって、ある時期には一方が有利になり、ある時期には一方が不利になるといふうなことも考えられないわけではございませんが、そういうことではなくて、相互の企業がお互いに相手の国に行つた場合にどういふや課税を受けるかということをはつきりさせることによつて両国の経済関係が親密になると、税以外の分野におきましてのいろいろな力関係といふうなものはまた別の角度できまる問題ではないかと、かように考へております。

○木村福八郎君 それにもしても、われわれしるうとが常識的に考へても、ロイアルティーの二百八十万ドルといらうのはナンセンスですよ。大体億ぐらいこえているのじゃないですか、ロイアルティーは。だつてそうですよ、技術導入は相当高いですよ。大体二〇%から三〇%くらいですね、ロイアルティーは相当地高いですよ。二百八十万ドルなんていうのは非常識で、小学校の生徒だって——まあそれはあとに伺うことにして、それでじゃ今度はこの配当、利子、あるいはこの使用料について、いま現実には日本側で課税するわけですか。

○政府委員(細見卓君) 利子なり配当なりを日本

側の法人が支払います場合には、それは日本で課税され、日本側が、日本の企業なり個人なりが、アメリカの企業からなり、あるいは金融機関から受け取ります場合にはアメリカ側で課税する。相互に支払い地の支払う企業の存在する国で課税いたします。

○木村福八郎君 そいつたしますと、租税条約によ

て、アメリカで日本の法人が得られる配当、利

子、使用料、それはさつきお話をあつたように、

ござります。

○木村福八郎君 それで、この租税条約によ

て、アメリカで日本の法人が得られる配当、利

子、使用料、それはさつきお話をあつたように、

ござります。

○木村福八郎君 そこで、日本はアメリカから、

お話をならぬほど、日本の対米投資と比べて、非

常に大きな外資を入れているわけですよね。そろ

すると、この免稅による金額ですね、これは日本

の場合はどのくらいになり、アメリカの場合どの

くらいになるか、これは大体計算わかりますか、

ラフで。

○政府委員(細見卓君) いま計算をいたします

が、先ほどお話を申し上げましたように、本来の

源泉税率と、特例によります源泉税率との差額が

ありますから、その意味においてはアメリカが有

メリットだという意味で計算をいたせば、相互の

投資関係は、日本のほうが明らかに受け入れ国で

で、特例法は何%ですか。

○政府委員(細見卓君) アメリカ側は源泉が三〇

%で、特例は日本と同じように一〇%でございま

す。

○木村福八郎君 特例は……。

○政府委員(細見卓君) 同じ相互主義で、利子につきましては一〇%、配当であれば、それはもちろん一五%に変わります。

○木村福八郎君 アメリカの場合、利子、配当ともにアメリカ国内法は三〇%ですか、利子、配当とともに。

○政府委員(細見卓君) アメリカの源泉徵收稅率は三〇%で、日本のアメリカと結んでおります租

稅条約は、御案内のように、利子は一〇%、配當

は一五%、ロイアルティーが一〇%という形になつております。この税率は相互に同じ税率でございます。

○木村福八郎君 そうすると、日本では国内法は二〇%ですか、全部。

○政府委員(細見卓君) 国内源泉稅率は二〇%でございます。

○木村福八郎君 それで、この租税条約によ

て、アメリカで日本の法人が得られる配当、利

子、使用料、それはさつきお話をあつたように、

ござります。

○木村福八郎君 そこで、日本はアメリカから、

お話をならぬほど、日本の対米投資と比べて、非

常に大きな外資を入れているわけですよね。そろ

ると、この免稅による金額ですね、これは日本

の場合はどのくらいになり、アメリカの場合どの

くらいになるか、これは大体計算わかりますか、

ラフで。

○政府委員(細見卓君) いま計算をいたします

が、先ほどお話を申し上げましたように、本来の

源泉税率と、特例によります源泉税率との差額が

ありますから、その意味においてはアメリカが有

メリットだという意味で計算をいたせば、相互の

投資関係は、日本のほうが明らかに受け入れ国で

で、特例法は何%ですか。

○政府委員(細見卓君) アメリカ側は源泉が三〇

%で、特例は日本と同じように一〇%でございま

す。

○木村福八郎君 そつしますと、これは国税、地

方稅を通じまして、それでこういう国内法と特例

法との差額ですね、これが減収になるわけですね、一応減収になる。その減収額が、債務國の日本は、債權國のアメリカと比べてすぐまた大き

いと思うのですよ、全体が。それによるマイナスですね、マイナスと、それからアメリカから外資

を導入することによって日本にこのメリットがある、プラス、そういうことを比較考慮して、そろ

る、最近では、むしろ東南アジアの国々との租税条約締結交渉のほうに重点が置かれまして、東南アジアにときましても、おもな国と妥結しない交渉中であるというのが現状でございます。

○木村福八郎君 そのスイス、オランダというの

ははどうしてできていませんか。

○政府委員(細見卓君) スイスについて申しますと、ロイアルティーの日本におきます課稅をゼロにしろということを言つておるわけあります。

○政府委員(細見卓君) いまのようだ、少なくとも日本は租税条約非常に早くできてるわけであります。

○政府委員(細見卓君) あります。当時の日本の外資受け入れの状態が

あります。当時の日本の外資受け入れの状態

おきたいと思いますが、日本は私どもは対等な条約で相互に同じ率をきめ合っている。ただ、経済の交流関係がまだ資本受け入れ国であり、あるいは資金の受け入れ国であったという時代には一方的にやや働いたきらいがございますが、先ほどの計算から申し上げますと、日本側の軽減額、これは非常に荒い数字でございますが、七十億円ほどいま少し精査いたしまして御報告申し上げた前後じゃなかろうか、それに対してアメリカ側で三十億円前後だらうかといふような一応の計算をいたしております。なお、この点については、後ほどいま少しおきましてもまだ税制が必ずしも確立されておらない、税法の上におきましても、また、執行の上におきましても必ずしも確立されておらないということから、われわれ日本側の企業、あるいは日本人から見ればやや不当だと思われるような課税も間々起る事例があつたわけでございますので、そういう点につきまして、日本側の企業がそれらの国へ出ていきます場合に、やはり課税関係はしかじかにならざることをわからせるような意味で、相互の課税関係を条約によって明らかにしていくというのが一つで、そういう意味では、外國にむしるところから、東南アジア諸国にはこちらの資本なり技術なりが出てきやすい、ロイアルティー、あるいは資本として出てきやすい形に、その場合には、必ずしも税額を軽減させるということに重点を置くと申しますよりは、課税関係が条約によつて安定するということを第一義にして、なお、でき得ればそれは安いほうが多いといふような形で交渉を進めたい、かように考えております。

れは検討しなきやならぬと私は思つて質問してい
るのですがね。

それから、先ほどのロイアルティーはわからま
したか。

○政府委員(細見卓君) 先ほど申し上げましたの
は、非常に恐縮なんですが、件数でござい
まして、私の額は二千万ドルでございます。たい
へん失礼いたしました。

○木村禧八郎君 これでも何か少ないような気が
するね。さつきの七十億円程度、非常にラフな計
算といいましたが、それはロイアルティーを二千
万ドルとして計算したものですか。

○政府委員(細見卓君) そのとおりでございま
す。

○木村禧八郎君 だって、いまの数字は……。

○政府委員(細見卓君) これを入ればまして計算し
て七十億の数字をお話し申し上げたわけでありま
す。

○木村禧八郎君 そうですか。それにしても、金
額としてだいぶ差がござりますし、これはまあ過
去において日本がアメリカとの関係において非常
な債務国であつた、そういうことが反映している
と思いますけれども、しかし、これを見ても、こ
れは国税、地方税それだけ減収になるわけなんで
すから、金額から言えば対等でありますんよね。
それは率から言えば対等ですよ。しかし、そんな
ことは小学生の算術ですね。単純平均で率が同じで
すから公平ですなんていうのは、うんと向こうから
借金をしていて、借金のほうの、もし向こうが
受け取る配当なり利子に対して国内法をそのまま
適用すれば非常な増収になるわけなんです、こつ
ちもね。それをまあこういうふうにアメリカの場
合三十億円というのは、少し何が多いように思う
のですけれども、とにかく非常に差があるということ
は、これは実体はわかりました。

それから、OECDですね、この際お聞きしま
すが、OECD――ヨーロッパに対してはアメリ
カの資本投資が非常に多いわけですね。さつき
OECDのモデル的な租税条約のパターンがある

○政府委員(細見卓君) OECDのモデル条約は、大体ヨーロッパとアメリカとの間にほぼそのままの形で実施されております。私、OECD条約につきまして若干アローアンスがある点についていままで申し上げておりませんでしたが、OECD条約のロイアルティーにつきましては、実はモデル条約としてはゼロにしろということを言っておるわけで、アメリカとヨーロッパ諸国との間の条約などにはゼロになつておるもののがござります。

それから、なお、親子間配当につきましては、日本は一〇%にいたしておりますが、これを一〇%以下の税率にしておるのが、OECD条約のいわば勧告になつておる五%程度のものがむしろ多いかと思います。

○木村禪八郎君 そうしますと、大体今後の方向ですね、日本の。OECDをモデルとして言うということですから、そうするとロイアルティーなんか今後ゼロにしていくとか、そうすれば今度はイススとの条約を結べますね、ゼロにすればね。それから、配当でも、親子間関係ですか、このほうですか、一〇%というのは。それを五%にする。すぐにはそんはしくとも、そういう方向でやはりいくわけですか、OECDをモデルとして。

○政府委員(細見卓君) 先ほど木村先生とのお話をの間にも出来ましたように、資本的経済的先進国と、そうでない資本受け入れ的、あるいは後進的な国との間の租税条約に対する考え方、たとえばわれわれがロイアルティーにつきましては、少なくとも、いままでは一方的に受け入れ国であったといふようなことを考えて一〇%にいたしております。そういうような考え方方は後進国の方にもございまして、別途このOECDのほかに、国連におきまして経済開発委員会と申しますが、エソクと俗に申しておりますが、これにおきましても先進国と後進国と双方から代表が出来合って、後リカとの関係なんかはどうなつておるのですか。

進国の要求にもかなつた新しい先進国、後進国間のモデル条約をつくつてみようじゃないかといふような動きも出ておるわけでありますので、われわれといたしましては、資本に關して申す限り、あるいは技術に關して申す限り、なお受け入れ国でござりますので、いまの親子会社間の配当とか、あるいはロイアルティーの問題などにつきましては、今後の外資に対する政策いかんと密接に関係いたしておりますから、軽々にOECDのモデルに何かしら何まで従うというようなことを考へておりますませんので、もつとそれこそ広い立場で総合的に判断すべき事柄であると考へております。当分はいまの形で、ポリシーでまいりたいと、かように考へております。

○木村裕八郎君 この租税条約、二重課税を避けようという方法を通じて外資を受け入れやすいようになります。また、あるいは日本からのいろいろの企業の海外への発展ですね、それをやりいよいよ行なうといふようなことがやはり期待されているようですけれども、ことに最近の日本の資本投資ですね、国内における。これが異常な高さになつてゐるのですよね。これは大蔵省はこの間財政制度審議会で説明しましたね。ぼくも驚いたのですよ、あれで。実質ペースで四十三年度が二二、三〇というのでしよう、民間設備投資で。それが二十九年は一〇・九ですから、その倍以上、昭和三十六年の二二・四に匹敵する。それで今後のかげり論の一つの論拠にしたようですがれども、しかし、私は、いままで経済社会發展計画と、それから実績ですね、そういう実績と比較してもあまりに違ひ過ぎるのですね。こういう点についてあらゆる政策が——租税条約もぼくはその一つと思つてゐるのですけれども、それでぼくは注目をしてゐるのですが、ほとんど資本蓄積を促進するためのみ、ほとんどそれに重点が置かれていると思うのですよ。あとで出てくるあらゆる租税特別措置がそうでしょ。たとえば資本蓄積のための優遇措置、あるいは固定資産の耐用年数の短縮

なんか、いわゆる特別償却、ものすごいものですね。これは技術革新で設備の近代化がどんどん進むから、ある程度耐用年数を短縮しなければならぬかもしませんけれども、最近の縮状況を見ますと、ものすごく資本蓄積を急速に推進するような面が非常に強いのですよ。そういうあらゆる政策ですよ。もう文教政策だってそういうものとなつていいと思うのですよ。産学一体だとかなんとか、みんなそうですよ。文教政策までが、やっぱりそういう一環として租税条約というものをぼくは考えたのですね。ですから、そういうものと切り離して考えることができないのであって、全体の日本の資本蓄積ですね、特に民間の設備拡張の問題、そういうものと関連してやはり位置づけて考えていかなければならぬのじゃないか。そういう面が一つと、もう一つは後進国ですね、後進国と言っちゃいけない、発展途上国ですか、ベルアップ・カントリーですね、発展途上国に企業が進出する場合、これはやはりほど日本の企業との関係を考慮しながらやりませんと、受け入れ国のはうでは資本がほしいですからいろいろの優遇措置を講ずるでしょう、なるべく入りやすいように。それをいいことにして租税条約を結んでどんどん日本の企業が進出する。しかし、向こうは低賃金を利用して、逆に安いものを日本に輸出するということになると、今後私はものすごい設備過剰、生産過剰、そういう状況があらわれれる形勢がかなりあると思う。最近では昭和四十六、七年過剰生産恐慌といふものが出て、いわゆるかぎり論がいわれておりますけれども、そういう状況と判断しまして、私は、この租税条約というものを、この際、やはり過去のずっと実績をよく点検してみて、メリットとデメリットをよく検討をして対処する必要があるのではないかと思う。法律上のこういうこともざることながら、私は、そういう実体面における総括的な再検討といふものが必要じやないかと思う。さつきのよろな、これにはまあ突然質問したので正確じやなかつたから無理もないと思いますが、しかし、これについてあ

とで資料を出していただきたいのです。それできたら、アメリカと日本だけでなく、ほかの国との、十七ヵ国全部というのはあれでしょうけれども、とにかく日本の資本の向こうへの投資、白銀の流入入るもの、資本の交流関係と、それによるお互いの減収額、そういうものをわかつたら資料として出していただきたい。

○政府委員(細見早君) いまの資料の点は、私どものほうでつとめて勉強いたしまして御期待に応いたいと思いますが、先生おわかりのように、向こう側で一体どれだけまかっておるかということは、かなり推定を入れざるを得ないと、ということは御了解をおき願いたいと思います。と申しますのは、税率を一應各企業ごとにわかる範囲のものは聞ききますが、幾らの税率が幾らになつていて、幾らまかっているか、利子率が幾らになつていて、などにつきまして、若干推定が入るというふうなことはあらかじめ御了承おき願いたいと思います。

それから、いまの蓄積との関係で、これだけはぜひ申し上げておきたいと思いますのは、日本の企業に対しましては、日本の税法は、それがどこで事業活動をいたしておりましても、すべて包括して課税するわけです。ですから、租税条約を結びますことによってその税金を安くするというようなことはならないわけで、この租税条約を結ぶことによって具体的にどういうメリットがあるかと申しますと、相手の国で非常に大きな税をかけられますと、日本でそれを税額控除するシステムになっておりますが、それが引き受けないといふような事態が起こるわけです。そういうものを配慮するのが目的でございまして、日本の企業につきましては、あくまでもそれこそグローバルに全体の所得を課税所得として把握いたしております。また、相手方についても、先進国の税制であるほど同じような税額控除方式をとつておる

限り、特別なことはないのではないかと承知いたしました。されど、資料の提出につきましては、でき得る限り勉強いたしまして提出いたしました。○木村禪八郎君 外国の中の法人が日本で課税される場合には、もうグローバルでしょう。それで、その中で租税条約についていまの特例の税率を適用するということでしょう。そうですね。○政府委員(細見早君) そういうふうに特例の税率にいたしますことによって、本国の税額よりも、外でかかるておる同一所得に日本なら日本でかける税額が高くならないようにしておくというのが基本的な考え方でございます。○木村禪八郎君 それでは、資料はあとで提出いたしまして、この租税条約についての質問はここで終わりますが、国有財産のはうを一つだけ伺っておきます。

それは、この法案ですね。国有財産のいままでの処理について、特定厅舎等特殊整備計画を改め、いままでは特定厅舎等特殊整備計画によつて行なつておつたが、今度は特定国有財産整備計画を定めて、この計画に基づいてこの施設の取得及び处分に關する經理のすべてをこの会計でやることになつておるわけであります。そこで、この特定国有財産整備計画なんですが、整備計画として具体的にどういうことが予定されているか。今度は前よりは守備範囲が相当広くなるわけでしょう。今度は具体的にどういうものどういうものというのが今後予定されておるかということを伺つておきたい。

○政府委員(谷川寛三君) 具体的にその金額等につきましては、各年度の全体のバランスの中において決定しなければならぬと思いますので、まだいま申し上げることができませんが、私どもいたしましては、基本的にはあの法律に書いてあります範囲で、できるだけ広く各省の必要性も

判断いたしましてこの計画に取り込んでやつてみたいと思つております。そこで、どういう範囲のものかをあらまし申し上げますと、従来、庁舎の合同立体化をやつておりますと、これはもちろん入つてしまひます。それから、再配置でございまます。これは非常に広くなりまして、従来は住宅適地にありました役所の施設を他に移すという再配置でございましたけれども、今度は、もうとにかく位置とか規模とかその他の状況から判断いたしまして、他に転用したほうが国民のためになるといふことで配置の判断をいたしますので、非常に範囲が広くなる、その配置、再配置の二つに分けて申しますと、合同庁舎の関係は、ただいま相当整理が進んでおりまして、中央官庁につきましてはほぼ終わつたかと思つておりますが、地方の出先、これも第一官庁は終りまして、第二次的な出先が残つておりますが、百二十三件ばかりいただいま立体化しなければならぬ庁舎が残つております。その中からこれら拾つてまいるわけでござりますが、あと地の処分ができるものを対象に取り込みます。まずこれが一つであります。

これに当たると思いますが、年平均二十億くらいの規模でやつておりますが、今後もこの程度のものを、従来建築交換でやつておきましたものを大体この程度の規模でこの計画に取り込んでいくことが考えられると思っております。

最後に、研究学園都市でございますが、これは御案内のとおり、筑波山麓に移ることが予定されておりますものが三十六官署ございますが、そのうち、特別会計に所属しておるものは、これは今度の法律で、たとえば文部省特別会計とかいったものがございますが、これは今度の法律で除外されておりますので、それから、また、新しい建物で他の官厅に借用りしているといったものが、あと地処分の期待ができませんので、三十六のうちからそれを除きますと、二十五官署が一般会計でございます。その中から、さらにあと地処分の可能なものを拾い出して計画にのせていく、たいてんどうも具体的にどの程度の面積でどの程度の金額になるかなどを申し上げられませんので申しわけございませんが、今後整備計画の対象になってしまりますものは、おおむねその範囲から選ぶとか、私どもは冒頭に申し上げましたように、財政のバランスを失しない限り、できるだけ各年度幅広く計画を組んでいきたいというふうに考えております。

○木村喜八郎君 この具体的なものは、たとえば王子病院の移転の問題とか、そういうものとか、あるいは何か飛行場の整備の問題とか、いろいろあるんでしょう、いろいろな計画が。そういうものの具体的に伺いたいわけです。

○政府委員(相沢英之君) この特別会計の四十四年度の歳出において予定しておりますところの工事の総額は七十四億五千百万円でございます。そのうち、大きなものを申し上げますと、防衛施設庁の王子病院、これが九億六千四百万円、それから、従来の建築交換にかかる分といたしまして、高根沢の新御料牧場、これは宮内庁の関係でございますが、これが二十二億円ちょうどです。それから、刑務所関係で大きなのがございまし

て、川越の少年刑務所が十億二千万円、岡山の刑務所が四億八千四百万円等ございまして、建築費を換算関係が総額で四十八億六千五百万円、それから鹿児島の十三塙原に鴨池空港にかえまして新空港をつくることにしておりますが、この関係が十億円ちょうど。ほかに、従来の特定調査費整備計画に基づきますところの大阪港湾合同庁舎、これが五億七千五百円以上に事務費等を含めまして、先ほど申し上げました工事費の総額七十四億五千百万円ということになつております。

○木村龍八郎君　この中で、この整備特別会計創設によって、従来一般会計でまかなかたものを特別会計に移すわけで、それはどのくらいになるんですか。

○政府委員(相沢英之君)　御案内のとおり、この特別会計は、従来、資金会計でございました財源額を一般会計に入れるだけの歳出になつております。したがいまして、ただいま申し上げました七十四億五千百万円の総額が、従来ならば一般会計で処理することになりますが、これをこの特別会計に移したことになります。

○木村龍八郎君　そうしますと、こまかい計算ですけれども、前年度予算と正確に比較する場合、そのときはこの七十四億は、これは前年度と同じにすれば、加えて計算して比較すべきじゃないですか。そうすると若干また前年度に対する増加率が少しふえる。こういふ計算をすべきじゃないかと思ふのですが、たとえば四十四年度予算の伸び率は一五・八%になつてているでしょう。しかし、いまのこの操作——操作というと変ですけれども、この特別会計が新しくできますと、七十四億分は思ふのですが、たとえば四十四年度予算の伸び率は一五・八%になつているでしょう。しかしながら、その点は先生御指摘のとおりでございまして、七十四億と申しますと、額の持ち込みが六兆七千億でございますから、ですから○・一%ですね、対前年の実質比較では、

所得として課税権をお互いに条約で定め合うといふような形であるのですから、条約そのもので、それぞれの国に適用できるというわけで、この二つの条約につきましては、いまのところ特例法を設けておらないわけあります。

それから、今後どんな国と条約を結ぶかということをございますが、いまいたしておりますのは韓国、フィリピン、これが東南アジアの国であります。さらにヨーロッパではスイス、オランダなどいうような国を考えております。それから、また、南米につきましては、すでにブラジルとの間に条約ができるておりますが、ブラジルと並んでわが國と経済関係の深いアルゼンチン等についても条約を考えております。そのほかイランでありますとかインドネシアでありますとかいうような国につきましても、時期が熟するのを待つて漸次交渉を進めていく。こういう経済関係が、人的に、あるいは物的に交流のあるこういう国については、つとめて条約を締結することによって課税関係を明らかにして企業の進出なり企業の受け入れなりをいたしたいと、かように考ふておるわけであります。

領土主権の国だけが課税して、相手の国は事業所得について課税しない、というのがいまの税額控除以外のいわば免除方式であります。わが国の場合は、やはり日本の企業は、それがヨーロッパであり、東南アジアであります。そこで生じた所得は日本の企業として、いわば一万円は同じ一円として考えて課税するのがよくて、ただ、具体的に外國でも課税を受けておりますから、外國で事業活動することが特に重い負担にならないよう税額控除をしておるわけです。このほうがいわば税の公平の理論という意味からは適当であろうかと思います。と申しますのは、国によりまして税率、税負担がかなり違いますので、ある国などが非常に恣意的に法人税のようなものを下げるというようなことになりますと、いろいろ国際的にもあんどうな問題が起りますので、私どもは、いまの日本のように、どこで事業活動をしても同じように税をとるというのがいいのではないかと考えております。

められないときに、居住の意思を持つておられたとか、あるいは生活の本拠がどうであるとかいろいろな、いろいろな、あるいはナショナリティといふようなものまでとり出してきめるということを考えておりますが、幸い、日本の場合は、そう一重国籍になるような事例の国と、少なくとも、いままでのところ条約を結んでおりませんので、そうした二重国籍になつた場合には両国の間で協議して、いざれかの国の課税とするということでふうな、両国間の協議ということで二重国籍の排除を考えております。

それから、いま一つ、源泉地の規定につきましては、これはお互いの国が自國の中に発生した所得であると申しましても、御承知のように、商活動とか、あるいは事業活動というものは一貫しておりまして、具体的には支店の活動をどれだけ支店固有の業務として考えるかということについて、やはり二国間である程度の話し合いのついた状態であります。たとえば支店が本店から品物を送られて、それを売ったという場合に、本店のほうでは、それはもう本店の業務をただ取り次いだだけだというようなことで、それは本店の所得であるとする。一方、支店の所在国のほうでは、いや、自分の国で売ったんだから、これは全く自國の中で発生した所得だといふようなことで紛議も起りますので、そうしたものにつきまして、OECDモデル条約が大体長い間かかりまして、相互にそうした所得の源泉を区分する上で有用な基準になつておりますので、そうしたものを選び、また、そうした事業所得は、恒久的施設のあるものに限つて総合して課税する、それに帰属する所得に限つて課税するというような考え方方が漸次一般化しております。日本の国もそういう方向にその点については行つておるわけでございます。

○多田省吾君 最近、韓国とかビルマ、インドネシア、こういった東南アジア諸国日本の商社がだいぶ活躍しておりますけれども、不当地方に税金をかけられて、あるいは現地の法律に違反しているというようなことで捜索を受けたり、いろいろ

○政府委員(細見卓君) 非常に具体的なことにつきましては、目下外交的な折衝の過程にもござりますので、言うのをばからしていただきたいと思いますが、インドネシアにおきましても商社の課税の問題が起こっておりまして、ただ、このことにつきましては、現在のようにインドネシアの国がその主権に基づいて徵稅を行なうということについて租稅當局として申し上げることはできなくて、むしろそれは外交官による留民保護という形でお願いする筋であろうと思つております。そういう意味で、インドネシアにおきましても、早く稅制あるいは稅務行政が確立いたしまして、われわれと課稅のルール、行政の慣習といふようなものにつきまして話し合えるようになりたいと思っております。また、フィリピンにつきましてもほぼ同様な問題がございましたが、これにつきましては、むしろ租稅條約を結ぼうといふような機運にございまして、過去三回ほど條約の交渉をいたしておりますが、フィリピン側のいわれるような、自國に非常に多くの課稅範囲を取り込もうということにつきましては、他国に類例を見ない形の條約となりますので、われわれとしては、やはり租稅條約は、先ほども申しましたように、それ自体としては直接どちらの国に有利とか不利とかいうことじやなくて、純粹に稅法技術的に考えて、執行の容易な、いわば交通信号といふようなものとして結んでまいりたいと考えておりますので、そういう意味ではいまなお交渉中でござります。フィリピンとの間はさよくな次第でござります。

おられますから、開発途上国に対する租税条約の締結ということが重大課題となるよう思いますけれども、いま韓国とフィリピンとの間に結ばようと交渉しているというお話をございました。しかし、昨年の八月の第一回の日韓定期閣僚会議で、ソウルで行なわれたわけですが、この租税協定は年内に正式調印するのだという合意がなされたにもかかわらず、その後具体的にあまり進んでいないようにも思います。その理由はどういうわけか。

は非常に盛んになつておりますけれども、輸出、輸入の関係が一対三から一対六くらいにまで逆に広がつてゐるわけです。韓国も非常にそれを気にしておりまして、たとえば委託加工、保税加工の場合でも、原材料につきましては課税しないでほしいといふような要望もかなりあつたようですし、また、合弁会社の問題なんかもあつたようですが、その点はどうなつてゐるのですか。

れば、人的にも非常にむずかしい、二重居住の問題と
いうふうな点もござりますし、また、事業活動に
おきましても、海一つ隔てておるだけであります
て、非常に事業活動の態様も複雑であり、非常に活
発でありますので、それらを規制する条約という
のが、どうしてもまあはるかな遠方の国との条約
に比べまして、技術的にもむずかしい点があるこ
とは事実でございます。そういう点でかなり手間
をとつておることも事実でございますし、また、一
方、新しく独立した國の常といたしまして、課税権
というものといいますが、自國の主権といふもの
に対して非常に、何といいますか、強い感じを持つ
ておりますし、課税権を極力拡張しようといふよ
うな考え方がありまして、その点について日本側
の、やはり国際的に妥当な基準で条約を結ぼうと
いうこととの間に意見の食い違いが起つておる
わけであります。さらに、なお具体的に申し上げま
すれば、お互いに恒久的施設と申しますか、支店の

あるものにつきまして、そういう施設のあるものについてだけ課税をしようじゃないか、本店の直取引といふようなものについては課税しないようよります。したがつて、この條約の型であります。韓國の場合は、その恒久的な施設、つまり支店があります場合には、もう支店を通じて行なわれた取引につきましては、直接店を通じて行なわれた取引につきましては、直接あると間接であるとに關係なく、その支店の所得として考えたいといふようなことを申しております。しかも、その所得はすべて支店で発生しないためのこと考へ方もあるわけです。それに対してもわれわれは、やはり支店を通して行なつた取引も、いえども、本店の関与度の多い取引もありまして、韓国にすべて課税権を与えるということは必ずしも適当でないというようなこと。一例をあげれば、そういうような点を争点いたしましていろいろやつております。昨年の韓国におきまする關稅協議会の申し合わせにも従いまして、この三月の十七日を中心といたしまして一週間前後、国会でのさなかではあったのであります。韓国から稅制局長も参りまして、何とか煮詰められるようになつて、韓國側も交渉に応じましたが、具体的な了解に達しられないで、相互にお互いの立場を確認し合つたという程度にとどまつております。しかし、これにいたしましても、従来は韓國側は条約の案文も何もなく、日本側の提示しました條約に対して一方的に拒否をしておつたのであります。ですが、今回は韓國側としての条約案のいわば提示もございまして、その見解は食い違つておりますが、具体的な見解の違つた幅といふようなものも明らかになりましたので、その意味では前進をしておると考えております。

るよりな所得に限つて韓国側に課税権を認めたい考え方であります。それらにつきましては年金のようなものにつきましても、われわれは受領する國側の課税にしたいといふようなります。それを申せませんし、技術的に双方詰めていかなければならぬこと、いろいろなことで、いろいろいまの段階での韓國側の主張には、いわば國際的に認められておる重課税排除の具体的な方法といふものとかなりかけ離れておりますので、今後の交渉の問題でござりますので、いま具体的に韓國の課税がけしからぬとも申せませんし、技術的に双方詰めていかなければならぬ点は残つておりますが、少なくとも、いま端的にあらわれております考え方としては、われわれの考え方と大いに隔たりのある考え方になつております。

○多田省吾君 それでは、特例法案に關しましては最後の質問をさしていただきますが、従来、自由放任に個別的に結んでおった特例法を一般的に書きこうというわけでござりますけれども、いままでの会議録等を見ますと、条約ごとに税率の最高限度を定めておるので、一般的、概括的に定めることはいかぬという表現もあつたわけですね。今回この特例法案ではそういう点はどのように解決なすったのか、ちょっと御説明願います。

○政府委員(細見草君) その点につきましては、今度の一般法では、それぞれの条約に定める制限税率といふような形で、全体としてあらゆる条約を受けるような形にすることによつて解決ができたわけでござります。

○多田省吾君 次に、国有財産の問題で若干質問したいのですが、先ほどお話を出ました、いわゆる筑波学園都市につきましては、これは過密過疎対策、あるいは機能分散のためと称して昭和三十八年以来行なわれておりますし、昭和四十二年の閣議でも三十六官公署の移転を決定したわけになりますけれども、地元に行きますとそれがなかなか進んでいくなくて、地元の方々は非常に緊感、ふんまんを持つていてるわけです。中途はんぱ

になつてとりやめになるんだつたら、いままで代替地の問題でも、今度は予算が非常に少なかつたと、まあいろいろ不満が出ております。それに同じくしまして、この面を閣議で建設大臣なんかがずぶん強く要望したようありますけれども、具體的にどの程度まで計画が進行しているのか、あるいは土地の買収、代替地の予算がどうなつて、いつから、強制収用なんかはまさかやらないと思いますが、その点はどうなのかな。また、計画が終了したあとに、東京に国有地がどのくらい残るのか、そしてその使用方法。それから、もちろんこういった国有地は住宅とか、あるいは公園等に充てるべきであるとは思いますが、具体的にどうなつているのか、その辺を一括してひとつお答えを願いたいと思います。

会が設けられておりまして、各省の連絡調整に当たつております。四十四年度の予算についてはただいま申したとおりでございますが、用地の買収状況について申し上げます。

審議をいただいております新しい事業会計で財産の取得及び処分を進めていくことになるわけでございます。

と、きょう私は詳しい資料を持参をしておりませ
んですが、たとえば島にある要塞とか、山の高い
所の要塞とか、とにかく自然公園といふやうなま
のなら別ですが、平和産業に利用すると申しま
ても、なかなかどうもうまくいかないといふやうなよ
うな状態でござります。
それから、私どもは、あの法律にもありますよ
うに、地元の平和産業港としての転換にできるだけ
役に立つようについてございますので、地

産についてだけ申し上げたいと思います。
未利用地は、一応未利用地となつております
のが百三万平米になつております。そのうち、
宅地が約六十八万平米でございます。残りは田
畠とか森林、高尾山のようなどころがあります。
それから原野、海浜地、河川敷、それから丘陵
地、まあこの中には二十三区と分けておけばよ
かつたんですが、統計そのままになつております
のを申し上げますと、東京湾岸の例のゼロ地帯で
すが、水没地帯も入つておりますし、八丈島、三
宅島、大島も入つております。大部分はそういう

七十一万坪、千五百五十四ヘクタール、八一・二%、関係所有者数は一千二百六十人、総体の三千五百人の六四・六%、平均の買収価格は坪当たり約千二百円ということになつております、用地買収は全体として順調に進捗しております。

の農家等が購入することになりますので、その買収の資金は買い上げられた土地の代金でござりますから、これは特に公団の予算とは関係ございません。で、ただ、代替地の取得につきましては公団が適宜あつせんを行なっております。

元の県市御当局の御意向をいろいろ伺いまして尊重してやるわけでございますが、残つておる財産につきましては、そういうふうに、なかなかないといところがないものでござりますから、市といわてしましても、それから、また、県といわてしましても、なかなか転用計画が立ちにくいということです。現在きておる状況でございます。年に一、二回ではござりますけれども、その機会にできるだけ促進してまいりたいということで、決して停滞しておるわけではありません。なお、二十五年の十月一日現在の引き継ぎ財産をどういうふうに処理していくつか、八五%処理してまいつたわけであります。多田省吾君 それはけつこうでござります。

○多田省吾君 同じような問題で、首都圏の整備ですが、水没地帯も入っておりますし、八丈島、三宅島、大島も入っておられます。大部分はそういうところでございまして、ほんとうに利用できる土地は非常に少ながろうと思つておりますが、なお、いま未用地と申しました中でも、一応都とか三多摩地区の市等で、公園とか緑地とか、そういう公共的な施設に使いたいという御要望がありまして、お話し合いをしておるものもございますし、それから、ただいま申しましたように、水没地帯とかいうようなことで、河川敷等で単独に利用できるものも少ないというようなところもございまして、さつき申しました、ほんとうに利用できるもののがどれだけかというのを一応概算してみましたのですが、百三万平米のうち、二十九万平米ぐらいと踏んでおる次第でございまます。

○政府委員(谷川寅三君)　たゞいま主音席から御説明申し上げましたように、移転を予定しております三十六機関のうち、建設に着手をいたしておりますのは、國立防災科学技術センター、それから無機材質研究所の二機関だけでございます。この二機関は新設の機関でござりますので、処分す

○政府委員(谷川寅三君) 旧軍財産につきましては、二十五年にこの審議会で御審議を願うようになります。この審議会の審議も沙汰を以てても一年間に一回か二回しかやっていないというような状況も見られるようです。こちらも参考資料を取ってこの前ちょっとと調べたのですけれども、非常におそいように思うのです。今後すみやかに処理できる見込みがあるのか、その辺伺いたい。

して、決して停滞しておるわけではなくございませ
ん。残つてゐるのは、単独ではなかなか利用がす
くかしいという状態でござります。
○多田省吾君 その点はまたおりをみてお尋ねを
します。

次に、準備をされていない面もあるかと思いま
すが、東京都区内、三多摩、神奈川、千葉、埼玉
ですが、関東三県を通じて、まだ未利用の国有財
産がどのくらいありますか。今後都市開発、ある
産がどのくらいありますか。

○多田省吾君 同じような問題で、首都圏の整備委員会事務局からいらっしゃつておるがどうかですが、お答え願いたいと思います。

○説明員(永井陽君) 私ども研究学園都市の関係でのあと地の利用ということにはタッチしておりましたけれども、首都圏内の未利用の国有財産がどのくらいあるか……。

○多田省吾君 研究都市だけです。

○説明員(永井陽君) 先ほど大蔵省のほうから御答弁がありましたが、研究学園都市に移転す

ほど木村先生の御質問にお答えいたしましたよう
に、その三十六機関のうち、二十五機関が一般会
計において処理しておりますので、処分すべきあ
る地がありますものにつきましては、ただいま御

まして八百五十四万平米になつております。したがつて、残存率と申しますか、全体の当初大蔵省が引き継きました旧軍財産の一五%程度になつております。なぜこれだけ残つておるかと申します。

○政府委員(谷川寅三君) 都内でござりますが、私ども特別会計につきましては、実は大蔵省は国有財産の総括の役所ではございますけれども、法律上ははされておりますので、一般会計の普通財

る予定機関としまして、三十六機関が昭和四十二年に閣議で了解されたわけでござりますけれども、その移転を予定されておる機関が現在東京区内で使用しておる国有地が約九〇・四ヘクタ―

第五部 大蔵委員会会議録第六号

昭和四十四年三月二十五日

ル、それから、区部以外の都下におきましては約五四・七ヘクタールで、合わせて百四十五ヘクタールがあるわけでござりますが、これはいわゆる移転したあとそつくり利用できるという面積ではございませんで、まあ移転いたしましても、一部が現在の地区に残存するという場合もございますので、現在使用している面積というふうにお考へ願いたいと思いますが、なお、この移転のあとの利用につきましては、まだ大いぶ先のことにはなりますけれども、原則といたしまして公園とか綠地等の公共施設または公営とか公団住宅等の住宅用地に活用するということで検討いたしております段階でございます。

○多田省吾君 それに関連しまして、これは建設省関係かと思ひますけれども、附帯決議にも衆議院で出されたわけであります、国有財産の河川敷地関係ですね、これはゴルフ場とか、あるいは私的な自動車の訓練場みたいなものが非常に多いわけですから、これは公園とかあるいは野球場とか、そういう一般市民の活用できるものに転換してもらいたいという希望が強いわけですから、こういった点はどのように進んでおりますか。

○委員長(丸茂重貞君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(丸茂重貞君) 速記を始めて。
○多田省吾君 それでは、先ほどの都内、三多摩、関東三県等の未利用の国有財産の一覧の資料、それから、同じく普通財産で、今まで譲渡、貸与したような契約書の写し等、できる範囲でひとつ資料提出をお願いしたいのです。

○政府委員(谷川寛三君) ちょっと伺いたいのですが、いまの資料は一般会計だけでございますですね、私がお答えいたしました。どういうかこないにいたしましたが、宅地とか、いま言つたように森林とかいうふうに分けて。それから貸し付けの状況でございますが、これはあとで先生と細部を打ち合わせをいたしたいと思いますが、こまかいものまでわかりませんものでございますか

ら、何万件もございますので。

○多田省吾君 大体大きな範囲でけつこうです。

○政府委員(谷川寛三君) わかりました。

○多田省吾君 次に、文部省がせつかくいらっしゃっておりますのでお聞きしますが、このたび

の学生騒動で東京大学をはじめとして、いわゆる学生の暴力によって国有財産がどのくらい損害をこうむつておるか、簡単でけつこうですか、お答え願いたいと思います。

○政府委員(安養寺重夫君) ただいま国立大学で紛争中のものが三十二校ございます。紛争の状態、原因等はさまざまございまして、われわれは、いまだ私のほうでは詳細を確認しかねてお

正规范化につとめておるわけでございますが、その

間、報告を微細にとりますように努力中でございますが、お尋ねの全体額としての見込みといふのは、いまだ私のほうでは

現状でございます。このうち、明確に文部省、

大学関係者と照合いたしまして、一応確定したもののが二、三ござります。東京大学におきまして四億五千七百万円強、東京教育大学におきまして千二百万円強、電気通信大学におきまして千五百萬円強、京都大学におきまして約二千万円強、その他

われわれ筑意大学を督励いたしまして現状の確認につとめておるというふうな実情でございます。

○多田省吾君 最後に、法案に關しまして、特定

庁舎等特殊整備計画といふものを、今度の改正案

では特定国有財産整備計画としたわけでございま

るるべき点を御説明願いたい。

それから、もう一つは、これは一般会計と特別

会計の經理を別々にすることによって、結局当初の予定以上に膨張したところの一般会計の規模を

縮小させるための隠れめのではないかといふよう

な批判もあるわけでございますが、この二点につ

いて質問します。

○政府委員(相沢英之君) 今回の特別会計法の改

正を行ないます趣旨は、従来この特別会計が資金

会計でございまして、特定庁舎等整備計画に基づ

くところの財産の売り払い収入を歳入とし、これと見合いで庁舎等を建設するために資金を要する場合に一般会計にこれを繰り入れるという形になりました。したがいまして、特定庁舎等の整備は一般会計で行なわれておりますので、その財産の処分と取得の関係が必ずしも明確にされていなかつたのでござります。今回この特別会

計を改めまして、従来の資金会計から事業会計に改めることによって、この特別会計の中で特定の

庁舎等につきましてその財産の取得と処分を行なえることによって、この特別会計の中では特定の

計を改めまして、従来の資金会計から事業会計に改めることによって、この特別会計の中では特定の

レッジングを行なつたのではないかという御意見でございますが、先ほど申し上げましたとおり、この会計の改組によりまして一般会計の歳出が減りました。したがいまして、特定庁舎等の整備は一般会計で行なわれおりましたので、その財産の処分と取得の関係が必ずしも明確にさなつておりました。したがいまして、この程度の金額では、特にその財産の処分と取得の関係が必ずしも明確にさなつておりましたもののは、公用等に使用する庁舎等につきましてその財産の取得と処分を行なえることによって、この特別会計の中では特定の

計を改めまして、従来の資金会計から事業会計に改めることによって、この特別会計の中では特定の

それから、第二点の、成田の新空港に対する出

出入を認めることは絶対いたしません。これほいだしませんというよりは、むしろ拒否をいたします。その根拠は、先ほどの地位協定第二条によりまして、基地ということになりますと合同委員会の議を経なければこの使用はできないということになりますので、われわれの方針として、合同委員会にそういう提案がなされても、それは拒否をする、こういう態度で現在いるわけでございます。ただし、先ほど御質問のありました協定第五条によりまして出入の権限を向こうはすでに持つておるわけでござりますので、いわゆる技術着陸、燃料が不足してやむを得ずおるといふような、いわゆるわれわれの言うテクニカルランディングというような意味合いにおける出入というのは、先ほどの五条がございます以上、これを認めざるを得ないという考え方であります。ただ、こういうものが非常に数が多いといふようなことになりましたして、一般民港としての使用に支障を来たすという事態が想定されます場合には、後ほど申し上げます羽田等におきますものと同様に、正式外交ルートを通じて、要請的に極力これを抑制するという措置を講ずる、こういう考え方であります。それから、第三点の、現在着いております米軍機の羽田その他の模様でございますが、いわゆる米軍機そのものよりも、羽田等で問題になりますのは、いわゆるMACのチャーターマー機といふ、米軍の輸送部隊のチャーターをしております飛行機が羽田に離着陸いたしておりますわけでございます。これが毎々相当な数にのぼるので一般の民航機に影響を及ぼしておるんじやないかといふようなことで話題になるわけでございますが、このMACの一月から十二月まで合計いたしますと千九百二十一機。ちなみに、四十二年、その前年は二千二

百二十六機、月に直しますと、昨年の二月、三月、四月という時期は大体二百機オーバー、二百二十八、三百七、二百十二という状態で離着陸をいたしておりました。ことしに入りまして、四十四年の一月では百十九機、二月では百九機といふ状態でございます。この千九百二十一機といふ昨年一年間の実績は、羽田に離着陸します飛行機の全体から見ますと、約一・九五%という離着陸の回数になつております。これらの離着陸いたします時周辺は非常にばらばらでございます。特に集中して民間の飛行機が離着陸いたします夜間であるとか、あるいは午前十時前後であるとかいろいろとに一齊にということにはなつておりません。昼間等も相當にござります。いずれにいたしましても、私どもは、こういった状態に対しまして、民間空港というたてまえでございます羽田にこころいったMACが多数入るということは感心をいたしませんので、実は先ほどデータで申し上げました二月、三月、四月と、月平均三百機をオーバーいたしまして、昨年のちょうどいまごろに外交ルートを通じましてとの抑制方を向こうに要請をいたしました。向こうもわれわれの要請を受け入れまして、その後におきます状態は、先ほどもごとしの一月、二月で申し上げましたような数ございまして、ずっと減つてしまいまして、百機前後という状態に落ちてしまつております。こういふ状態から見まして、先ほど最後に仰せがございましたように、外交ルートを通じた場合に効果があるかということに対しましては、やはり向こうもいろいろ配慮をすると考えられまして、こういった実績をもつても十分効果があるというふうに考えられます。したがいまして、成田等におきましては、こういった問題が出ました場合には、当然同様の措置をとって、一般民間国際空港としての本質にもとらないような使用のしかたに進めたいきたい、かように考えております。

いたしまして、休憩をいたします。
午後零時二十五分休憩

○委員長(丸茂重貞君) ただいまから大蔵委員会を開きたいと思います。

休憩前に引き続き、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案」及び「国有財産特殊整理資金特別会計法並びに國の廃舎等の使用調整等に関する特別措置法」一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○渡辺武君 二重課税を防止する方式として居住国の課税——居住国のはうで課税するという方法と、そして、いわば所得の生じた源泉国ですね、平たく言えば、資本輸出国で課税する場合と資本を輸入したほうの国で課税する場合と両方あると思うのですけれども、今まで日本が締結した租税条約ではどちらの立場をとつておられますか。

○政府委員(細見卓君) 居住地国と申しますか、本店所在地国と申しますか、いずれにしても、資本を投資する側の国で所得の発生した側のほうには、全体の所得を、午前も申し上げましたように、総合して課税する。ただ、外国で源泉があつて、外國で課税されたものには税額で控除するというやり方であります。

○渡辺武君 もよつと質問の趣旨がおわかりにならなかつたと思うのですけれども、たとえばアメリカに居住する人が日本で所得をあげたといふ場合ですね、日本で課税する場合は、つまり源泉地国で課税するということになるだろうと思つたということになるだらうと思うのですけれども、たとえば日本とアメリカとの間で結んである租税条約ですね、これはその二つの立場のことぢち、どちらの立場をとつておられるかということ

○政府委員(細見卓君) それは基本的には居住地課税でありますと、その居住者は何であるかということを区分するときの基準として、個人の場合でありますと、例の百八十日ルールと申しますが、半年間以上おったほうが居住地国であるということにしておるわけでござります。

○渡辺武君 そうしますと、日本の国内法で税額控除方式という方式がとられておりますね、その場合は、租税条約が結ばなくとも、たとえば日本に居住する者がアメリカその他外国で所得をあげた場合に、その外国で課税されるの場合に、日本の国内での課税は控除するということになるわけですね。そうすると、その方式などが行なわれる場合を考えると、むしろ居住地国で課税されるということではなくして、源泉地國で課税されるといふことが原則になつてゐるようと思われますが、その点どうですか。

○政府委員(細見卓君) あるいは質問の御趣旨を正確につかまえておらないのかもしれませんのが、所得の発生した國で属地的に課税権があるというのは、これは当然の前提であらうと思うのですが、その場合にいかなる所得を課税するかということになりますと、個人でありますと、先ほど申し上げましたように、どちらに長くおるかということを基準にいたしておりますし、それから、多くの事業所得等の場合でありますと、これはそこで支店とかあるいは事業所とかいうような形で、つまり恒久的な、ペーマネットな施設がある場合に、それに本来帰属して、つまりその活動によって生じたような所得については、その国で、利子とか配当とかいうものにつきましては、利子なり配当なりを支払う法人なり機関なりの所在地国で課税をして、そうしてそれを、日米の場合でありますとお互いに税額控除する、こういうことになつております。

いたしまして、休憩をいたします

午後零時二十五分

は明らかなわけですね、そうでしょう。やはりタイと日本との間の関係を考えて見ますと、ちょうど日本とアメリカとの関係と同じように、日本は圧倒的に資本輸出国、また、同時に、圧倒的に技術を輸出する国だ、タイから日本に投資しているという例は、私は寡聞にしてほとんど聞いてないような実情だと思います。そういたしますと、この場合も、ちょうど日米関係で日本が置かれた立場と同じように、タイは自國が固有の権利として持っている課税権、これを日タイ租税条約を結ぶことによって大幅に制約されるというふうに考えざるを得ないけれども、その点はどうですか。

○政府委員(細見卓君) 大幅であるかどうかはわかりませんが、この条約が、少なくとも、日本側からの投資活動をより安定的なものにして、その意味において、より魅力的なものにしているということは事実でございます。

○渡辺武君 そうしますと、アメリカのような大國に対しても、日本は従属的な立場で不平等条約を結び、そしてタイのような発展途上国、小国に対するは、いわば侵略的な、つまり資本輸出を促進するという意味での不平等な条約まで結んでおるというふうに結論づけざるを得ないわけですけれども、いま日本が租税条約を締結しようとしている国々、これはどういう国々がありますか。

○政府委員(細見卓君) 今まで締結しておりますのは十七カ国で、それはヨーロッパと、それから東南アジアの一部の国をカバーしておるわけであります。これがから考えておりますのは、近い韓国でありますとかフィリピンといふような国、あるいは若干離れましてインドネシアといふようなあります。一方、ヨーロッパの中でも、EEC、EFTA諸国は、午前にも申し上げましたように、大半はできておりますが、スイス、オランダ等とはまだ未締結でございますので、これらを考えておりますし、南米におきましては、ラジルと並んで日本との経済関係の多いアルゼンチンについても締結を考えたいと、かように

考えております。

○渡辺武君 そうしますと、大体アジアの発展途上国が今後の租税条約締結の対象としていま日程にのぼっている、それの大体中心になっていると、いうふうに判断できるかと思うんですね。そうしますと、やはりいま言ったような性格を持つた租税条約、これをアジアの発展途上国との間に結ぶ、それを円滑にするために特例等に關する法律案なんか出されたということになつてしまいりますと、この特例等に關する法律案ですね、これは日本の大企業のアジア諸国に対する経済的な侵略を一そやりよくさせるための措置といふふうに考へざるを得ないけれども、どう思ひますか。

○政府委員(細見卓君) その辺になりますと全く見解が実は異なるわけでございまして、租税条約でこうした利益とか配当とかロイヤルティーに付いていろいろ制限を設けて源泉地國での課税を制限いたしますのは、そのことによって最終的に税負担を軽くするとかいうことではなくて、先ほど午前中にも申し上げましたように、源泉地國で課税されたものが本国におきまして総合課税を受けるわけであります。そのときに税額控除の方式を日本の場合はとつておるわけですが、その税額控除ができる範囲額以内の課税になつておられませんと、結局外国で受けた税額といふものは、日本で税額控除することによって、むしろ相手國へ持ち出すというよくな形になる。そういうものの防ぐ制限税率といふのが大体わが国の法人税、所得税の税率構造等から見ますと、一〇%ないし一五%といふのが妥当な、つまり本国で綜合課税のときには調整し得る税負担であると、そういうことで相手國にもこういうことを要望しておるわけであります。このことによって総合的に税負担が軽くなる、つまり外国へ出ていくことのほうが税負担が軽くなるんだというよなことをいたしておるのではなくて、外国へ出ていった場合、日本国政府が税金として持ち出しになる、相手国でかかった税金が税額控除しきれなくて、日本の

税でまけてやらなければいかぬというのは、やはり二国間の経済交流として適正なルールではないか、おっしゃるようだ。これによって非常に容易になります。

○渡辺武君 課税技術といふ点からいえば、あなたの御説明したことでも、一応の妥当性はある。しかし、その持つている質的な内容は何かといふことになれば、それぞれの所得源泉地國で当然持つべき課税権を、それを租税条約締結といふことを通じて制約していくというものが実態だと思うのです。したがつて、これはやはり資本を輸出する側からの資本を輸入する側に対する主権の制約といふことになるのですね、侵略的な内容を持つたものであるというふうに考へざるを得ない。その一方で、アメリカとの間の関係は、むしろ従属的な不平等条約といふうな内容を当然結論としてわれわれに教えてくれるのですから、このようなりはり租税条約、これは対等、平等な立場で国際的な経済交流を結ぶといふことからすれば、まことに好ましくないといふうに私は考へます。

以上で質問を終わります。

それから、次に、国有財産の問題を統けてようしうござりますか。

○委員長(丸茂重吉君) どうぞ。

○渡辺武君 同いますが、いま鹿児島空港の移転の問題が日程にのぼっておりますけれども、鹿児島空港の計画実現に必要な用地面積はどのくらいありますので、おおむね約三年、四十四、四五、四十六年度といふうに考えております。

○渡辺武君 そうしますと、この現在鹿児島空港のある所ですね、このあと地、いすれこれは鹿児島県に譲り渡すことになると思います。これはやはり移転が完成した後にそういうことになると、いうふうに理解していいわけですね。

○政府委員(手塚良成君) 現在の空港は現状として使わなければなりませんので、新しいものができますて完全に移転を完了した後に、あと地として本会計で整理するという計画でございます。

○渡辺武君 そうしますと、この空港建設に必要な土地の取得に必要な経費ですね、それから工事費、これらは鹿児島県が負担して土地その他の造

転計画完成の予定はいつごろと考えておられるか、これについてまず最初に伺いたいと思います。

○政府委員(手塚良成君) いま現在予定されております新鹿児島空港の予定面積は、これはまだ確定的ではありませんが、現在のところ、いろいろ計画上予定いたしておりますのについてですが、百三十八万七千平米、約百四十万平米といふものを考へておられます。この土地の現状を申し上げますと、畑が全体の約七四%、これは通常の野菜の畑です。したがつてあります、これは通常の野菜の畑でございます。その次にパーセンテージの高いものは山林でございまして、これが全体の約一九%、そのほかに原野、果樹園の一部、桑畑、荒地その他、こういうよくな地目の所でござります。そちらを考へておられます。この土地の現状と御認識願えればよろしいかと思います。

それから、第三点の、十億円が新空港の全予算かといふお話をございますが、全体として計画しておりますのは五十一億八千六百万といふ数字でございまして、明年度、四十四年度に出します予定のものが十億円、こういうことでござります。

それから、完成時期は、地元情勢と申しますか、地元においていろいろな国体その他の行事もござりますので、おおむね約三年、四十四、四五、四十六年度といふうに考えております。

○渡辺武君 そうしますと、この現在鹿児島空港のある所ですね、このあと地、いすれこれは鹿児島県に譲り渡すことになると思います。これはやはり移転が完成した後にそういうことになると、いうふうに理解していいわけですね。

○政府委員(手塚良成君) 現在の空港は現状として使わなければなりませんので、新しいものができますて完全に移転を完了した後に、あと地として本会計で整理するという計画でございます。

○渡辺武君 そうしますと、この空港建設に必要な土地の取得に必要な経費ですね、それから工事費、これらは鹿児島県が負担して土地その他の造

成を行なうということになつてゐるかと思うのですけれども、そういうことですか。

○政府委員(手塚良成君) 当面、県に新空港の計画造成を委託するかつこうになりますので、県が出費をしていくことになります。それで、最後にはこれをまた国で買ひ上げるといつこうになりますので、最終的には相殺ができるわけです。その間の利子等の関係の金につきましての地元負担分を計上する意味合いで先ほど申し上げた十億円の金を出していく、こういう計画になつて、地元には御負担のかからないよう、いろいろ計画でござります。

○渡辺武君 そうしますと、新空港ができて移転したあとですね、現在の、つまり旧空港になりますか、現在の鹿児島空港ですね、これは新空港建設を県が負担して行なつたから、したがつて、旧空港でもはや不要になつたあと地ですね、これは県に払い下げる、それは交換という形になります。

○政府委員(手塚良成君) 完全な交換といいますか、新空港はこの会計で買う、それから、でき上がりました後において、その時点で評価をして、旧空港といいますか、現在の空港を地元に売るところ、こういう契約でございます。

○渡辺武君 そうしますと、そのあと地を鹿児島県に売る場合、これは当然建築交換という形になりますが、現在の鹿児島空港といふらうから、したがつて、用途指定を國が行なうということになるかと思ひます。

○政府委員(谷川寛三君) そういうことにならうかと思います。

○渡辺武君 用途指定を國が行なつて鹿児島県に渡した場合、國の用途指定どおりに鹿児島県があと地を使うかどうかという点は非常に疑問が残るんじやないかと思うのです。それは昭和四十三年の二月二十八日の參議院決算委員会で問題になつた点ですけれども、大津市の刑務所のあと地が、國の用途指定にもかかわらず、新しい刑務所建設の施工業者への代弁支払いのために使われた

ことが決算委員会で問題になりましたけれども、それほど豊かな県が新しい空港の費用を当面負りますので、最終的には相殺ができるわけです。鹿児島県のよう、言つてみれば、経済的にはそのままありますと、財政的にいろいろな面でござりますが、四十五年度以降についても、できることはまだありますと、財政的にいろいろな面でござりますと、財政的にいろいろな可能性が非難で起つたような、國に用途指定を行なわれているにもかかわらず、建設業者などにこれを代弁され、他の形で渡してしまうというような可能性が非常に大きいと見て差しつかえないと思うのですが、その点は十分にお考えなさいた上でやつておられるかどうか。

○政府委員(谷川寛三君) その点は心配をいたしましたが、やはり一つの県として市民の方にお使いいただくようになると、なるものであらうと思いますが、いま先生が御心配になつたようなことは絶対にないというふうに思つております。

○渡辺武君 全体の費用が五十一億八千六百万円といふことでございましたが、やはり一つの県として見れば、かなり大規模な工事だといふうに考へざるを得ないわけです。ですから、この財政的で豊かでない県がこういう大規模な工事を行なうという場合には、財政上の理由から、一方では大きな賞賛会社というのが施工業者になる場合が普通だと思うのですけれども、いま言つたように、國にあと地指定されながら、事實上それを実行することができないといふことにならないよう、その点はひとつ十分に御注意いただきたいと思います。

○政府委員(谷川寛三君) そういうことにならうかと思います。

○渡辺武君 用途指定を國が行なつて鹿児島県に渡した場合、國の用途指定どおりに鹿児島県があと地を使うかどうかといふ点は非常に疑問が残るんじやないかと思うのです。それは昭和四十三年の二月二十八日の參議院決算委員会で問題になつた点ですけれども、大津市の刑務所のあと地が、國の用途指定にもかかわらず、新しい刑務所建設の施工業者への代弁支払いのために使われた

造成の上処分することになつておりますので、その処分に従つて県にまた金を還元されることになりますし、その間の資金のつなぎ等につきましても、また適切な配慮もできるかとも思つております。

○渡辺武君 この鹿児島空港といふのは第二種空港だと思うのですが、どうですか。

○政府委員(手塚良成君) そのとおりでござります。○渡辺武君 第二種空港ですと、これは当然國が直轄事業として工事をやるということが当然のことだと思うのですが、その点どうですか。

○政府委員(手塚良成君) 仰せのとおり、第二種空港は、その設置、管理は國でやるというたままであることになります。これは先生の御指摘のとおりでござります。

○渡辺武君 そうしますと、工事は國が直轄で

直轄事業として工事をやるということが当然のことをだとうな話になつたわけでござります。

○渡辺武君 この鹿児島空港へ行ってみますと、町のいわばどまん中にあるようなものでして、まことに危険ですし、あれがほかの所へ移転すると第一種空港でござりますから、國が直轄事業でやるのを本來の筋であります。そのような経験がございまして、県が建設したもので、それが買うちううふうな話になつたわけでござります。

○渡辺武君 そのとおりでござります。これは移転するといふことは非常にけつこうなことだと思ふのです。ただ、問題は、あと地がほんとうに市民の望むようなものとして役立てられるかどうかということ。それから、先ほど伺いました移転先ですね、これはほんと農地、畠地が七四%、山林が一九%、その他といふことになつております。ほんとうに市民の役に立つような用途指定などを思ふなどして、県に貸与するといふことも可能かとも思ふのですね。むしろそのほうが従来の第二種空港などについての処分の経過からすれば、当然そんじやないかといふうに私は思ふのですが、その点重ねてひとつそういうことがないようにするといふことならば、その点重ねておつしやつていただきたいと思いま

らなかつたというのはどういうわけですか。

○政府委員(相沢英之君) この鹿児島空港の移転の話は、私承知しております範囲では、これは地

元側の非常に強い要望から出たことでございまして、國体の開催期との関係もこれあり、将来の利

用人口等を考えると、この際に滑走路の延長を行なわれるということになりますと、一番最初私

が申しましたように、せつからく國が用途指定を

情その他でもって、あるいはそれがそれらの地方自治体の財政事務に役に立つよう利用されなくなる可能性といふことはかなりあるんじやないかと、いふことも察されるわけです。そういう意味で、今度たとえばこの国有財産特殊整理資金特別会計法、この法律案でこういろいろな事業がほんと今度は特別会計で處理されるということになつていくかと思うのですが、こういう特別会計で處理されるということになりますと、いま申し上げたような危険性を含んだまま特別会計で處理されるということになつていくかと思うのです。やはり一般会計で処理して、そりとして一つ一つについて国会の十分な審議を経てやつしていくことが望ましいことじやないかというふうに私は考へるのですが、その点どうでしよう。

○政府委員(相沢英之君) 鹿児島の空港が第二種空港として、本来、国が直轄事業でやるべきものを、委託と申しますか、地元の県が施行して、完成したものを作りたい方程式にした点につきましては、先ほど申し上げましたとおり、確かに異例的な措置でございますが、地元側の非常に強い熱意でこの話が始まつて、建築交換の方式といふことでかなり話が進展しておりますこととの関連もござりますので、今回はこのやり方でやらざるを得ないと、いうふうに私どもとしては考へるわけであります。今後こういろいろな空港につきまして、その立地条件等からしまして、滑走路の延長その他のために移転を必要とすることがあると思ひます。たとえば大分の空港等がその例だと思ってますが、そのような場合は、従来ですが、一般会計の中になりますと、相当な量の規模の工事になると、やはり建築交換の方式をとるということがあります。多かつたわけでございますが、この特別会計でやるということになりますれば、そういった点は、工事は工事で國が直接やる、それから、あと地の処分はこの特別会計の歳入に上げていく。ですか

ら、その処分と施設の取得との間に、必ずしも現
在の建築交換のようなややこしい制約のもとに、
かつ、結果的に見て必ずしも好ましいことになら
ないようなことをしなくともやれるんじゃないか
というふうに考えております。また、予算につい
て国会の御審議をいたぐる点につきましては、こ
れはもちろん特別会計の歳入歳出として毎年度予
算に計上されることになりますから、この点は一
般会計で施行する場合と同様でございまして、御
懸念のようなことはないのでないかというふう
に思います。

○**政府委員(谷川寅三君)** まだ詳しく詰めてはおりませんが、このあと地が、先ほど航空局長からお話をありましたが、いろいろな用途にほしいという御要望を聞いておるだけでございますが、大体のお答えを伺いますと、先ほどもお答え申し上げましたが、大部分は住宅用の団地をつくりまして市民の方に御利用願う、その他公園とか緑地といつたようなことにならうかと思います。念のため申し上げておきますが、公園、緑地等につきましては法律でも規定がござりますので、これは無償で処理をするということも考えて、できるだけ県の住民の御利用に供したいというふうに考えております。

○**渡辺武君** 次に、三里塚空港に隣接して幾つか伺いたいと思うのですけれども、いま用地の買収は相当進んでいると思しますけれども、売買契約の金額が国との間で明確にされている民有地は計画の何%ぐらいになっておりますか。

○**政府委員(手塚良成君)** 三里塚御料牧場で買収を必要としたします民有地は全体で六百七十ヘクタールでございます。この六百七十ヘクタールに対しまして、現在完全に契約完了しておりますので並びに地主との契約調印が済んでおるもの、一応売買契約のあと形式だけが残つておるもの、そ

ういつた調印の済んでおりますもの等を合計いたしましたと、面積でもつて四百二十四・八ヘクタール、全体の六三・四%が済んでおります。申しおくれましたが、これは三月十五日現在でござります。

なお、この新空港は第一期工事と第二期工事を分けて建設することに計画をいたしております。第一期工事で必要といたします民有地は、先ほど六百七十ヘクタールのうち、二百八十二ヘクタールでございます。この二百八十二ヘクタールに対応いたしましては、現在二百十五・四ヘクタール、すなわち、その全体の七六・四%というところまでが一応処理済みである、こういう実情でござります。

○渡辺武君 契約完了もしくは地主との間の調印済みと言われましたけれども、その場合、あれですか、売買契約の金額に至るまで明確に決定されておるというものはばかりですか。

○政府委員(手塚良成君) いまの面積とパーセンテージで申し上げましたのは先生のおっしゃるところでございます。

○渡辺武君 なお、買収をしなきやならぬ土地が民有地がかなり残つておるわけであります。この買収が非常に困難な民有地については土地取用法を適用するというようなことが現地でも盛んに言われておりますし、現地の人たちは非常にその点不安に思つておるわけですが、実際土地取用法を適用されるおつもりがあるかどうか、その点伺いたいと思います。

○政府委員(手塚良成君) この民有地の売買につきましては、実は昨年の四月、買取予定地内に住まわれる方々の二つの団体と実は売買の確約が一応取りつけられております。その方々の、合計をいたしますと、敷地の面積の約八八%という方々がこれに調印をしておられるわけです。それが昨年四月になされておりまして、現在はその線に沿つて進んでおるわけでありまして、現実の問題として、調査なり、あるいはいろんな権利関係の複雑な問題等でだいま申し上げたようなペーパー

私どもは、残った一二%の数の反対の方々に対しでは、極力任意売買に持っていくたい、空港の趣旨を御理解いただきて円満に売買を進めていきたいたい。そのためには、すでに既売買の話のついた方々に対していろいろな対策を御提示申し上げ、御協力願つて、たとえば代替地の提供、あるいは離職の対策、そのほかいろいろやつておりますが、そういうことについても全く同様の扱いをいたしますというようなことも申し上げ、その準備もして呼びかけをいたしておりますけれども、今後におきましてもそういう努力はさらに一そう強く続けて、できるだけ任意に円満に買収を進めたい、こういうふうに考えております。ただ、この中には、御承知かとも思いますが、いわゆる一坪運動といろよくな運動地が二、三ござります。すなわち、非常に小範囲の面積の所に多数の所有権を設定されるというようなかつこうの所でございまして、こういった所の方々に對しては、これはいわゆる一般にわれわれの言う反対者の敷地というふうなものとは、やや性格が違うのではないかと考えております。こういった一坪運動関係地につきましては、大体だいまのところ、面積が二・二ヘクタールばかりでござります。そのうち、一期工事区域については〇・五ヘクタールという面積がございますが、こういった場所については、あるいは取用法を適用せざるを得ないのでではないかというふうに考えておりまます。したがいまして、先ほどの一般的な反対といふ方々に対しては、繰り返すようですが、極力話し合いで事を進めたいというふうに考えております。

に立ち上がりて強く戦うということ、これは私は当然のことだと思うのです。同時に、また、先ほど午前中のこの委員会の質疑の中でも明らかになりましたように、軍事基地としては成田空港の使用はお断りするというふうにおつしやらないが、同時に、他方では、たとえば米軍がチャーターして軍事要員を輸送するといふような場合、そういう場合は離着陸できるといふようなことも言われておるわけですね。そうしますと、いまの日米安保条約のもとで、日本が大きな国際空港をつくり、これが何らかの形で軍事目的に使われるということになつてまいりますと、これは現地の農民からすれば、日本の国の平和を守り、独立を達成するという意味からしましても、これは当然強く反対するということは十分に考えられることだと思います。したがって、いまの反対運動といふのは、そういう意味で少しも無理のものではない、全く日本人としては正当な意見に基づいた反対運動だと考えざるを得ないと思う。ところが、その反対している農民の土地について、いまあなたは一坪運動などの土地といふように、きわめて限局された形で言われましたけれども、衆議院の決算委員会だったかと思ひますけれども、とにかく反対している農民の土地は、まあ買収困難ならば收用法を適用せざるを得ないといふような趣旨のことと政府委員の方も答えておられる。もしこういうことになりましたら、これは全く不当な措置だ、こういうふうに言わざるを得ない人民法院は、これは成田空港設置反対のために戦つていいじゃないかというふうに思うわけです。土地收用法というよろな、やはり強権的な手段によつて農民の土地を無理やり取り上げるといふようなやり方は、これは成田空港設置反対のために戦つていいという農民に対しては、絶対やるべきじゃないことを耕してきた農民の土地に対する愛着といふの点。

取り上げられる問題、この問題に対しましては、私どもは、実はこの空港の位置を決定いたしました。ときから非常にそういう点は気を配ったわけですが、いろいろ経年曲折はござりますが、御料牧場をこの中にひっかけた、あるいは原生林がこの中に入つておる、百ヘクタールばかり敷地の中に入つておる、こういったような所に考えたといふのも、実はそういう営農の皆さんのが農地をできるだけ少なく買い上げるというような意味で一応決定した次第です。この位置はどういう所でもいいというわけではございませんで、いろいろ航空上の制約があるわけでございますが、そういう制約をもうろく調整をいたしまして、まあそういうふうな地元対策といふものを閣議決定をいたしました。それは、やはり地元住民対策としての土地補償の問題とか、あるいは代替地の問題であるとか、あるいは騒音対策の問題であるとか、周辺の地元の道路関係の問題であるとか、排水であるとか用水であるとか、いろいろ地元の皆さんとの問題をどういうふうに進めていくかという方針を決定をいたしましてこれに取りかかる、こういう配慮をしたわけでございます。こういうような配慮を背景にいたしまして、日本としてはどうしてもつくらざるを得ない空港、この空港をつくるということにいたしましたので、営農の点で、取り上げられるという方々には、まことにある意味ではお気の毒かと思いますが、そういった空港の趣旨並びにそいつた当初からの配慮ということで目下進めつつあるということです。

なお、先ほど来申し上げております買収を進めていくにつきましては、やはりこの位置決定に伴います際に、こういった公共事業にはおよそ異例だと思われますよな地元対策といふものを閣議決定をいたしました。それは、やはり地元住民対策としての土地補償の問題とか、あるいは代替地の問題であるとか、あるいは騒音対策の問題であるとか、周辺の地元の道路関係の問題であるとか、排水であるとか用水であるとか、いろいろ地元の皆さんとの問題をどういうふうに進めていくかという方針を決定をいたしましてこれに取りかかる、こういう配慮をしたわけでございます。こういうような配慮を背景にいたしまして、日本としてはどうしてもつくらざるを得ない空港、この空港をつくるということで目下進めつつあるということです。

第二の反対理由として軍事基地のお話でござりますが、これはわが國の立場で、現在安保条約というものが前提になります限りにおきましては、先ほど仰せのとおりの実情になつておるわけございまして、これはそいつた前提の問題がどう解決されるかということいかんにかかるつてまいるわけです、現状として見る限り。私どもは先ほど申し上げたような方針で進む、絶対に軍事基地にはしない、しかしながら、テクニカルランディングのような方針でございます。そういった効果は現に羽田でもあらわれておりますので、私どもはそういうよろんな事態、しかし、それもできるだけ外交ルートその他を通じて制限をしていく、こういう思いますが、さればといって、いま残つておる皆さんに對して収用といふことをまつこから振りかざして、何が何でもというよろくな強引なことは毛頭考えておりません。先ほど申し上げたような場合は、これは私はやむを得ないと存ります。なお、話を進めていきます場合にも、あるいは絶対的に問題があるといふよろんな対象のものが出来るかもとも思いますけれども、できるだけそういうものについても、やはり話し合いといふことを前提に進めていきたいというのが基本方針でございます。絶対やるべきでないと仰せですけれども、香港の設定については、これまた一つの国としての基本方針であるか存りますので、やむを得ざる先ほど来申し上げておるよろなものについては收用もしかたがない、しかし、本質的には今後対策を講じながら話し合いを進むといふことを考えて進めたいと、かゝつて考えております。

反対運動をやっている中でも、特に強く戦つてゐるような所を中心として、そうして土地収用法など振りかざして土地を取り上げるといふよくなことが、もう少し事實上進められておる。しかしも、安保条約については、あなた方政府の立場ですから、そら言うのも無理はないのですけれども、いま安保条約のあるもとでは、米軍機が一時的に発着するのはやむを得ないのではないかといふような立場に立つていて、そうして農民から土地を取り上げていくといふよくなことは、これは全く言語道断だといふうに考えざるを得ないです。とにかくその問題はそれとして、まことにこれは遺憾な事態が行なわれてゐるということありますけれども、この今度の特別措置法の一部改正法律案を見てみますと、衆議院の論議でも明らかになつておりますけれども、大体一割程度の処分収入があれば施設整備計画はかなり大規模なものを使実施できるということになつておるそうであります。しかし、実際はどうでしょうか。

○政府委員(相沢英之君) この特別会計の対象となる事業は、ただいまお話をございましたところ、処分収入の伴う施設の取得でございます。その場合に、処分収入が取得価格の大体一割程度以上あればいいというふうに考えております。

○渡辺武君 事業計画規模には特段の何か制限があるわけですか、ないんですか。

○政府委員(相沢英之君) ございません。

○渡辺武君 そうしますと、一割程度の処分収入があれば、かなり大規模な事業計画を立て、それを実行することができるといふことになるわけですね。

○政府委員(相沢英之君) さうなります。

○渡辺武君 そんしますと、そのような大規模な実施計画を立てて、特に土地の問題などが中心になつてくるかと思うのですけれども、いま成田空港ではつきりしておりますように、それぞれの地域の住民が自分の生活や営業を守るために、あるいは日本の國の平和や独立のために政府のさまざまな事業計画に対して強く反対した場合に、土地

収用法などを振りかざして強制的にその土地を取
り上げるというようなことになつてしまります
と、これはまさに危険きわまりない法律案とい
うふうに言わざるを得ない。その点について伺い
たいと思うのですけれども、この特別会計につい
て、相沢主計局次長が、宮内省の御料牧場や刑
務所等の施設の整備を促進するために特別措置法
の一部を改正する法律案をつくったんじゃないん
だということを衆議院で言明しておられるわけで
すけれども、また、その上に上村政府委員は、將
来特定の施設について整備していくこうということ
を考えているのだと、この法律案の趣旨はです
ね、そういうことを述べておられますけれども、
そうしますと、この特別会計設置によつて具体的
に対象となるものは、あとは米軍への貸与施設、
それから空港、王子野戰病院など、いずれも軍事
的な性格の非常に強いものがあと残っているとい
うことになるかと思うのです。そこで、この特別
会計のこういう制度をつくっていくことは
一体何をねらっているのか、たとえば米軍が自衛
隊の基地や演習場ですね、これを移転拡張するた
めに、それを大規模にやりやすくするように、そ
のためにこういう措置をつくったのじゃないかと
いうふうに考えられますか、その点どうですか。
○政府委員(相沢英之君) その点、衆議院の質疑
の際にも答弁申し上げましたが、特別会計を改正
いたしまして、処分収入ともども施設を広く対象
とすることにいたしましたのは、そういう施設の
整備を一般的に促進したいということだけござ
いまして、特にいまお話のような特別な施設の整
備を促進するというような考え方方に基づくもので
はないません。
○岩動道行君 私は、租税条約の特例法について
一、二簡単に伺つておきたいのですが、第二条で
「租税条約」ということばを使つておつて、一方に
おいてドイツなどは「租税協定」ということばを
使つておるわけですが、租税条約と租税協定とは
一体同じものと考えられるのか、あるいは外務省
等の見解も聞いて、これは租税条約ということば

一本で協定も含むと、こういふように解釈しておられるのか。英語で言えば、いろいろコンベンションとか、あるいはアグリーメントとか、用語が違うわけですが、この点についての見解を伺いたい。

当な機会に当委員会に租税条約の説明であるとか、あるいはその実態等についての報告、説明をしていただきたい、かように考えておるわけでござりますが、政府側のお考えはいかがでございましょうか。

○口田菊雄君 私は、この際、自由民主党、日本社会党、公明党、民主社会党、以上四党的共同提案として、ただいま可決されました国有財産特種整理資金特別会計法及び國の庁舎等の使用調整案に關する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を提出いたします。

たいと思うのですけれども、この特別会議において、相沢主計局次長が、宮内省の御料牧場や刑務所等の施設の整備を促進するために特別措置法の一部を改正する法律案をつくったんじゃないんだといふことを衆議院で言明しておられるわけであ

○政府委員(細見卓君) 案約といふことは、広く協定をも含むていうふうに解釈いたしております。す。

○岩動道行君 それから、資料をひとつお願ひしたいのですが、これは木村委員からも御要請がございましたが、これは

○政府委員(細見卓君) 御希望に沿うべからざいな
してまいりたいと思います。

○委員長(丸重重貞君) 他に御発言もなければ、
両案の質疑は尽きたものと認めて御異議ござります
せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

し、次の附帯決議案を提出いたします。
附帯決議案を朗読いたします。

国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の
庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の
一部を改正する法律案に対する附帯決議案

を考えているのだと、この法律案の趣旨はです
ね、そういうことを述べておられますけれども、
そうちますと、この特別会計設置によつて具体的

人の株式取得等も相当盛んになってきておりますので、非居住者なり、あるいは外国法人の課税状況について、法人税あるいは所得税、あるいは源泉徴収の中身等についての最近の資料を、ひとつ

○委員長(丸茂重貞君) 御質議ないと読みます。
速記をとめて。

二、国有財産の管理及び処分については、その適正を期するため、一般会計及び特別会計を通じ、これを統一的に行なうよう努めること。

三、都市開発、土地対策問題の解決のため、未利用国有財産をできるだけ活用し得るよう留意すること。

それから空港、王子野戰病院など、いずれも軍事的な性格の非常に強いものがあと残っているということになるかと思うのです。そこで、この特別会計のこういう制度をつくっていくということは

○政府委員（細見卓君） 四十二年度の実績でござりますと手元にございますが、資料として提出させていただきたいと思います。まあ、けさも木村先生

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようですが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(丸茂重貞君) 御異議ないと認めます。

二、都市開発、土地対策問題の解決のため、未利用国有財産をできるだけ活用し得るよう留意すること。

隊の基地や演習場ですね、これを移転拡張するため、それを大規模にやりやすくするように、そのためにはどういった措置をつくったのだじゃないかとうふらうと考えられます。その点はどうですか。

委員の御質問に対しでなかなか答えにくかったように、実は国別といふのはなかなかむずかしくて、手元に資料がなくて、もし、書いてやるとすれば非常に推定になるというわけでございます。

○岩動道行君 今度どのように特例法を一本化す

○委員長(丸茂重宣君) 御異議ないと認めます。
それでは、これより採決に入ります。
まず、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

するとともに、租税物納財産等未契約財産については、その契約が可及的速かに行なわれることより適切な措置を講ずること。

四、大都市周辺の河川敷地については、その公用物たる性格にかんがみ、公園、広場、運動場等に開放するよう可及的速かに措置すること。

の際にも答弁申し上げましたが、特別会計を改正いたしまして、処分収入とともに施設を広く対象とするにいたしましたのは、そういう施設の整備を一層的につく進したいということだけできさ

ることによつて、これからは租税条約自体は外務委員会で審議をされる、大蔵委員会にはそれに関する連した特例法といふものが全然出てこない、こういう状況に相なるわけであります。そういたしまずと、当委員会としては、一体どの国とどのよう

○「賛成者挙手」
委員長(丸茂重貞君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて可決すべきものと決定いたしました。
次に、国有財産特殊整理資金特別会計法及び國の府庫等の使用調整等に関する特別措置法の一部

動場等に開放するよう可及的速かに措置する
こと。

備を促進するというような考え方方に基づくものではありません。

な租税条約を結んでいるのか、それがどうい 內容を持つものかというようなことが全くわからぬいという状況に相なるうかと思います。しかし、われわれとしては、どの国とどのような内容の租税条約を結んで、それが我が国の租税の中においてお

の戸舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の拳手を願います。

の戸舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の拳手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(丸茂重貞君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて可決すべきものと決定いたしました。

戸田君から附帯決議についての提案がござりますす。

ではないだらうかといふに思いますが、この第一の項目の中にはそのような趣旨が盛り込まれておりますかどうか、これをまず第一点として伺い。それから、第二点として伺いたいことは、第二項の「都市開発、土地対策問題の解決のため、未利用国有財産をできるだけ活用し得るよう留意すること。」といふになつておりますが、この活用は、住民の利益のために活用し得るよう留意することといふにしていただいたはうが、より趣旨は明らかになるのではないかといふように考えておりますが、そのような趣旨がこの二項の中に含まれておりますかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○戸田兼雄君 その点は、いま関係者と相談の結果、いま御質問の内容については十分織り込まれておる、そういう精神である、こういうことでありまするから、御了承を願います。

○委員長(丸茂重貞君) 他に御発言もなければ、採決を行ないます。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(丸茂重貞君) 全会一致と認めます。よつて、戸田君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、大蔵大臣から発言を求めておりますので、これを許可いたしました。福田大蔵大臣。

○國務大臣(福田赳夫君) ただいまの御決議に対しましては、その趣旨を尊重いたしまして、善処いたしたいと存じます。

○委員長(丸茂重貞君) 次に、本院規則第七十二条により、議長に提出する報告書の作成につきましては、これを委員長に御一願願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(丸茂重貞君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(丸茂重貞君) 〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕

○委員長(丸茂重貞君) 全会一致と認めます。よつて、戸田君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、大蔵大臣から発言を求めておりますので、これを許可いたしました。福田大蔵大臣。

○國務大臣(福田赳夫君) ただいまの御決議に対しましては、その趣旨を尊重いたしまして、善処いたしたいと存じます。

○委員長(丸茂重貞君) 次に、本院規則第七十二条により、議長に提出する報告書の作成につきましては、これを委員長に御一願願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(丸茂重貞君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(丸茂重貞君) 次に、所得税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、通行税法の一部を改正する法律案及び関税定率法等の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。沢田政務次官。

○政府委員(沢田一精君) ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外三法律案について、提案の理由及びその概要等を御説明申しあげます。

初めに、所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を一括して申し上げたいと存じます。

政府は、さきに経済の安定的成長に即応する税制のあり方とその具体化の方策につきまして税制調査会に諮問いたしたところであります。

七月、同調査会から三年間にわたる審議の結論として、長期税制のあり方についての答申、税制簡素化についての答申及び土地税制のあり方についての答申が提出され、さらに昨年十二月には、これららの答申の内容のうち、来年度の改正において実現すべき事項につき、昭和四十四年度の税制改正に関する答申が提出されました。政府といたしましては、これらの答申を中心として、昭和四十一年度の税制改正につきまして鋭意検討を行なつてまいりましたのであります。その結果、最近における国民負担の状況にかんがみ、中小所得者の所得稅の負担軽減を主眼として、課税最低限の引き上げ、給与所得控除の適用範囲の拡大及び税率の緩和等により、平年度一千八百二十五億円にのぼる所得稅の減税を行なうこととし、また、当面の経済、社会情勢に即応して、住宅及び土地対策の拡充合理化、公害対策の促進、原子力発電の推進、中小企業の構造改善等に資するため、税制上の諸措置を講ずることとともに、交際費の課税を強化するほか、納税者の権利救済制度の改善をはかることといったのであります。今回は、これらの税制改正の一環として、所得税法の一部を改正する法

律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

まず、所得税法の一部を改正する法律案につきまして、その大要を御説明申し上げます。

第一に、中小所得者を中心とする所得税負担の軽減をはかるため、課税最低限の引き上げを行なうこととしております。すなわち、基礎控除及び配偶者控除をそれぞれ一万円引き上げるほか、扶養控除を二万円引き上げることとしております。

これらの諸控除の引き上げにより、所得税の課税最低限は、夫婦と子供三人の給与所得者の世帯では、現在の八十三万三千円が九十三万五千円となるのであります。

第二に、中堅給与所得者層における所得税負担の累積を緩和するため、給与所得控除の改正を行なうこととしております。すなわち、現在給与所得控除の額が年収百十萬円で頭打ちとなつてゐるのを改め、年収三百十萬円までは給与の収入の増加に応じ、給与所得控除の額も増加するよう、定期控除の適用範囲を拡大しております。

第三に、税率の緩和を行なうこととしております。すなわち、課税最低限の引き上げ及び給与所得控除の適用範囲の拡大と関連して、主として中堅以下の所得者層の負担軽減をはかる見地から、税率の刻みとその適用区分の改善をはかることとしております。

第四に、障害者控除等の特別な人的控除の引き上げを行なうこととしております。すなわち、障害者控除、特別障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ一万円引き上げるとともに、いわゆる母子世帯への配慮から、配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族の控除も一万円引き上げることとしております。

以上のほか、ノーベル賞を非課税所得として法定すること、二分の一課税方式の適用されない短期譲渡所得の範囲を保有期間五年以内の資産の譲渡による所得に改めること、予定納税を要しない限度額を現行の一万五千円から二万円に引き上げること、小規模企業共済掛け金を年末調整で控除

できるようにすること、社会保険労務士の報酬を源泉徴収の対象に加えること等、所要の規定の整備を行なうこととしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その大要を御説明申し上げます。

まず、住宅対策等の当面要請される措置について申し上げます。

第一に、住宅対策といたしましては、住宅賃借契約の対象となる住宅賃借契約の要件の緩和をはかるほか、新築貸し家住宅の割増償却制度及び新築住宅の取得登記等の登録免許税の軽減措置について、その適用期限を延長することとも適用範囲を拡大することとしております。

第二に、原子力発電の推進策といたしましては、電気事業者が建設する原子力発電所について、償却準備金及び特別償却の制度を創設し、また、動力炉・核燃料開発事業団が行なう原型炉の建設のために企業の支出する出捐金については、これに損金に算入する制度を設けることとしております。

第三に、中小企業につきましては、中小企業近代化促進法に基づき中小企業構造改善計画の承認を受けた商工組合等の組合員について、割り増し償却制度及び合併、現物出資の場合の課税の特例を設けることとしております。また、協同組合の留保所得控除制度等についてその適用期限を延長するとともに、商工組合中央金庫の抵当権の設定登記等について登録免許税を軽減する措置を講じております。

第四に、輸出振興につきましては、輸出割り増し償却、海外市場開拓準備金、海外投資損失準備金、技術等海外取引の所得控除の諸制度及び外航船の保存登記等の登録免許税の軽減措置について、それぞれ適用期限を延長することともに、中小商社の海外市場開拓準備金の積み立て率を引き上げる等、制度の改善合理化を行なうほか、外航船等に旅客用として積み込む酒類等の免税措置を

船員用等についても適用できるよう、その適用範

の拡充を行なうこととしております。

第五に、法人が支出する交際費の一部を損金不算入とする交際費課税の制度につきましても、その適用期限を延長するとともに、法定の控除額をこえる額に対する損金不算入の割合を六〇%に引き上げて、社用消費の抑制に資することいたしております。

以上のほか、山林に関する課税の特例については、適用期限を延長とともに、間伐のための伐採を特別控除の対象とする等の合理化を行ない、ガス事業者の特定ガス導管設備について特別償却制度を創設し、また、地方公共団体の行なう身体障害者扶養共済契約に基づく年金受給権、石炭企業が交付を受ける再建交付金及び日本万国博覧会の会場で行なわれる催しものについて、それぞれ課税しない措置を講ずることとしておりま

す。さらに、期限の到来するその他の措置については、効果が認められないものを廃止し、実情に応じ、簡素化ないしは合理的改定を加える等、所要の配意を加えた上でなお必要とされる措置については、適用期限を延長することとしております。

次に、土地問題の解決に資するための土地税制の改善措置について申し上げます。

第一に、個人の有する土地、建物等の譲渡所得について、他の所得と分離して課税を行なう特例を設けております。すなわち、土地の供給促進に資するため、個人が五年をこえて保有していた土地、建物等を譲渡した場合の譲渡所得については、昭和四十五年から昭和五十年までの間は、他の一〇%の軽減税率を適用することとしております。一方、土地の投機的需要を抑制する等のため、保有期間が五年以下の土地、建物等及び昭和

四十四年一月一日以後に取得した土地、建物等については、その譲渡所得の四〇%の額と、本来の所得税負担額の一〇%に相当する額のうち、いざか高い額により課税することとしております。

なお、昭和二十七年以前から引き続き保有していた土地、建物等を譲渡した場合の取得費は、譲渡による収入金額の五%相当額とする特例を設け、所得計算の簡素化をはかることとしております。

第二に、収用その他特別な事情によって土地、建物等を譲渡した場合には、それぞれの事情に応じてその譲渡所得から特別控除を行なうこととしております。すなわち、収用等の場合には一千二百万円、日本住宅公団の行なう土地区画整理方式による宅地造成事業等のために譲渡した場合には六百万円、特定の民間宅地造成事業等のために譲渡した場合には三百万円、また、現に自己の居住の用に供している家屋及びその敷地を譲渡した場合は、一百万円を控除することとしております。

なお、以上のほか、税制簡素化の見地から、納稅準備預金の利子等について、目的外の引き出しの場合の課税計算の方法を合理化する等、所要の規定の整備合理化を行なうこととしております。

次に、事業用資産の買いかえ制度の合理化を行なうこととしておりま

るの譲渡及び取得がなかつたものとする等、実情に即するよう措置することとしております。

最後に、経過措置としまして、昭和四十四年分の個人の譲渡所得について選択適用の特例を設けておりま

す。述べました土地税制に関する改正事項は、原則的には昭和四十五年以降の譲渡から適用することとしておりますが、昭和四十四年中の譲渡所得の全體について、新しい制度による課税を受けることを納税者が選択したときは、昭和四十四年分についても新しい制度による課税が受けられることといたします。

次に、通行税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、さきに国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案を提案し、日本国有鉄道の普通旅客運賃の額の改定及び旅客運賃の等級の廃止について御審議を願つておるところであります。これに連して通行税法について所要の調整を加えるた

め、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容について、その大要を申し上げます。

第一は、現在、汽車及び電車の一等の乗客については通行税を課税しておりますが、今回、日本国有鉄道の旅客運賃の等級が廃止されることに伴い、現在の一等車両を利用する乗客が支払うことによる特別車両料金につきまして、一〇%の税率による課税を行なうこととしております。

第二は、現在、二等の寝台料金については、その利用の実態にかんがみ、非課税とするよう通行税の免税点を定めておりますが、今回の運賃改定により寝台料金も改定され、現在の二等寝台を利用する乗客が課税されることになりますので、寝台料金の免税点を現行の千四百円から千六百円に引き上げ、引き続き非課税とすることとしておりま

す。そのほか、所要の規定の整備をはかることとしております。

最後に、関税定率法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

最近における内外の経済情勢の変化に対応して、関税率及び関税の減免制度について所要の調整を行なうとともに、旅具通關の一そらの迅速化をはかるため、簡易税率制度の拡充及び簡素化を行ない、また、最近における港湾の利用状況等にかんがみ、開港等の指定を政令で行なうよう改め等の措置を講ずるため、関税定率法、関税法及び関税暫定措置法について、それぞれ所要の改正を行なう必要がありますので、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一は、関税率について所要の調整を行なうこととしてあります。すなわち、関税定率法及び関税暫定措置法を通じて四百三十七品目の実行税率を変更するとともに、暫定税率の適用期限が本年三月三十日に到来する七十八品目につきまして、その適用期限を一年間延長することとしております。四百三十七品目の実行税率の変更は、一品目を除き、すべて税率を引き下げるものであり、このうち、三百五十一品目につきましては、昨年三月の当委員会における附帯決議の御趣旨に沿いまして、協定税率が適用されない国の産品に対する関税格差の解消を行なうものであります。

第二は、関税の減免制度について所要の整備を行なうことであります。本年三月三十一日に適用期限が到来する重要機械類、給食用脱脂粉乳の免稅等、関税の減免または還付制度については、その適用期限を一年間延長することとしたしております。また、昭和四十五年三月三十一日までに輸出された貨物を原材料として加工再輸入品に対する関税軽減制度並びに外国船によって採捕された水産物に本邦船舶内において加工等を加え、これを輸入する場合の関税軽減制度を新設することと

しております。

第三は、簡易税率の改正であります。これは新た

税率を定めるとともに、従来の対象品目の税率を十三区分から四区分に改めるものであります。

第四は、関税制度の改正であります。従来、関税法に列挙しておりました開港及び税關空港の指定を政令で行なうよう改めるとともに、更正の請求及び不服申し立ての期限の延長を行なう等、若干の規定の整備をはかることとしております。

以上が所得税法の一部を改正する法律案外三法案の提案の理由及びその概要等であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいます。

○委員長(丸茂重貞君) 次に、補足説明を聴取いたします。

○政府委員(細見重君) ただいま御説明のございました内国税関係三法案の改正案の提案理由を補足して御説明申し上げたいと思います。

最初に、所得税から申し上げたいと思ひます。今回の所得税法の改正は、最近における所得税負担の状況に顧みまして、中小所得者に重点を置いて所徴税の負担を軽減するとともに、あわせて所得税の整備合理化を行なうこととその内容としております。

第一は、課税最低限の引き上げでございます。すなわち、夫婦と子供三人の給与所得者の課税最低限を前年度に引き続き十万円程度引き上げることを目的といたしまして、先ほど提案理由で御説明申し上げましたように、基礎控除等の諸控除の引き上げを行なうこととしております。今回の諸控除の引き上げは、昨年七月税制調査会より提出されましわゆる長期答申において示される具体的な方向の二分の一を実現するものでありまして、この引き上げの結果昭和四十四年度の所得税の納稅人員は、改正前でござりますと約二千六百四十八万人と見込まれておりますが、改正後では約二千五百四十一万人となりまして、約百七万人の減少となるわけでございます。

第二は、給与所得控除の適用範囲の拡大でございます。すなわち、現行法では、給与の収入金額

が百十萬円をこえますと給与所得控除は二十八万円で頭打ちとなるのでございますが、このような内に頭打ちとなつてある給与所得の範囲を、従来、保有律案を改めるとともに、更正の請求及び不服申し立ての期限の延長を行なう等、若干の規定の整備をはかることとしております。

以上が所得税法の一部を改正する法律案外三法案の提案の理由及びその概要等であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいます。

○委員長(丸茂重貞君) 次に、補足説明を聴取いたします。

○政府委員(細見重君) ただいま御説明のございました内国税関係三法案の改正案の提案理由を補足して御説明申し上げたいと思います。

最初に、所得税から申し上げたいと思ひます。今回の所得税法の改正は、最近における所得税負担の状況に顧みまして、中小所得者に重点を置いて所徴税の負担を軽減するとともに、あわせて所得税の整備合理化を行なうこととその内容としております。

第一は、課税最低限の引き上げでございます。すなわち、夫婦と子供三人の給与所得者の課税最低限を前年度に引き続き十万円程度引き上げることを目的といたしまして、先ほど提案理由で御説明申し上げましたように、基礎控除等の諸控除の引き上げを行なうこととしております。今回の諸控除の引き上げは、昨年七月税制調査会より提出されましわゆる長期答申において示される具体的な方向の二分の一を実現するものでありまして、この引き上げの結果昭和四十四年度の所得税の納稅人員は、改正前でござりますと約二千六百四十八万人と見込まれておりますが、改正後では約二千五百四十一万人となりまして、約百七万人の減少となるわけでございます。

第二は、給与所得控除の適用範囲の拡大でございます。すなわち、現行法では、給与の収入金額

が百十萬円をこえますと給与所得控除は二十八万円で頭打ちとなるのでございますが、このような内に頭打ちとなつてある給与所得の範囲を、従来、保有律案を改めるとともに、更正の請求及び不服申し立ての期限の延長を行なう等、若干の規定の整備をはかることとしております。

以上が所得税法の一部を改正する法律案外三法案の提案の理由及びその概要等であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいます。

○委員長(丸茂重貞君) 次に、補足説明を聴取いたします。

○政府委員(細見重君) ただいま御説明のございました内国税関係三法案の改正案の提案理由を補足して御説明申し上げたいと思います。

最初に、所得税から申し上げたいと思ひます。今回の所得税法の改正は、最近における所得税負担の状況に顧みまして、中小所得者に重点を置いて所徴税の負担を軽減するとともに、あわせて所得税の整備合理化を行なうこととその内容としております。

第一は、課税最低限の引き上げでございます。すなわち、夫婦と子供三人の給与所得者の課税最低限を前年度に引き続き十万円程度引き上げることを目的といたしまして、先ほど提案理由で御説明申し上げましたように、基礎控除等の諸控除の引き上げを行なうこととしております。今回の諸控除の引き上げは、昨年七月税制調査会より提出されましわゆる長期答申において示される具体的な方向の二分の一を実現するものでありまして、この引き上げの結果昭和四十四年度の所得税の納稅人員は、改正前でござりますと約二千六百四十八万人と見込まれておりますが、改正後では約二千五百四十一万人となりまして、約百七万人の減少となるわけでございます。

第二は、給与所得控除の適用範囲の拡大でございます。すなわち、現行法では、給与の収入金額

が百十萬円をこえますと給与所得控除は二十八万円で頭打ちとなるのでございますが、このような内に頭打ちとなつてある給与所得の範囲を、従来、保有律案を改めるとともに、更正の請求及び不服申し立ての期限の延長を行なう等、若干の規定の整備をはかることとしております。

以上が所得税法の一部を改正する法律案外三法案の提案の理由及びその概要等であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいます。

○委員長(丸茂重貞君) 次に、補足説明を聴取いたします。

○政府委員(細見重君) ただいま御説明のございました内国税関係三法案の改正案の提案理由を補足して御説明申し上げたいと思います。

最初に、所得税から申し上げたいと思ひます。今回の所得税法の改正は、最近における所得税負担の状況に顧みまして、中小所得者に重点を置いて所徴税の負担を軽減するとともに、あわせて所得税の整備合理化を行なうこととその内容としております。

第一は、課税最低限の引き上げでございます。すなわち、夫婦と子供三人の給与所得者の課税最低限を前年度に引き続き十万円程度引き上げることを目的といたしまして、先ほど提案理由で御説明申し上げましたように、基礎控除等の諸控除の引き上げを行なうこととしております。今回の諸控除の引き上げは、昨年七月税制調査会より提出されましわゆる長期答申において示される具体的な方向の二分の一を実現するものでありまして、この引き上げの結果昭和四十四年度の所得税の納稅人員は、改正前でござりますと約二千六百四十八万人と見込まれておりますが、改正後では約二千五百四十一万人となりまして、約百七万人の減少となるわけでございます。

第二は、給与所得控除の適用範囲の拡大でございます。すなわち、現行法では、給与の収入金額

械装置を事業の用に供したときも、原子力発電工事償却準備金と同様の額を限度とする特別償却の制度を設け、両者を連結することとしており、民間の原子力発電の開発の一そうの促進をはかる」としております。

次に、動力炉・核燃料開発事業団が行なう高速増殖炉及び新型転換炉の原型炉の建設のために電気事業者等が支出する出捐金について、出捐金とともに支出する出資額を限度として損金に算入できることを創設し、原子力による動力炉の研究開発の促進に資することとしております。

第三は、資本の自由化等に対処する中小企業の構造改善を促進するための措置を講ずることであります。

その一は、中小企業近代化促進法に基づき、工場用建物等の構成員である中小企業者について、工場用建物、機械装置等につき、五年間二分の一の割り増し償却を認めるとともに、合併、現物出資の場合の清算所得に対する課税の特例及びその合併、増資の登記等に関する登録免許税の税率の軽減措置を講ずることとし、中小企業の構造改善の一つの促進に資することとしております。

その二は、商工組合中央金庫がその業務に関して抵当権の設定登記等を受ける場合について、一年間登録免許税の税率を千分の一に軽減することとし、中小企業金融の円滑化に資することとしております。

その三は、事業協同組合が公害防止事業団から譲り受けた土地をその組員が取得することとなる場合の所有権の移転登記について、登録免許証の税率を千分の六に軽減することとしており、中小企業の公害防止に資することとしております。このほか、協同組合の留保所得控除制度及び中小企業近代化促進法の承認を受けた合併または現物出資の課税の特例制度について、その適用期限を二年間延長することとしております。

三

卷之三

その一は、現行措置の延長でございまして、輸出割り増し徴収、海外市場開拓準備金、海外投資損失準備金、技術等海外取引の所得控除の諸制度について、それぞれ適用期限を二年間延長することとしております。

その二は、政第目的の合理性政策手段として、ございまして、外貨を対価とする輸入運賃について、輸出割り増し償却及び技術等、海外取引の所得控除の対象となる海外運賃から除外するとともに、制度の利用が低調な中小企業海外市場開拓準備金の制度については適用期限の延長はないこととしております。なお、これらの整理合理化の措置については、いずれも所要の経過措置を講じて負担の激変緩和をはかつております。

その三は、広義の輸出振興のための制度の新

設、拡充でございまして、ます、外貨の販納及び
国産品の海外市場開拓に資するため、わが国の郵
便船等に旅客用として積み込む酒類に対する酒税並
及び特定の物品に対する物品税の免税措置を拡大しま
し、船員用等についても適用できることとしてお
ります。このほか、前に述べました中小企業海
上市場開拓準備金制度の廃止とも関連しまして、中
小企業の海外市場開拓の充実に資するため、中小企
業の海外市場開拓準備金の繰り入れ率を千分の
一引き上げることとしております。

その四是、文際費課税の強化でござります。畢竟近における社用消費に対する社会の批判を考慮いたしまして、文際費課税の特例について、その適用期限を延長することともに、法定の限度額をともる額に対する損金不算入の割合を現行の五〇%から六〇%に引き上げることとし、これによつて社用消費の一そなうの抑制に資するとともに、今年度の新規特別措置の財源に充てることとしておりま

以上のほか、わが国の森林資源の開発、特に
造林等に資するために、個人の植林費特別控除

制度及び森林計画特別地餘制度、法人の造林費

特別償却制度及び計画造林準備金について、それ適用期限を二年間延長とともに、間伐のための伐採を森林計画特別控除制度及び計画造林費の特別準備金の対象に加えるほか、法人の造林費の特別

償却と計画造林準備金については、いずれか一五
の選択適用とするなどの合理化を行ない、また、
大都市周辺の開発に資するため、ガス事業者の特
定導管について初年度四分の一の特別償却を認め
ることといたしております。さらに、心身障害回復
対策に資するため、地方公共団体の行なう心身障
害者扶養共済制度に基づく年金受給権について、
相続税及び贈与税を課税しないこととし、また、
石炭対策の一環として、石炭鉱業が交付を受ける
再建交付金を前事業年度から繰り越された欠損金額
額の範囲内で法人税を課税しないこととするもの
の対象に加えることとし、さらに、万国博覧会の
趣旨及び国際的な慣例等にかんがみ、日本万国博
覧会の開催にあつては、

の外の貿易会議の会場内で行なわれる催しものとち、一定の条件に適合するものについては入税を課税しないこととしております。

なお、期限の到来するその他の措置については、それぞれその政策目的の合理性、効果等を再検討し、効果が認められないものは廃止し、実情に応じ簡素化ないし合理的な改定を加える等、所要の改正を行なった上、なお必要とされる措置、たゞござるが、特殊の外貨借り入れ金の利子の税率の軽減、農業生産法人または協業のために現物出資した場合の

の新規取引の枠内、銅業用鉄道の長期借入制度、通商銀行による長期融資登記にかかる登録免許税の軽減等は二年間、並
空機の燃料用揮発油等に対する揮発油税等の免稅についても三年間、それぞれその適用期限を延長することとし、また、黒糖に対する砂糖消費税の非課税及び転化糖水に対する税額算定の特例を当分の間継続する等の措置を講じております。

以上のはか、税制簡素化の見地から、納税準備金の取引責任準備金制度及び商品取引責任準備金、導

預金及び納税貯蓄組合預金について、納税外の目的で引き出しが行なわれた場合の課税の対象とな

る利子の計算方法を簡略化する等所

整備合理化を行なうこととしております。次に、土地税制の改正につきまして御上げます。

わらの土地、建物等の保有期間の長短により、長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分し、長期譲渡所得については低い税率を、短期譲渡所得につきましては高い税率を適用することとしております。すなわち、保有期間が五年をこえるものについては、昭和四十五年、昭和四十六年の年中の譲渡は一〇%、昭和四十七年、昭和四十九年中は一五%、昭和四十九年、昭和五十年中は二〇%の税率をそれぞれ適用することとしております。一方、保有期間が五年以下の土地、建物等はありません。

物等の譲渡所得については、四〇%相当の税額か、通常の所得税法で計算した場合の税額の一〇%相当額かのいずれか高いほうの税額を適用することとし、これらの短期譲渡所得の負担額が、現行負担よりもかなり高くなるような仕組みとしております。なお、長期譲渡所得の計算にあたり、昭和二十七年以前から引き続き所有していく土地、建物等を譲渡した場合の取得費の計算につ

いは、従来、昭和二十八年の相続税評価額によることとしておりましたが、納税者の便宜と税額

計算の簡素化のため、一律に売却価額の五%を取
得費とすることとしております。

第二は、譲渡所得の特別控除制度でございまして、す。提案理由でも御説明のありましたように、売却の態様に応じ、千二百万円、千万円、六百万円、三百万円、百万円という各種の特別控除を設けることとしておりますが、これらの特別控除額は、同一人については年間千二百万円を限度として控除することとし、また、居住用財産の譲渡についての千万円の特別控除は、乱用を防止する見地から、三年間に一度だけ適用することとしておられます。

なあ、一千二百万円、一千万円、六百万円、三百万円、

円の各種の特別控除は、それぞれ譲渡にあたっての特殊な事情を考慮して設けました関係上、長期、短期とともに適用することとしておりますが、一般的の譲渡の場合の百万円の特別控除は、もっぱら長期譲渡所得の負担軽減という観点から設けたものでありますので、短期譲渡所得の場合には適用しないこととしております。

以上申し上げました改正の結果、たとえば個人が長期保有資産を昭和四十五年中に任意譲渡し、一千万円の収入があった場合を考えますと、現行法による所得税額は累進税率が適用されますので、かりに他の所得が課税最低限と一致する人を例にとりますと百四十三万円となりますが、改正後でございますと、一千万円の収入からまず五%に当たる五十万円の取得費と一百万円の特別控除を差し引きました八百五十万円に対し一〇%の税率を乗じた八十五万円が税額となり、また、同様に譲渡収入が五千万円の場合では現行の一千二百四十四円の税額が改正後では四百六十五万円というようになります。計算が簡略化され、かつ、その所得税負担も大幅に軽減されることになるわけござります。

第三は、買いかえ制度の合理化でございます。
すなわち、居住用財産の買いかえ制度は、一千万円の特別控除制度に改め、事業用資産の買いかえ制度は期限到来をもつて廃止し、その後は土地政策等に合致する等、一定のものに限り特例を設ける

こととしているのです。これを具体的的申しますと、一、首都圏等の既成市街地内にある商工業用の土地等を譲渡し、既成市街地の外にある商工業用の土地、建物等に買いかえる場合、二、市街化区域内にある農業用土地を譲渡し、市街化区域以外の農業用土地、建物等に買いかえる場合。

四年分からも適用することとしております。なお、この場合の選択は個々の資産のことではなく、年中のすべての譲渡について旧制度をとるか新制度をとるかの選択となつております。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由を補足して説明いたした次第でござります。

より等級が廃止されたため、一等及び二等の呼称はなくなりますが、従来の一等車両は名称をえて引き続き特別車両として存続し、これを利用する乗客は旅客運賃のほか特別車両料金を支払うこととなっており、現在の一等乗客の利用の実態は、今回の改正によって変わるものではございませんので、従来と同様、この特別車両料金について

三、公害規制区域内にある公害発生施設の移転に伴い土地等を譲渡し、公害規制区域の外にある土地、建物等に買いかえる場合。

次に、長くなりましたが、通行税法について申し上げます。

第三は、現在の二等寝台は、大衆の長距離旅行でのみ一〇%の税率で通行税を課税することとしております。

四
四　請回業区域　並北業地等の企業計画に因
域外にある土地等を譲渡し、これら誘致区域内の
土地、建物等を買いかえる場合、新
五、新産業都市等の外にある土地等を譲渡し、新
産業都市等内にある土地、建物等を買いかえる場合、
六、長期間保有の土地、建設等を譲渡し、減価償
却資産に買いかえる場合などが新しい買いかえ制
度に該当することになるでござります。
なお、事業用資産の買いかえの特例の適用を受け
ました場合には、この制度自体が課税上の特典
となりますので、さきに申し上げた特別控除の適
用は認めないこととしております。
第四は、収用等があつた場合の課税上の特例と

今回の通行税法の改正は、先ほどお提案理由の御説明で申し上げましたとおり、別途御審議を願つております国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案において、日本国有鉄道の普通旅客運賃の額の改定及び旅客運賃の等級の廃止が予定されておりますので、これに関連して所要の調整を加えようとするものであります。

第一は、現在の通行税は、汽車及び電車の一等の乗客、汽船の特等の乗客及び航空機の乗客について課税していることと関連しての調整であります。この場合、その等級は、現在、日本国有鉄道につきましては国有鉄道運賃法において等級の定めがございません、そこで、運賃法の等級を設けてお

改定の際に、当時の二等寝台料金の最高額千円の一等寝台の税抜き最低料金千四百円とを考慮して免稅点を千四百円未満と定めていることと関連しての調整であります。今回の国有鉄道運賃法の改正に伴い、現在の二等寝台料金に該当するものの最高額が千六百円に引き上げられることとなっておりますので、現行のままである現在の二等寝台を利用する乗客のうち、一部のものだけが課税される結果となります。従来どおり課税しないことが相当と考えられます。

ついでに合理化をはかつてることでございま
す。すなわち、収用等に伴い資産を譲渡した場合
こま、通常、個人については、わざわざ四分の一の

あがございまして、通行税法上の等級をそれに従うこととしておりますが、他の一般の汽車、電車につきましては旅客運賃の格差の設けられていないこと等で、各車の乗合車にて、いろいろな

以上のはか、特別車両料金の新設に伴い、所要の規定について、改訂の妥備を行つております。

課税の特例、法人については二分の一の課税の特例がありましたが、新しい土地税制全体との均衡等を考慮しまして、これを廃止することとしてい

いものは二等とし、格差の記載がされているものにはその旅客運賃の格差に応じて二等、一等、特等としております。今回の国有鉄道運賃法の改正により、日本国有鉄道につき、この客運運賃の等級は改

の未定について用語の要領を行なっておけます。以上、簡単でございますが、通行税法の一部を改正する法律案につきまして提案理由を補足して申す上、次第ござります。

るのをごぞいます。したがつて、収用等があつた場合の譲渡所得については、千二百万円の特別控除か、収用等を受けた場合の買いかえの特例適用

日本国有鉄道について於客運費の等級が廃止され、運賃の格差がなくなりますので、通行税法上も、日本国有鉄道の旅客運賃につきまして、他の一段の汽車、電車、同業、二等の運賃にて改

○政府委員(武藤謙一郎君) 関税定率法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を補足して御説明申上げます。

かのいずれかによることになり、特別控除後の残額または買いかえ差額に対しまして長期、短期の一般の税率がそれぞれ適用されることになるので

の、一等の汽車電車と同様、一等の運賃として取り扱うよう改正を行なうこととしております。

まず、最初に、関税率の改正について申し上げます。御参考までに提出いたしました「昭和四十四年夏秋税改正案一覧表」というのがございま

以上御説明いたしました今回の土地税制の改正は、原則として昭和四十五年から適用されることになりますが、例外内に、個人の農地所得につき

用の実態が、一般の旅客と比較して、より高い水準にあり、それに担税力があるものと認めていることとの関連でございます。すなわち、日本国有

す。一覧表の一ページA、目次の次でございますが、昭和十四年度関税改正案総括表にございますよろしく、実戻税率を変更するもの四百三十二品目

目、暫定税率の適用期限を延長するもの七十八品目、計五百十六品目が改正対象品目となつております。やや、技術的になりますが、これらの改正のうち、関税暫定措置法別表の改正によるものは十二品目、関税暫定措置法別表の改正によるものは五百四品目となつております。それぞれの品目についてはこの一覧表の二ページ以下に列記してございます。これらの改正は、いずれも最近における内外の経済情勢の変化に対応して行なうものであり、その内容は、すべて関税率審議会の答申のとおりであります。

関税率改正のおもなものについて御説明いたしましたと、まず第一に、協定税率が適用されない国に対する関税格差の解消がございます。これにつきましては、昨年三月の当委員会における附帯決議の御趣旨に沿いまして、新たに、エビ、ロジン等三百五十一品目につきまして協定税率と同じ暫定税率を設けることいたしております。これらの品目は、昭和四十一年及び四十二年の両年において中央からの輸入実績があつたものについて、逐一検討の上、生糸、絹織物などのように、国内産業保護上特段の事情のあるものを除き、すべて関税格差の解消をはかることとして整理したものであります。今回の改正の結果、中共産品のはとんどのものにつきましては、協定税率適用国の産品と同等の待遇が与えられることとなると考えております。

第二に、トウモロコシ、この一覧表の四ページ

のちょうどまん中辺でござりますが、トウモロコシについて御説明いたします。昨年、ヨーンスター及びイモでん粉の原料価格の変動に対処いたしまして、水あめ、ブドウ糖用、すなわち、糖化用でん粉の需給の安定をはかるため、輸入トウモロコシにかかる関税割り当て税率を改め、糖化用トウモロコシの一次税率を無税に引き下げ、二次税率を一キログラム当たり八円六十銭に引き上げました。この措置は本年三月末に期限が到来いたします。昨年四月以来の経過を見ますと、だん粉市場はおおむね順調に推移しておりますが、現

百四品目となつており、それぞれの品目についてはこの一覧表の二ページ以下に列記してございまして、これらは、いずれも最近における内外の経済情勢の変化に対応して行なうものであり、その内容は、すべて関税率審議会の答申のとおりであります。

関税率改正のおもなものについて御説明いたし

ますと、まず第一に、協定税率が適用されない国

に対する関税格差の解消がございます。これ

につきましては、昨年三月の当委員会における

附帯決議の御趣旨に沿いまして、新たに、エビ、

ロジン等三百五十一品目につきまして協定税率と

同じ暫定税率を設けることいたしております。

これらの品目は、昭和四十一年及び四十二年の両

年において中央からの輸入実績があつたものにつ

いて、逐一検討の上、生糸、絹織物などのよう

に、国内産業保護上特段の事情のあるものを除

き、すべて関税格差の解消をはかることとして整

理したものであります。今回の改正の結果、中共

産品のはとんどのものにつきましては、協定税率

適用国の産品と同等の待遇が与えられることとな

ると考えております。

第二に、トウモロコシ、この一覧表の四ページ

のちょうどまん中辺でござりますが、トウモロコ

シについて御説明いたします。昨年、ヨーンス

ター及びイモでん粉の原料価格の変動に対処い

たしまして、水あめ、ブドウ糖用、すなわち、糖

化用でん粉の需給の安定をはかるため、輸入トウ

モロコシにかかる関税割り当て税率を改め、糖化

用トウモロコシの一次税率を無税に引き下げ、二

次税率を一キログラム当たり八円六十銭に引きい

げました。この措置は本年三月末に期限が到来いたしました。昨年四月以来の経過を見ますと、だん

粉市場はおおむね順調に推移しておりますが、現

在この制度を直ちに打ち切りますと需給の混乱を再発することは必至であると思われますので、これを一年間延長することいたしております。

第三に、バナナ、これも四ページでござります。

四ページの上から三番目、バナナにつきましては、国産果実の価格が最近特に低迷している情勢を考慮いたしまして、六〇%の現行暫定税率をな

どおり、大型乗用車につきましては、関係業界の生産

及び輸出が大幅に増加していることからがみ、

また、昨年の日米自動車交渉の結果をも考慮いたしまして、関税率をケネディラウンドによる最終譲許税率である一七・五%に引き下げるこ

ととしております。

第五に、一万トン以上の大型船舶、これも二

ページでござります。これにつきましては、わが

国の生産及び輸出は世界各国の中で圧倒的な地位

を占めているところでありますので、昨年秋の海

運造船合理化審議会の答申のとおり、関税率を無

税に引き下げるこ

ととしております。

第六は、鋼関係の五品目、二九ページでござ

りますが、五品目について御説明いたします。この

うち、精製銅につきましては、昭和四十二年度よ

り輸入価格の変動に応じて関税が定まるような制

度をいたしておりますが、今回の改正におきまし

ますと、最近におきましては、国民経済の発展に

応じ、外國貿易が行なわれる港も増加してまいり

ましたので、この際、政令によつて彈力的に開港

等の追加を行ない得るようにすることが適当に

なったとの考えに基づくものでござります。な

お、これにより従来の開港の指定なし廃止の基

準を変更する予定はございません。

次に、関税にかかる敷済制度の改善に資するた

め、更正の請求及び不服申し立ての期限を延長す

ることといたしております。

このほか、外貿埠頭公團の建設する埠頭の完成

に備える保税地域の規定等、所要の規定の整備を

行なうこととしております。

以上で関税率法等の一項を改正する法律案に

ついての補足説明を終わります。

○委員長(丸茂重良君) 四案の自後の審査は後日

に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

第七は、ペーパーフード、これは七ページでござりますが、ペーパーフードにつきましては、本年四月に予定しております輸入の自由化に対応し、これまでその税率を改めることとに、新たに製錬用の銅の塊等、四品目をもとの制度の対象に加え、銅関係全体の関税体系を整備することとしたとしております。

第八は、ペーパーフード、これは七ページでござりますが、ペーパーフードにつきましては、本年四月に予定しております輸入の自由化に対応し、これまでその税率を改めることとに、新たに製錬用の銅の塊等、四品目をもとの制度の対象に加え、銅関係全体の関税体系を整備することとしたとしております。

第九は、ペーパーフード、これは七ページでござりますが、ペーパーフードにつきましては、本年四月に予定しております輸入の自由化に対応し、これまでその税率を改めることとに、新たに製錬用の銅の塊等、四品目をもとの制度の対象に加え、銅関係全体の関税体系を整備することとしたとしております。

第十は、ペーパーフード、これは七ページでござりますが、ペーパーフードにつきましては、本年四月に予定しております輸入の自由化に対応し、これまでその税率を改めることとに、新たに製錬用の銅の塊等、四品目をもとの制度の対象に加え、銅関係全体の関税体系を整備することとしたとしております。

以上が関税率改正のおもなものです。次に、関税減免制度の改正について申し上げます。

合することとし、思い切った簡素化をはかることといたしております。なお、この改正では、ケネディラウンドの最終譲許税率を基準として税率を定めたこともあります。税率引き下げとなるものが多くなっています。

最後に、関税制度の改正について申し上げま

す。

関税暫定措置法の関係の減免または還付制度につきましては、現行の十一の制度、これは二九ページにございます。十一の制度の適用期限を延長するほか、加工再輸入品の原材料相当部分の関

税の軽減制度を新設することいたしております。

これはわが国から輸出された原材料に外国で

加工等をして得た製品がわが国に輸入される場合

には、その原材料分に相当する関税額、すなわち、その原材料がそのまま再輸入されるものとし

た場合にかかる関税額を軽減しようとするもので

ございます。なお、この制度の採用により国内加

工業に圧迫が加わることのないよう配慮し、その

適用品目は、電気冷蔵庫、コアメモリプレーン等、

四〇ページにございますが、国内産業に打撃を与

えるおそれがない十一品目に限定いたしております。

このほか、関税率法の規定を改正し、外國船

によって採捕された水産物に本邦船舶内において

加工等を加え、これを輸入する場合、本邦船舶内

における加工費に相当する部分の関税を軽減する

制度を設けることとしております。これは最近の

水産業の実態にかんがみ、外國の領海において本

邦船舶が採捕した水産物の製品につき、従来から

加工費用も含め免税となつておりますので、これ

とのバランスを考慮したものでございます。

次いで、簡易税率の改正について申し上げま

す。簡易税率は、昭和四十二年六月から実施され、旅具通関の迅速化に大きな効果をあげてきており

ます。しかしながら、本邦に入国する旅客は毎年

急速に増加しており、また、航空機の大型化によ

り旅客の到着が集中する傾向が強まってまいりま

すので、これらに対処するため、簡易税率制度の

拡充及び簡素化をはかることとしております。

改正の内容といたしましては、まず、アルコー

ル飲料及び紙巻きたばこにつきまして、新たに從

量税率による簡易税率を定めることといたします

ほか、従来から簡易税率の対象となつてゐる品目

につきまして、税率を十三区分から四区分に統

合することとし、思い切った簡素化をはかることといたしております。なお、この改正では、ケネ

ディラウンドの最終譲許税率を基準として税率を

定めることもあります。税率引き下げとなるも

のが多くなっています。

最後に、関税制度の改正について申し上げま

す。

まず、従来、関税法別表に列挙しております。

開港及び税關空港の指定を政令で行なうよう改めることとしております。開港と不開港との実質的な差異は、外國貿易船等の入港に際し、事前の許可が必要かいかといふ行政手続的なものであります。

まず、従来、関税法別表に列挙しております。

開港及び税關空港の指定を政令で行

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十二号中「二十五万円」を「二十六万円」に改める。

第九条第一項第十八号中「及び」を「ノーベル基金からノーベル賞として交付される金品並びに」に改め、「外国、国際機関、国際団体」を削り、「金品」の下に「及び外国、国際機関、国際団体又は大臣の指定する外団の団体若しくは基金から交付されるこれらの年金又は金品に類する金品」を加え、「給与」を「これらの金品のうち給与」に改める。

第二十八条第三項第一号中「未満」を「以下」に、「十分の一」を「十分の一・五」に改め、同項第三号

中「以上」を「をこえ一百十万円以下」に、「二十八万円」を「十九万円と当該収入金額から百十万円を控除した金額の十分の一・五に相当する金額との合計額」に改め、同項に次の二号を加える。

四 前項に規定する収入金額が二百十萬円をこえ三百十萬円未満である場合 三十四万円と当該取

入金額から二百十萬円を控除した金額の十分の一・二五に相当する金額との合計額

五 前項に規定する収入金額が三百十萬円以上である場合 三十六万五千円

第三十二条第二項及び第三十三条第三項第一号中「三年以内」を「五年以内」に改める。

第七十九条第一項及び第二項中「八万円」を「九万円」に、「十一万円」を「十三万円」に改める。

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十二条第一項中「八万円」を「九万円」に改める。

第八十三条第一項中「十六万円」を「十七万円」に改める。

第八十四条第一項中「八万円」を「十万円」に改め、同項第二項中「十万円」を「十一万円」に改める。

第八十六条第一項中「十六万円」を「十七万円」に改める。

第八十九条第一項の表を次のように改める。

三十万円以下の金額

六十万円をこえ六十万円以下の金額

一百万円をこえ一百万円以下の金額

二百五十万円をこえ二百五十万円以下の金額

三百五十万円をこえ三百五十万円以下の金額

四百万円をこえ四百万円以下の金額

五百萬円をこえ七百万円以下の金額

七百万円をこえ二千万円以下の金額

二千万円をこえ三千万円以下の金額

三千万円をこえ三千万円以下の金額

四千五百万円をこえ四千五百万円以下の金額

四千五百万円をこえ六千五百万円以下の金額

六千五百万円をこえる金額

百分の十

百分の十四

百分の十八

百分の二十六

百分の三十一

百分の三十四

百分の三十八

百分の四十二

百分の四十六

百分の五十

百分の六十五

百分の六十六

百分の七十五

項目(小規模企業共済掛金控除)に規定する小規模企業共済掛金の額」を加え、同項第二項中「規定する」の下に「小規模企業共済掛金控除の額」を加える。

第一百四十二条第一項中「税理士」の下に「社会保険労務士」を加える。

第一百四十二条第一項中「税理士」の下に「社会保険労務士」を加える。

附則第二十五条第二項中「その年最初(昭和四十一年分の所得税については、同年四月一日以後最初)に支払を受けるべき日の前日の現況において政令で定める金額」に改める。

第五条第一項(小規模企業共済掛金控除)に規定する小規模企業共済掛金の額」を加え、「第七十四条、第七十六条及び第七十七条」を「第七十四条から第七十七条まで」に改める。

第一百四十二条第一項各号列記以外の部分中「社会保険料」の下に「小規模企業共済掛金」を加え、同項第二号中「支払った」の下に「第七十五条第一項の表を次のように改める。

別表第二 所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (1)		税額(2)	(2)の(1)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (1)		税額(2)	(2)の(1)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (1)		税額(2)	(2)の(1)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
昭和四十四年二月二十五日	【参考】	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000	1,000円未満	0	0%	40,000	41,000	4,000	10%	97,000	99,000	9,700	10%
1,000	2,000	100	10%	41,000	42,000	4,100	10%	99,000	101,000	9,900	10%
2,000	3,000	200	10%	42,000	43,000	4,200	10%	101,000	103,000	10,100	10%
3,000	4,000	300	10%	43,000	44,000	4,300	10%	103,000	105,000	10,300	10%
4,000	5,000	400	10%	44,000	45,000	4,400	10%	105,000	107,000	10,500	10%
5,000	6,000	500	10%	45,000	46,000	4,500	10%	107,000	109,000	10,700	10%
6,000	7,000	600	10%	46,000	47,000	4,600	10%	109,000	111,000	10,900	10%
7,000	8,000	700	10%	47,000	48,000	4,700	10%	111,000	113,000	11,100	10%
8,000	9,000	800	10%	48,000	49,000	4,800	10%	113,000	115,000	11,300	10%
9,000	10,000	900	10%	49,000	50,000	4,900	10%	115,000	117,000	11,500	10%
10,000	11,000	1,000	10%	50,000	51,000	5,000	10%	117,000	119,000	11,700	10%
11,000	12,000	1,100	10%	51,000	52,000	5,100	10%	119,000	121,000	11,900	10%
12,000	13,000	1,200	10%	52,000	53,000	5,200	10%	121,000	123,000	12,100	10%
13,000	14,000	1,300	10%	53,000	54,000	5,300	10%	123,000	125,000	12,300	10%
14,000	15,000	1,400	10%	54,000	55,000	5,400	10%	125,000	127,000	12,500	10%
15,000	16,000	1,500	10%	55,000	56,000	5,500	10%	127,000	129,000	12,700	10%
16,000	17,000	1,600	10%	56,000	57,000	5,600	10%	129,000	131,000	12,900	10%
17,000	18,000	1,700	10%	57,000	58,000	5,700	10%	131,000	133,000	13,100	10%
18,000	19,000	1,800	10%	58,000	59,000	5,800	10%	133,000	135,000	13,300	10%
19,000	20,000	1,900	10%	59,000	60,000	5,900	10%	135,000	137,000	13,500	10%
20,000	21,000	2,000	10%	60,000	61,000	6,000	10%	137,000	139,000	13,700	10%
21,000	22,000	2,100	10%	61,000	62,000	6,100	10%	139,000	141,000	13,900	10%
22,000	23,000	2,200	10%	62,000	63,000	6,200	10%	141,000	143,000	14,100	10%
23,000	24,000	2,300	10%	63,000	65,000	6,300	10%	143,000	145,000	14,300	10%
24,000	25,000	2,400	10%	65,000	67,000	6,500	10%	145,000	147,000	14,500	10%
25,000	26,000	2,500	10%	67,000	69,000	6,700	10%	147,000	149,000	14,700	10%
26,000	27,000	2,600	10%	69,000	71,000	6,900	10%	149,000	151,000	14,900	10%
27,000	28,000	2,700	10%	71,000	73,000	7,100	10%	151,000	153,000	15,100	10%
28,000	29,000	2,800	10%	73,000	75,000	7,300	10%	153,000	155,000	15,300	10%
29,000	30,000	2,900	10%	75,000	77,000	7,500	10%	155,000	157,000	15,500	10%
30,000	31,000	3,000	10%	77,000	79,000	7,700	10%	157,000	159,000	15,700	10%
31,000	32,000	3,100	10%	79,000	81,000	7,900	10%	159,000	161,000	15,900	10%
32,000	33,000	3,200	10%	81,000	83,000	8,100	10%	161,000	163,000	16,100	10%
33,000	34,000	3,300	10%	83,000	85,000	8,300	10%	163,000	165,000	16,300	10%
34,000	35,000	3,400	10%	85,000	87,000	8,500	10%	165,000	167,000	16,500	10%
35,000	36,000	3,500	10%	87,000	89,000	8,700	10%	167,000	169,000	16,700	10%
36,000	37,000	3,600	10%	89,000	91,000	8,900	10%	169,000	171,000	16,900	10%
37,000	38,000	3,700	10%	91,000	93,000	9,100	10%	171,000	173,000	17,100	10%
38,000	39,000	3,800	10%	93,000	95,000	9,300	10%	173,000	175,000	17,300	10%
39,000	40,000	3,900	10%	95,000	97,000	9,500	10%	175,000	177,000	17,500	10%

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)に対する割合			
以上	未満		以上	未満		以上	未満				
177,000	179,000	17,700	%	288,000	291,000	28,800	%	414,000	418,000	45,900	%
179,000	181,000	17,900	10	291,000	294,000	29,100	10	418,000	422,000	46,500	11
181,000	183,000	18,100	10	294,000	297,000	29,400	10	422,000	426,000	47,000	11
183,000	185,000	18,300	10	297,000	300,000	29,700	10	426,000	430,000	47,600	11
185,000	187,000	18,500	10	300,000	303,000	30,000	10	430,000	434,000	48,200	11
187,000	189,000	18,700	10	303,000	306,000	30,400	10	434,000	438,000	48,700	11
189,000	191,000	18,900	10	306,000	309,000	30,800	10	438,000	442,000	49,300	11
191,000	193,000	19,100	10	309,000	312,000	31,200	10	442,000	446,000	49,800	11
193,000	195,000	19,300	10	312,000	315,000	31,600	10	446,000	450,000	50,400	11
195,000	198,000	19,500	10	315,000	318,000	32,100	10	450,000	454,000	51,000	11
198,000	201,000	19,800	10	318,000	321,000	32,500	10	454,000	458,000	51,500	11
201,000	204,000	20,100	10	321,000	324,000	32,900	10	458,000	462,000	52,100	11
204,000	207,000	20,400	10	324,000	327,000	33,300	10	462,000	466,000	52,600	11
207,000	210,000	20,700	10	327,000	330,000	33,700	10	466,000	470,000	53,200	11
210,000	213,000	21,000	10	330,000	333,000	34,200	10	470,000	474,000	53,800	11
213,000	216,000	21,300	10	333,000	336,000	34,600	10	474,000	478,000	54,300	11
216,000	219,000	21,600	10	336,000	339,000	35,000	10	478,000	482,000	54,900	11
219,000	222,000	21,900	10	339,000	342,000	35,400	10	482,000	486,000	55,400	11
222,000	225,000	22,200	10	342,000	345,000	35,800	10	486,000	490,000	56,000	11
225,000	228,000	22,500	10	345,000	348,000	36,300	10	490,000	494,000	56,600	11
228,000	231,000	22,800	10	348,000	351,000	36,700	10	494,000	498,000	57,100	11
231,000	234,000	23,100	10	351,000	354,000	37,100	10	498,000	502,000	57,700	11
234,000	237,000	23,400	10	354,000	357,000	37,500	10	502,000	506,000	58,200	11
237,000	240,000	23,700	10	357,000	360,000	37,900	10	506,000	510,000	58,800	11
240,000	243,000	24,000	10	360,000	363,000	38,400	10	510,000	514,000	59,400	11
243,000	246,000	24,300	10	363,000	366,000	38,800	10	514,000	518,000	59,900	11
246,000	249,000	24,600	10	366,000	369,000	39,200	10	518,000	522,000	60,500	11
249,000	252,000	24,900	10	369,000	372,000	39,600	10	522,000	526,000	61,000	11
252,000	255,000	25,200	10	372,000	375,000	40,000	10	526,000	530,000	61,600	11
255,000	258,000	25,500	10	375,000	378,000	40,500	10	530,000	534,000	62,200	11
258,000	261,000	25,800	10	378,000	381,000	40,900	10	534,000	538,000	62,700	11
261,000	264,000	26,100	10	381,000	384,000	41,300	10	538,000	542,000	63,300	11
264,000	267,000	26,400	10	384,000	387,000	41,700	10	542,000	546,000	63,800	11
267,000	270,000	26,700	10	387,000	390,000	42,100	10	546,000	550,000	64,400	11
270,000	273,000	27,000	10	390,000	394,000	42,600	10	550,000	554,000	65,000	11
273,000	276,000	27,300	10	394,000	398,000	43,100	10	554,000	558,000	65,500	11
276,000	279,000	27,600	10	398,000	402,000	43,700	10	558,000	562,000	66,100	11
279,000	282,000	27,900	10	402,000	406,000	44,200	10	562,000	566,000	66,600	11
282,000	285,000	28,200	10	406,000	410,000	44,800	11	566,000	570,000	67,200	11
285,000	288,000	28,500	10	410,000	414,000	45,400	11	570,000	574,000	67,800	11

(三)

以上	未満	(税額(円))	(%)	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(円)	(税額(円))	(%)	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(円)	(税額(円))	(%)	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(円)	(税額(円))	(%)	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(円)
574,000	578,000	68,300	11	705,000	710,000	90,900	12	855,000	860,000	117,900	13	117,900	13
578,000	582,000	68,900	11	710,000	715,000	91,800	12	860,000	865,000	118,800	13	118,800	13
582,000	586,000	69,400	11	715,000	720,000	92,700	12	865,000	870,000	119,700	13	119,700	13
586,000	590,000	70,000	11	720,000	725,000	93,600	13	870,000	875,000	120,600	13	120,600	13
590,000	594,000	70,600	11	725,000	730,000	94,500	13	875,000	880,000	121,500	13	121,500	13
594,000	598,000	71,100	11	730,000	735,000	95,400	13	880,000	885,000	122,400	13	122,400	13
598,000	602,000	71,700	11	735,000	740,000	96,300	13	885,000	890,000	123,300	13	123,300	13
602,000	606,000	72,300	12	740,000	745,000	97,200	13	890,000	895,000	124,200	13	124,200	13
606,000	610,000	73,000	12	745,000	750,000	98,100	13	895,000	900,000	125,100	13	125,100	13
610,000	614,000	73,800	12	750,000	755,000	99,000	13	900,000	905,000	126,000	14	126,000	14
614,000	618,000	74,500	12	755,000	760,000	99,900	13	905,000	910,000	126,900	14	126,900	14
618,000	622,000	75,200	12	760,000	765,000	100,800	13	910,000	915,000	127,800	14	127,800	14
622,000	626,000	75,900	12	765,000	770,000	101,700	13	915,000	920,000	128,700	14	128,700	14
626,000	630,000	76,600	12	770,000	775,000	102,600	13	920,000	925,000	129,600	14	129,600	14
630,000	634,000	77,400	12	775,000	780,000	103,500	13	925,000	930,000	130,500	14	130,500	14
634,000	638,000	78,100	12	780,000	785,000	104,400	13	930,000	935,000	131,400	14	131,400	14
638,000	642,000	78,800	12	785,000	790,000	105,300	13	935,000	940,000	132,300	14	132,300	14
642,000	646,000	79,500	12	790,000	795,000	106,200	13	940,000	945,000	133,200	14	133,200	14
646,000	650,000	80,200	12	795,000	800,000	107,100	13	945,000	950,000	134,100	14	134,100	14
650,000	655,000	81,000	12	800,000	805,000	108,000	13	950,000	955,000	135,000	14	135,000	14
655,000	660,000	81,900	12	805,000	810,000	108,900	13	955,000	960,000	135,900	14	135,900	14
660,000	665,000	82,800	12	810,000	815,000	109,800	13	960,000	965,000	136,800	14	136,800	14
665,000	670,000	83,700	12	815,000	820,000	110,700	13	965,000	970,000	137,700	14	137,700	14
670,000	675,000	84,600	12	820,000	825,000	111,600	13	970,000	975,000	138,600	14	138,600	14
675,000	680,000	85,500	12	825,000	830,000	112,500	13	975,000	980,000	139,500	14	139,500	14
680,000	685,000	86,400	12	830,000	835,000	113,400	13	980,000	985,000	140,400	14	140,400	14
685,000	690,000	87,300	12	835,000	840,000	114,300	13	985,000	990,000	141,300	14	141,300	14
690,000	695,000	88,200	12	840,000	845,000	115,200	13	990,000	995,000	142,200	14	142,200	14
695,000	700,000	89,100	12	845,000	850,000	116,100	13	995,000	1,000,000	143,100	14	143,100	14
700,000	705,000	90,000	12	850,000	855,000	117,000	13	1,000,000	1,000,000	144,000	14	144,000	14

(注) この表において「調整所得金額」とは、第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(円)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(円)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 第九十一条第二項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(円)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(%)」欄に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

別表第三 山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額			課税山林所得金額			課税山林所得金額			課税山林所得金額		
税額			税額			税額			税額		
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,000円	円未満		40,000円	41,000円		4,000円	97,000円	99,000円	9,700円		
1,000	2,000	100	41,000	42,000	4,100	99,000	101,000	101,000	9,900		
2,000	3,000	200	42,000	43,000	4,200	101,000	103,000	103,000	10,100		
3,000	4,000	300	43,000	44,000	4,300	103,000	105,000	105,000	10,300		
4,000	5,000	400	44,000	45,000	4,400	105,000	107,000	107,000	10,500		
5,000	6,000	500	45,000	46,000	4,500	107,000	109,000	109,000	10,700		
6,000	7,000	600	46,000	47,000	4,600	109,000	111,000	111,000	10,900		
7,000	8,000	700	47,000	48,000	4,700	111,000	113,000	113,000	11,100		
8,000	9,000	800	48,000	49,000	4,800	113,000	115,000	115,000	11,300		
9,000	10,000	900	49,000	50,000	4,900	115,000	117,000	117,000	11,500		
10,000	11,000	1,000	50,000	51,000	5,000	117,000	119,000	119,000	11,700		
11,000	12,000	1,100	51,000	52,000	5,100	119,000	121,000	121,000	11,900		
12,000	13,000	1,200	52,000	53,000	5,200	121,000	123,000	123,000	12,100		
13,000	14,000	1,300	53,000	54,000	5,300	123,000	125,000	125,000	12,300		
14,000	15,000	1,400	54,000	55,000	5,400	125,000	127,000	127,000	12,500		
15,000	16,000	1,500	55,000	56,000	5,500	127,000	129,000	129,000	12,700		
16,000	17,000	1,600	56,000	57,000	5,600	129,000	131,000	131,000	12,900		
17,000	18,000	1,700	57,000	58,000	5,700	131,000	133,000	133,000	13,100		
18,000	19,000	1,800	58,000	59,000	5,800	133,000	135,000	135,000	13,300		
19,000	20,000	1,900	59,000	60,000	5,900	135,000	137,000	137,000	13,500		
20,000	21,000	2,000	60,000	61,000	6,000	137,000	139,000	139,000	13,700		
21,000	22,000	2,100	61,000	62,000	6,100	139,000	141,000	141,000	13,900		
22,000	23,000	2,200	62,000	63,000	6,200	141,000	143,000	143,000	14,100		
23,000	24,000	2,300	63,000	65,000	6,300	143,000	145,000	145,000	14,300		
24,000	25,000	2,400	65,000	67,000	6,500	145,000	147,000	147,000	14,500		
25,000	26,000	2,500	67,000	69,000	6,700	147,000	149,000	149,000	14,700		
26,000	27,000	2,600	69,000	71,000	6,900	149,000	151,000	151,000	14,900		
27,000	28,000	2,700	71,000	73,000	7,100	151,000	153,000	153,000	15,100		
28,000	29,000	2,800	73,000	75,000	7,300	153,000	155,000	155,000	15,300		
29,000	30,000	2,900	75,000	77,000	7,500	155,000	157,000	157,000	15,500		
30,000	31,000	3,000	77,000	79,000	7,700	157,000	159,000	159,000	15,700		
31,000	32,000	3,100	79,000	81,000	7,900	159,000	161,000	161,000	15,900		
32,000	33,000	3,200	81,000	83,000	8,100	161,000	163,000	163,000	16,100		
33,000	34,000	3,300	83,000	85,000	8,300	163,000	165,000	165,000	16,300		
34,000	35,000	3,400	85,000	87,000	8,500	165,000	167,000	167,000	16,500		
35,000	36,000	3,500	87,000	89,000	8,700	167,000	169,000	169,000	16,700		
36,000	37,000	3,600	89,000	91,000	8,900	169,000	171,000	171,000	16,900		
37,000	38,000	3,700	91,000	93,000	9,100	171,000	173,000	173,000	17,100		
38,000	39,000	3,800	93,000	95,000	9,300	173,000	175,000	175,000	17,300		
39,000	40,000	3,900	95,000	97,000	9,500	175,000	177,000	177,000	17,500		

(二)

課税山林所得金額			課税山林所得金額			課税山林所得金額			課税山林所得金額		
税額			税額			税額			税額		
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
177,000	179,000	17,700	288,000	291,000	28,800	414,000	418,000	41,400			
179,000	181,000	17,900	291,000	294,000	29,100	418,000	422,000	41,800			
181,000	183,000	18,100	294,000	297,000	29,400	422,000	426,000	42,200			
183,000	185,000	18,300	297,000	300,000	29,700	426,000	430,000	42,600			
185,000	187,000	18,500	300,000	303,000	30,000	430,000	434,000	43,000			
187,000	189,000	18,700	303,000	306,000	30,300	434,000	438,000	43,400			
189,000	191,000	18,900	306,000	309,000	30,600	438,000	442,000	43,800			
191,000	193,000	19,100	309,000	312,000	30,900	442,000	446,000	44,200			
193,000	195,000	19,300	312,000	315,000	31,200	446,000	450,000	44,600			
195,000	198,000	19,500	315,000	318,000	31,500	450,000	454,000	45,000			
198,000	201,000	19,800	318,000	321,000	31,800	454,000	458,000	45,400			
201,000	204,000	20,100	321,000	324,000	32,100	458,000	462,000	45,800			
204,000	207,000	20,400	324,000	327,000	32,400	462,000	466,000	46,200			
207,000	210,000	20,700	327,000	330,000	32,700	466,000	470,000	46,600			
210,000	213,000	21,000	330,000	333,000	33,000	470,000	474,000	47,000			
213,000	216,000	21,300	333,000	336,000	33,300	474,000	478,000	47,400			
216,000	219,000	21,600	336,000	339,000	33,600	478,000	482,000	47,800			
219,000	222,000	21,900	339,000	342,000	33,900	482,000	486,000	48,200			
222,000	225,000	22,200	342,000	345,000	34,200	486,000	490,000	48,600			
225,000	228,000	22,500	345,000	348,000	34,500	490,000	494,000	49,000			
228,000	231,000	22,800	348,000	351,000	34,800	494,000	498,000	49,400			
231,000	234,000	23,100	351,000	354,000	35,100	498,000	502,000	49,800			
234,000	237,000	23,400	354,000	357,000	35,400	502,000	506,000	50,200			
237,000	240,000	23,700	357,000	360,000	35,700	506,000	510,000	50,600			
240,000	243,000	24,000	360,000	363,000	36,000	510,000	514,000	51,000			
243,000	246,000	24,300	363,000	366,000	36,300	514,000	518,000	51,400			
246,000	249,000	24,600	366,000	369,000	36,600	518,000	522,000	51,800			
249,000	252,000	24,900	369,000	372,000	36,900	522,000	526,000	52,200			
252,000	255,000	25,200	372,000	375,000	37,200	526,000	530,000	52,600			
255,000	258,000	25,500	375,000	378,000	37,500	530,000	534,000	53,000			
258,000	261,000	25,800	378,000	381,000	37,800	534,000	538,000	53,400			
261,000	264,000	26,100	381,000	384,000	38,100	538,000	542,000	53,800			
264,000	267,000	26,400	384,000	387,000	38,400	542,000	546,000	54,200			
267,000	270,000	26,700	387,000	390,000	38,700	546,000	550,000	54,600			
270,000	273,000	27,000	390,000	394,000	39,000	550,000	554,000	55,000			
273,000	276,000	27,300	394,000	398,000	39,400	554,000	558,000	55,400			
276,000	279,000	27,600	398,000	402,000	39,800	558,000	562,000	55,800			
279,000	282,000	27,900	402,000	406,000	40,200	562,000	566,000	56,200			
282,000	285,000	28,200	406,000	410,000	40,600	566,000	570,000	56,600			
285,000	288,000	28,500	410,000	414,000	41,000	570,000	574,000	57,000			

(三)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
574,000	578,000	57,400	705,000	710,000	70,500	855,000	860,000	85,500
578,000	582,000	57,800	710,000	715,000	71,000	860,000	865,000	86,000
582,000	586,000	58,200	715,000	720,000	71,500	865,000	870,000	86,500
586,000	590,000	58,600	720,000	725,000	72,000	870,000	875,000	87,000
590,000	594,000	59,000	725,000	730,000	72,500	875,000	880,000	87,500
594,000	598,000	59,400	730,000	735,000	73,000	880,000	885,000	88,000
598,000	602,000	59,800	735,000	740,000	73,500	885,000	890,000	88,500
602,000	606,000	60,200	740,000	745,000	74,000	890,000	895,000	89,000
606,000	610,000	60,600	745,000	750,000	74,500	895,000	900,000	89,500
610,000	614,000	61,000	750,000	755,000	75,000	900,000	905,000	90,000
614,000	618,000	61,400	755,000	760,000	75,500	905,000	910,000	90,500
618,000	622,000	61,800	760,000	765,000	76,000	910,000	915,000	91,000
622,000	626,000	62,200	765,000	770,000	76,500	915,000	920,000	91,500
626,000	630,000	62,600	770,000	775,000	77,000	920,000	925,000	92,000
630,000	634,000	63,000	775,000	780,000	77,500	925,000	930,000	92,500
634,000	638,000	63,400	780,000	785,000	78,000	930,000	935,000	93,000
638,000	642,000	63,800	785,000	790,000	78,500	935,000	940,000	93,500
642,000	646,000	64,200	790,000	795,000	79,000	940,000	945,000	94,000
646,000	650,000	64,600	795,000	800,000	79,500	945,000	950,000	94,500
650,000	655,000	65,000	800,000	805,000	80,000	950,000	955,000	95,000
655,000	660,000	65,500	805,000	810,000	80,500	955,000	960,000	95,500
660,000	665,000	66,000	810,000	815,000	81,000	960,000	965,000	96,000
665,000	670,000	66,500	815,000	820,000	81,500	965,000	970,000	96,500
670,000	675,000	67,000	820,000	825,000	82,000	970,000	975,000	97,000
675,000	680,000	67,500	825,000	830,000	82,500	975,000	980,000	97,500
680,000	685,000	68,000	830,000	835,000	83,000	980,000	985,000	98,000
685,000	690,000	68,500	835,000	840,000	83,500	985,000	990,000	98,500
690,000	695,000	69,000	840,000	845,000	84,000	990,000	995,000	99,000
695,000	700,000	69,500	845,000	850,000	84,500	995,000	1,000,000	99,500
700,000	705,000	70,000	850,000	855,000	85,000	1,000,000	1,000,000	100,000

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

イ 甲 表

(一)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数									乙
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
	以上	未満	税額							
円 27,000 円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0 その月の社会保険料控除後の給与等の金額の 7%に相当する金額
27,000	27,500	100	0	0	0	0	0	0	0	2,200
27,500	28,000	140	0	0	0	0	0	0	0	2,200
28,000	28,500	180	0	0	0	0	0	0	0	2,300
28,500	29,000	220	0	0	0	0	0	0	0	2,400
29,000	29,500	260	0	0	0	0	0	0	0	2,400
29,500	30,000	300	0	0	0	0	0	0	0	2,500
30,000	30,500	340	0	0	0	0	0	0	0	2,600
30,500	31,000	380	0	0	0	0	0	0	0	2,700
31,000	31,500	420	0	0	0	0	0	0	0	2,700
31,500	32,000	460	0	0	0	0	0	0	0	2,800
32,000	32,500	500	0	0	0	0	0	0	0	2,900
32,500	33,000	540	0	0	0	0	0	0	0	3,000
33,000	33,500	580	0	0	0	0	0	0	0	3,000
33,500	34,000	620	0	0	0	0	0	0	0	3,100
34,000	34,500	660	0	0	0	0	0	0	0	3,200
34,500	35,000	700	0	0	0	0	0	0	0	3,200
35,000	35,500	740	0	0	0	0	0	0	0	3,300
35,500	36,000	780	0	0	0	0	0	0	0	3,400
36,000	36,500	820	0	0	0	0	0	0	0	3,500
36,500	37,000	860	0	0	0	0	0	0	0	3,600
37,000	37,500	900	0	0	0	0	0	0	0	3,600
37,500	38,000	940	0	0	0	0	0	0	0	3,700
38,000	38,500	980	0	0	0	0	0	0	0	3,800
38,500	39,000	1,020	0	0	0	0	0	0	0	3,900
39,000	39,500	1,060	0	0	0	0	0	0	0	4,000
39,500	40,000	1,100	0	0	0	0	0	0	0	4,000
40,000	40,500	1,140	0	0	0	0	0	0	0	4,100
40,500	41,000	1,180	0	0	0	0	0	0	0	4,200
41,000	41,500	1,220	0	0	0	0	0	0	0	4,300
41,500	42,000	1,260	0	0	0	0	0	0	0	4,400
42,000	42,500	1,300	0	0	0	0	0	0	0	4,500
42,500	43,000	1,340	0	0	0	0	0	0	0	4,600
43,000	43,500	1,380	0	0	0	0	0	0	0	4,700
43,500	44,000	1,420	0	0	0	0	0	0	0	4,800
44,000	44,500	1,460	0	0	0	0	0	0	0	4,900
44,500	45,000	1,500	0	0	0	0	0	0	0	5,100
45,000	45,500	1,540	120	0	0	0	0	0	0	5,200
45,500	46,000	1,580	160	0	0	0	0	0	0	5,300
46,000	46,500	1,620	200	0	0	0	0	0	0	5,500
46,500	47,000	1,660	240	0	0	0	0	0	0	5,600
47,000	47,500	1,700	280	0	0	0	0	0	0	5,800
47,500	48,000	1,740	320	0	0	0	0	0	0	5,900
48,000	48,500	1,780	360	0	0	0	0	0	0	6,000
48,500	49,000	1,820	400	0	0	0	0	0	0	6,200
49,000	49,500	1,860	440	0	0	0	0	0	0	6,300

イ甲 表

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲										乙	
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人			
以上未満	税額										税額	
49,500	50,000	1,900	480	0	0	0	0	0	0	0	6,400	
50,000	50,500	1,940	520	0	0	0	0	0	0	0	6,900	
50,500	51,000	1,980	560	0	0	0	0	0	0	0	6,900円に、その 月の社会保険料 控除後の給与等 の金額のうち 50,000円をこえ る金額の38%に 相当する金額を 加算した金額	
51,000	51,500	2,020	600	0	0	0	0	0	0	0	0	
51,500	52,000	2,060	640	0	0	0	0	0	0	0	0	
52,000	52,500	2,100	680	0	0	0	0	0	0	0	0	
52,500	53,000	2,140	720	0	0	0	0	0	0	0	0	
53,000	54,000	2,200	780	0	0	0	0	0	0	0	0	
54,000	55,000	2,280	860	0	0	0	0	0	0	0	0	
55,000	56,000	2,360	940	110	0	0	0	0	0	0	0	
56,000	57,000	2,440	1,020	190	0	0	0	0	0	0	0	
57,000	58,000	2,520	1,100	270	0	0	0	0	0	0	0	
58,000	59,000	2,640	1,180	350	0	0	0	0	0	0	0	
59,000	60,000	2,750	1,260	430	0	0	0	0	0	0	0	
60,000	61,000	2,860	1,340	510	0	0	0	0	0	0	0	
61,000	62,000	2,970	1,420	590	0	0	0	0	0	0	0	
62,000	63,000	3,080	1,500	670	0	0	0	0	0	0	0	
63,000	64,000	3,200	1,580	750	0	0	0	0	0	0	0	
64,000	65,000	3,310	1,660	830	0	0	0	0	0	0	0	
65,000	66,000	3,420	1,740	910	0	0	0	0	0	0	0	
66,000	67,000	3,530	1,820	990	150	0	0	0	0	0	0	
67,000	68,000	3,640	1,900	1,070	230	0	0	0	0	0	0	
68,000	69,000	3,760	1,980	1,150	310	0	0	0	0	0	0	
69,000	70,000	3,870	2,060	1,230	390	0	0	0	0	0	0	
70,000	71,000	3,980	2,140	1,310	470	0	0	0	0	0	0	
71,000	72,000	4,090	2,220	1,390	550	0	0	0	0	0	0	
72,000	73,000	4,200	2,300	1,470	630	0	0	0	0	0	0	
73,000	74,000	4,320	2,380	1,550	710	0	0	0	0	0	0	
74,000	75,000	4,430	2,460	1,630	790	0	0	0	0	0	0	
75,000	76,000	4,540	2,560	1,710	880	0	0	0	0	0	0	
76,000	77,000	4,660	2,680	1,790	960	130	0	0	0	0	0	
77,000	78,000	4,780	2,800	1,880	1,050	210	0	0	0	0	0	
78,000	79,000	4,900	2,920	1,960	1,130	300	0	0	0	0	0	
79,000	80,000	5,020	3,040	2,050	1,220	380	0	0	0	0	0	
80,000	81,000	5,140	3,150	2,130	1,300	470	0	0	0	0	0	
81,000	82,000	5,260	3,270	2,220	1,390	550	0	0	0	0	0	
82,000	83,000	5,380	3,390	2,300	1,470	640	0	0	0	0	0	
83,000	84,000	5,490	3,510	2,390	1,560	720	0	0	0	0	0	
84,000	85,000	5,610	3,630	2,470	1,640	810	0	0	0	0	0	
85,000	86,000	5,730	3,750	2,580	1,730	890	0	0	0	0	0	
86,000	87,000	5,850	3,870	2,700	1,810	980	140	0	0	0	0	
87,000	88,000	5,970	3,990	2,820	1,900	1,060	230	0	0	0	0	
88,000	89,000	6,120	4,110	2,940	1,980	1,150	310	0	0	0	0	
89,000	90,000	6,270	4,230	3,060	2,070	1,230	400	0	0	0	0	
90,000	91,000	6,420	4,340	3,180	2,150	1,320	480	0	0	0	0	
91,000	92,000	6,570	4,460	3,300	2,240	1,400	570	0	0	0	0	
92,000	93,000	6,740	4,590	3,430	2,330	1,500	660	0	0	0	0	
93,000	94,000	6,910	4,730	3,560	2,420	1,590	760	0	0	0	0	
94,000	95,000	7,080	4,860	3,690	2,530	1,690	850	0	0	0	0	
95,000	96,000	7,260	4,990	3,830	2,660	1,780	950	110	0	0	0	

イ 甲 表

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙	
		扶養親族等の数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人		
以上	未満	税									税額	
96,000	97,000	7,430	5,130	3,960	2,790	1,880	1,040	210	0	0		
97,000	98,000	7,600	5,260	4,090	2,930	1,970	1,140	300	0	0		
98,000	99,000	7,770	5,390	4,230	3,060	2,070	1,230	400	0	0		
99,000	100,000	7,940	5,520	4,360	3,190	2,160	1,330	490	0	0		
100,000	101,000	8,110	5,660	4,490	3,320	2,260	1,420	590	0	0		
											26,100円	
101,000	102,000	8,280	5,790	4,620	3,460	2,350	1,520	680	0	0	26,100円に、そ の月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のうち 100,000円をこ える金額の55% に相当する金額 を加算した金額	
102,000	104,000	8,540	5,990	4,820	3,660	2,490	1,660	830	0	0		
104,000	106,000	8,880	6,330	5,090	3,920	2,760	1,850	1,020	180	0		
106,000	108,000	9,220	6,670	5,360	4,190	3,020	2,040	1,210	370	0		
108,000	110,000	9,560	7,010	5,620	4,450	3,290	2,230	1,400	560	0		
110,000	112,000	9,910	7,360	5,890	4,720	3,550	2,420	1,590	750	0		
112,000	114,000	10,250	7,700	6,200	4,990	3,820	2,650	1,780	940	110		
114,000	116,000	10,590	8,040	6,540	5,250	4,090	2,920	1,970	1,130	300		
116,000	118,000	10,930	8,380	6,880	5,520	4,350	3,190	2,160	1,320	490		
118,000	120,000	11,270	8,720	7,220	5,780	4,620	3,450	2,350	1,510	680		
120,000	122,000	11,620	9,070	7,570	6,070	4,880	3,720	2,550	1,700	870		
122,000	124,000	11,960	9,410	7,910	6,410	5,150	3,980	2,820	1,890	1,060		
124,000	126,000	12,370	9,750	8,250	6,750	5,420	4,250	3,080	2,080	1,250		
126,000	128,000	12,780	10,090	8,590	7,090	5,680	4,520	3,350	2,270	1,440		
128,000	130,000	13,200	10,430	8,930	7,430	5,950	4,780	3,610	2,460	1,630		
130,000	132,000	13,620	10,780	9,280	7,780	6,280	5,050	3,880	2,710	1,820		
132,000	134,000	14,040	11,120	9,620	8,120	6,620	5,310	4,150	2,980	2,010		
134,000	136,000	14,460	11,460	9,960	8,460	6,960	5,580	4,410	3,250	2,200		
136,000	138,000	14,870	11,800	10,300	8,800	7,300	5,850	4,680	3,510	2,390		
138,000	140,000	15,290	12,180	10,640	9,140	7,640	6,140	4,940	3,780	2,610		
140,000	142,000	15,710	12,590	10,990	9,490	7,990	6,490	5,210	4,040	2,880		
142,000	144,000	16,130	13,010	11,330	9,820	8,330	6,830	5,480	4,310	3,140		
144,000	146,000	16,550	13,430	11,670	10,170	8,670	7,170	5,740	4,580	3,410		
146,000	148,000	16,960	13,850	12,010	10,510	9,010	7,510	6,010	4,840	3,680		
148,000	150,000	17,380	14,270	12,430	10,850	9,350	7,850	6,350	5,110	3,940		
150,000	152,000	17,800	14,680	12,850	11,200	9,700	8,200	6,700	5,370	4,210	53,600円	
152,000	154,000	18,220	15,100	13,270	11,540	10,040	8,540	7,040	5,640	4,470		
154,000	156,000	18,640	15,520	13,690	11,880	10,380	8,880	7,380	5,910	4,740	53,600円に、そ の月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のうち 150,000円をこ える金額の60% に相当する金額 を加算した金額	
156,000	158,000	19,050	15,940	14,100	12,270	10,720	9,220	7,720	6,220	5,010		
158,000	160,000	19,470	16,360	14,520	12,690	11,060	9,560	8,060	6,560	5,270		
160,000	162,000	19,890	16,770	14,940	13,110	11,410	9,910	8,410	6,910	5,540		
162,000	164,000	20,310	17,190	15,360	13,530	11,750	10,250	8,750	7,250	5,800		
164,000	166,000	20,730	17,610	15,780	13,940	12,110	10,590	9,090	7,590	6,090		
166,000	168,000	21,140	18,030	16,190	14,360	12,530	10,930	9,430	7,930	6,430		
168,000	170,000	21,630	18,450	16,610	14,780	12,950	11,270	9,770	8,270	6,770		
170,000	172,000	22,130	18,860	17,030	15,200	13,360	11,620	10,120	8,620	7,110		
172,000	174,000	22,620	19,280	17,450	15,620	13,780	11,960	10,460	8,960	7,460		
174,000	176,000	23,120	19,700	17,870	16,030	14,200	12,370	10,800	9,300	7,800		
176,000	178,000	23,620	20,130	18,300	16,460	14,630	12,800	11,150	9,650	8,150		
178,000	180,000	24,130	20,560	18,720	16,890	15,060	13,220	11,500	10,000	8,500		
180,000	182,000	24,640	20,990	19,150	17,320	15,490	13,650	11,850	10,350	8,850		
182,000	184,000	25,150	21,460	19,580	17,750	15,920	14,080	12,250	10,700	9,200		
184,000	186,000	25,650	21,970	20,010	18,180	16,340	14,510	12,680	11,050	9,550		
186,000	188,000	26,160	22,480	20,440	18,610	16,770	14,940	13,110	11,410	9,910		
188,000	190,000	26,670	22,980	20,870	19,040	17,200	15,370	13,540	11,760	10,260		

イ甲 表

(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数									乙 税額	
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人		
	以上	未満	税額								
190,000円	192,000円	27,170	23,490	21,320	19,470	17,630	15,800	13,960	12,130	10,610	
192,000円	194,000円	27,680	24,000	21,830	19,890	18,060	16,230	14,390	12,560	10,960	
194,000円	196,000円	28,190	24,500	22,340	20,320	18,490	16,660	14,820	12,990	11,310	
196,000円	198,000円	28,690	25,010	22,840	20,750	18,920	17,090	15,250	13,420	11,660	
198,000円	200,000円	29,200	25,520	23,350	21,180	19,350	17,510	15,680	13,850	12,010	
200,000円		29,450	25,770	23,600	21,440	19,560	17,730	15,900	14,060	12,280	
200,000円をこえ 210,000円に満た ない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 200,000円をこえる金額の26%に相当する金額を加算した金額									
210,000円		32,050	28,370	26,200	24,040	22,160	20,330	18,500	16,660	14,830	
210,000円をこえ 250,000円に満た ない金額		210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 210,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額									
250,000円		44,050	40,370	38,200	36,040	34,160	32,330	30,500	28,660	26,830	
250,000円をこえ 290,000円に満た ない金額		250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 250,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額									
290,000円		57,650	53,970	51,800	49,640	47,760	45,930	44,100	42,260	40,430	
290,000円をこえ 380,000円に満た ない金額		290,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 290,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額									
380,000円		91,850	88,170	86,000	83,840	81,960	80,130	78,300	76,460	74,630	
380,000円をこえ 460,000円に満た ない金額		380,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 380,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額									
460,000円		125,450	121,770	119,600	117,440	115,560	113,730	111,900	110,060	108,230	
460,000円をこえ 630,000円に満た ない金額		460,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 460,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額									
630,000円		203,650	199,970	197,800	195,640	193,760	191,980	190,100	188,260	186,430	
630,000円をこえ 880,000円に満た ない金額		630,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 630,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									
		341,600円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 630,000円をこえ る金額の65%に 相当する金額を 加算した金額									341,600

イ甲 表

(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲									乙	
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人		
以上	未満	税額									税額
880,000円	328,650円	324,970円	322,800円	320,640円	318,760円	316,930円	315,100円	313,260円	311,430円		
880,000円をこえ 1,710,000円に満 たない金額	880,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 880,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額										
1,710,000円	785,150円	781,470円	779,300円	777,140円	775,260円	773,430円	771,600円	769,760円	767,930円		
1,710,000円をこ える金額	1,710,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,710,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額										

扶養親族等の数が8人をこえる場合には、扶養親族等の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに1,200円を控除した金額

従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等1人ごとに1,200円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (→ 納入所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、
 - (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料(第七十一条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。以下同じ。)の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が8人をこえる1人ごとに1,200円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第一百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
 - (2) 納入所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,200円を控除した金額)が、その求める税額である。

口乙 表

(一)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶養親族の数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上	未満	税額							
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円
37,500		0	0	0	0	0	0	0	0
37,500	38,000	100	0	0	0	0	0	0	0
38,000	38,500	140	0	0	0	0	0	0	0
38,500	39,000	180	0	0	0	0	0	0	0
39,000	39,500	220	0	0	0	0	0	0	0
39,500	40,000	260	0	0	0	0	0	0	0
40,000	40,500	300	0	0	0	0	0	0	0
40,500	41,000	340	0	0	0	0	0	0	0
41,000	41,500	380	0	0	0	0	0	0	0
41,500	42,000	420	0	0	0	0	0	0	0
42,000	42,500	460	0	0	0	0	0	0	0
42,500	43,000	500	0	0	0	0	0	0	0
43,000	43,500	540	0	0	0	0	0	0	0
43,500	44,000	580	0	0	0	0	0	0	0
44,000	44,500	620	0	0	0	0	0	0	0
44,500	45,000	660	0	0	0	0	0	0	0
45,000	45,500	700	0	0	0	0	0	0	0
45,500	46,000	740	0	0	0	0	0	0	0
46,000	46,500	780	0	0	0	0	0	0	0
46,500	47,000	820	0	0	0	0	0	0	0
47,000	47,500	860	0	0	0	0	0	0	0
47,500	48,000	900	0	0	0	0	0	0	0
48,000	48,500	940	110	0	0	0	0	0	0
48,500	49,000	980	150	0	0	0	0	0	0
49,000	49,500	1,020	190	0	0	0	0	0	0
49,500	50,000	1,060	230	0	0	0	0	0	0
50,000	50,500	1,100	270	0	0	0	0	0	0
50,500	51,000	1,140	310	0	0	0	0	0	0
51,000	51,500	1,180	350	0	0	0	0	0	0
51,500	52,000	1,220	390	0	0	0	0	0	0
52,000	52,500	1,260	430	0	0	0	0	0	0
52,500	53,000	1,300	470	0	0	0	0	0	0
53,000	54,000	1,360	530	0	0	0	0	0	0
54,000	55,000	1,440	610	0	0	0	0	0	0
55,000	56,000	1,520	690	0	0	0	0	0	0
56,000	57,000	1,600	770	0	0	0	0	0	0
57,000	58,000	1,680	850	0	0	0	0	0	0
58,000	59,000	1,760	930	100	0	0	0	0	0
59,000	60,000	1,840	1,010	180	0	0	0	0	0
60,000	61,000	1,920	1,090	260	0	0	0	0	0
61,000	62,000	2,000	1,170	340	0	0	0	0	0
62,000	63,000	2,080	1,250	420	0	0	0	0	0
63,000	64,000	2,160	1,330	500	0	0	0	0	0
64,000	65,000	2,240	1,410	580	0	0	0	0	0
65,000	66,000	2,320	1,490	660	0	0	0	0	0
66,000	67,000	2,400	1,570	740	0	0	0	0	0
67,000	68,000	2,480	1,650	820	0	0	0	0	0
68,000	69,000	2,560	1,730	900	0	0	0	0	0
69,000	70,000	2,700	1,810	980	140	0	0	0	0
70,000	71,000	2,810	1,890	1,060	220	0	0	0	0
71,000	72,000	2,920	1,970	1,140	300	0	0	0	0

口乙 表

(二)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶養親族の数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上	未満	税額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
72,000	73,000	3,040	2,050	1,220	380	0	0	0	0
73,000	74,000	3,150	2,130	1,300	460	0	0	0	0
74,000	75,000	3,260	2,210	1,380	540	0	0	0	0
75,000	76,000	3,380	2,290	1,460	630	0	0	0	0
76,000	77,000	3,490	2,380	1,540	710	0	0	0	0
77,000	78,000	3,610	2,460	1,630	800	0	0	0	0
78,000	79,000	3,730	2,570	1,710	880	0	0	0	0
79,000	80,000	3,850	2,690	1,800	970	130	0	0	0
80,000	81,000	3,970	2,800	1,880	1,050	220	0	0	0
81,000	82,000	4,090	2,920	1,970	1,140	300	0	0	0
82,000	83,000	4,210	3,040	2,050	1,220	390	0	0	0
83,000	84,000	4,330	3,160	2,140	1,310	470	0	0	0
84,000	85,000	4,450	3,280	2,220	1,390	560	0	0	0
85,000	86,000	4,570	3,400	2,310	1,480	640	0	0	0
86,000	87,000	4,680	3,520	2,390	1,560	730	0	0	0
87,000	88,000	4,800	3,640	2,480	1,650	810	0	0	0
88,000	89,000	4,920	3,760	2,590	1,730	900	0	0	0
89,000	90,000	5,040	3,880	2,710	1,820	980	150	0	0
90,000	91,000	5,160	3,990	2,830	1,900	1,070	230	0	0
91,000	92,000	5,280	4,110	2,950	1,990	1,150	320	0	0
92,000	93,000	5,410	4,240	3,080	2,080	1,250	410	0	0
93,000	94,000	5,540	4,380	3,210	2,170	1,340	510	0	0
94,000	95,000	5,680	4,510	3,340	2,270	1,440	600	0	0
95,000	96,000	5,810	4,640	3,480	2,360	1,530	700	0	0
96,000	97,000	5,940	4,780	3,610	2,460	1,630	790	0	0
97,000	98,000	6,100	4,910	3,740	2,580	1,720	890	0	0
98,000	99,000	6,270	5,040	3,880	2,710	1,820	980	150	0
99,000	100,000	6,440	5,170	4,010	2,840	1,910	1,080	240	0
100,000	101,000	6,610	5,310	4,140	2,970	2,010	1,170	340	0
101,000	102,000	6,780	5,440	4,270	3,110	2,100	1,270	430	0
102,000	104,000	7,040	5,640	4,470	3,310	2,240	1,410	580	0
104,000	106,000	7,380	5,910	4,740	3,570	2,430	1,600	770	0
106,000	108,000	7,720	6,220	5,010	3,840	2,670	1,790	960	120
108,000	110,000	8,060	6,560	5,270	4,100	2,940	1,980	1,150	310
110,000	112,000	8,410	6,910	5,540	4,370	3,200	2,170	1,340	500
112,000	114,000	8,750	7,250	5,800	4,640	3,470	2,360	1,530	690
114,000	116,000	9,090	7,590	6,090	4,900	3,740	2,570	1,720	880
116,000	118,000	9,430	7,930	6,430	5,170	4,000	2,840	1,910	1,070
118,000	120,000	9,770	8,270	6,770	5,430	4,270	3,100	2,100	1,260
120,000	122,000	10,120	8,620	7,120	5,700	4,530	3,370	2,290	1,450
122,000	124,000	10,460	8,960	7,460	5,970	4,800	3,630	2,480	1,640
124,000	126,000	10,800	9,300	7,800	6,300	5,070	3,900	2,730	1,830
126,000	128,000	11,140	9,640	8,140	6,640	5,330	4,170	3,000	2,020
128,000	130,000	11,480	9,980	8,480	6,980	5,600	4,430	3,260	2,210
130,000	132,000	11,830	10,330	8,830	7,330	5,860	4,700	3,530	2,400
132,000	134,000	12,210	10,670	9,170	7,670	6,170	4,960	3,800	2,630
134,000	136,000	12,620	11,010	9,510	8,010	6,510	5,230	4,060	2,900
136,000	138,000	13,040	11,350	9,850	8,350	6,850	5,500	4,330	3,160
138,000	140,000	13,460	11,690	10,190	8,690	7,190	5,760	4,590	3,430
140,000	142,000	13,880	12,040	10,540	9,040	7,540	6,040	4,860	3,690

口乙 表

(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上	未満	税額							
142,000	144,000	14,300	12,460	10,880	9,380	7,880	6,380	5,130	3,960
144,000	146,000	14,710	12,880	11,220	9,720	8,220	6,720	5,390	4,230
146,000	148,000	15,130	13,300	11,560	10,060	8,560	7,060	5,660	4,490
148,000	150,000	15,550	13,720	11,900	10,400	8,900	7,400	5,920	4,760
150,000	152,000	15,970	14,130	12,300	10,750	9,250	7,750	6,240	5,020
152,000	154,000	16,390	14,550	12,720	11,090	9,590	8,090	6,590	5,290
154,000	156,000	16,800	14,970	13,140	11,430	9,930	8,430	6,930	5,560
156,000	158,000	17,220	15,390	13,550	11,770	10,270	8,770	7,270	5,820
158,000	160,000	17,640	15,810	13,970	12,140	10,610	9,110	7,610	6,110
160,000	162,000	18,060	16,220	14,390	12,560	10,960	9,460	7,950	6,450
162,000	164,000	18,480	16,640	14,810	12,970	11,300	9,800	8,300	6,800
164,000	166,000	18,890	17,060	15,230	13,390	11,640	10,140	8,640	7,140
166,000	168,000	19,310	17,480	15,640	13,810	11,980	10,480	8,980	7,480
168,000	170,000	19,730	17,900	16,060	14,230	12,400	10,820	9,320	7,820
170,000	172,000	20,150	18,310	16,480	14,650	12,810	11,170	9,660	8,160
172,000	174,000	20,570	18,730	16,900	15,060	13,230	11,510	10,010	8,510
174,000	176,000	20,980	19,150	17,320	15,480	13,650	11,850	10,350	8,850
176,000	178,000	21,460	19,580	17,750	15,910	14,080	12,250	10,700	9,200
178,000	180,000	21,960	20,010	18,170	16,340	14,510	12,670	11,050	9,550
180,000	182,000	22,470	20,440	18,600	16,770	14,940	13,100	11,400	9,900
182,000	184,000	22,980	20,870	19,030	17,200	15,370	13,530	11,750	10,250
184,000	186,000	23,490	21,320	19,460	17,630	15,790	13,960	12,130	10,600
186,000	188,000	23,990	21,830	19,890	18,060	16,220	14,390	12,560	10,960
188,000	190,000	24,500	22,330	20,320	18,490	16,650	14,820	12,990	11,310
190,000	192,000	25,010	22,840	20,750	18,920	17,080	15,250	13,410	11,660
192,000	194,000	25,510	23,350	21,180	19,340	17,510	15,680	13,840	12,010
194,000	196,000	26,020	23,850	21,690	19,770	17,940	16,110	14,270	12,440
196,000	198,000	26,530	24,360	22,190	20,200	18,370	16,540	14,700	12,870
198,000	200,000	27,030	24,870	22,700	20,630	18,800	16,960	15,130	13,300
200,000円		27,290	25,120	22,950	20,850	19,010	17,180	15,350	13,510
200,000円をこえ 210,000円に満た ない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち200,000円 をこえる金額の26%に相当する金額を加算した金額							
210,000円		29,890	27,720	25,550	23,450	21,610	19,780	17,950	16,110
210,000円をこえ 250,000円に満た ない金額		210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち210,000円 をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額							

口乙 表

(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上未満	税額							
250,000円	41,890	39,720	37,550	35,450	33,610	31,780	29,950	28,110
250,000円をこえ 290,000円に満た ない金額	250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち250,000円 をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額							
290,000円	55,490	53,320	51,150	49,050	47,210	45,380	43,550	41,710
290,000円をこえ 380,000円に満た ない金額	290,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち290,000円 をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額							
380,000円	89,690	87,520	85,350	83,250	81,410	79,580	77,750	75,910
380,000円をこえ 460,000円に満た ない金額	380,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち380,000円 をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額							
460,000円	123,290	121,120	118,950	116,850	115,010	113,180	111,350	109,510
460,000円をこえ 630,000円に満た ない金額	460,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち460,000円 をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額							
630,000円	201,490	199,320	197,150	195,050	193,210	191,380	189,550	187,710
630,000円をこえ 880,000円に満た ない金額	630,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち630,000円 をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額							
880,000円	326,490	324,320	322,150	320,050	318,210	316,380	314,550	312,710
880,000円をこえ 1,710,000円に満 たない金額	880,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち880,000円 をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額							
1,710,000円	782,990	780,820	778,650	776,550	774,710	772,880	771,050	769,210
1,710,000円をこ える金額	1,710,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,710,000円 をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が8人をこえる場合には、扶養親族の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに 1,200円を控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。)

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(+) (注)の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を

控除した金額を求める。

- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が8人を超える1人ごとに1,200円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたときは)、扶養親族の数にこれらの1に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。
- (二) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

イ 甲 表

(一)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上未満	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額		
円 900 円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		
900	920	5	0	0	0	0	0	0	0	70		
920	940	5	0	0	0	0	0	0	0	80		
940	960	5	0	0	0	0	0	0	0	80		
960	980	10	0	0	0	0	0	0	0	80		
980	1,000	10	0	0	0	0	0	0	0	80		
1,000	1,020	10	0	0	0	0	0	0	90	0		
1,020	1,040	10	0	0	0	0	0	0	90	0		
1,040	1,060	15	0	0	0	0	0	0	90	0		
1,060	1,080	15	0	0	0	0	0	0	100	0		
1,080	1,100	15	0	0	0	0	0	0	100	0		
1,100	1,120	20	0	0	0	0	0	0	100	0		
1,120	1,140	20	0	0	0	0	0	0	100	0		
1,140	1,160	20	0	0	0	0	0	0	110	0		
1,160	1,180	25	0	0	0	0	0	0	110	0		
1,180	1,200	25	0	0	0	0	0	0	110	0		
1,200	1,220	25	0	0	0	0	0	0	120	0		
1,220	1,240	30	0	0	0	0	0	0	120	0		
1,240	1,260	30	0	0	0	0	0	0	120	0		
1,260	1,280	30	0	0	0	0	0	0	130	0		
1,280	1,300	35	0	0	0	0	0	0	130	0		
1,300	1,320	35	0	0	0	0	0	0	130	0		
1,320	1,340	35	0	0	0	0	0	0	140	0		
1,340	1,360	40	0	0	0	0	0	0	140	0		
1,360	1,380	40	0	0	0	0	0	0	140	0		
1,380	1,400	40	0	0	0	0	0	0	150	0		
1,400	1,420	45	0	0	0	0	0	0	150	0		
1,420	1,440	45	0	0	0	0	0	0	150	0		
1,440	1,460	45	0	0	0	0	0	0	160	0		
1,460	1,480	50	0	0	0	0	0	0	160	0		
1,480	1,500	50	0	0	0	0	0	0	170	0		
1,500	1,550	50	5	0	0	0	0	0	0	170		
1,550	1,600	55	10	0	0	0	0	0	0	190		
1,600	1,650	60	15	0	0	0	0	0	0	200		
1,650	1,700	65	15	0	0	0	0	0	0	210		
1,700	1,750	70	20	0	0	0	0	0	0	240		
1,750	1,800	70	25	0	0	0	0	0	0	0		
1,800	1,850	75	30	0	0	0	0	0	0	0		
1,850	1,900	80	35	5	0	0	0	0	0	0		
1,900	1,950	85	35	10	0	0	0	0	0	0		
1,950	2,000	90	40	15	0	0	0	0	0	0		
2,000	2,050	95	45	15	0	0	0	0	0	0		
2,050	2,100	100	50	20	0	0	0	0	0	0		
2,100	2,150	105	55	25	0	0	0	0	0	0		
2,150	2,200	115	55	30	0	0	0	0	0	0		
2,200	2,250	120	60	35	5	0	0	0	0	0		

イ甲表

(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額	扶 養 親 族 等 の 数	甲								乙	丙	
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人		
以上	未満	税 額								税 額	税 額	
2,250	2,300	125	65	35	10	0	0	0	0	0	0	
2,300	2,350	130	70	40	15	0	0	0	0	0	0	
2,350	2,400	135	75	45	15	0	0	0	0	0	0	
2,400	2,450	140	75	50	20	0	0	0	0	0	0	
2,450	2,500	145	80	55	25	0	0	0	0	0	0	
2,500	2,550	150	85	55	30	0	0	0	0	0	0	
2,550	2,600	160	90	60	35	5	0	0	0	0	0	
2,600	2,650	165	100	65	40	10	0	0	0	0	0	
2,650	2,700	170	105	70	40	15	0	0	0	0	0	
2,700	2,750	175	110	75	45	20	0	0	0	0	0	
2,750	2,800	180	115	80	50	25	0	0	0	0	0	
2,800	2,850	190	120	85	55	25	0	0	0	0	0	
2,850	2,900	195	130	90	60	30	5	0	0	0	0	
2,900	2,950	200	135	95	65	35	10	0	0	0	0	
2,950	3,000	205	140	100	70	40	10	0	0	0	1	
3,000	3,050	215	145	105	70	45	15	0	0	0	5	
3,050	3,100	225	150	115	75	50	20	0	0	0	9	
3,100	3,150	230	160	120	80	55	25	0	0	0	13	
3,150	3,200	240	165	125	85	60	30	0	0	0	17	
3,200	3,250	250	170	135	95	65	35	5	0	0	21	
3,250	3,300	255	180	140	100	65	40	10	0	0	25	
3,300	3,400	270	190	150	110	75	45	20	0	0	29	
3,400	3,500	285	200	165	125	85	55	30	0	0	37	
3,500	3,600	305	220	175	135	100	65	40	10	0	45	
3,600	3,700	320	235	190	150	110	75	45	20	0	54	
3,700	3,800	340	255	205	165	125	85	55	30	0	62	
3,800	3,900	355	270	220	175	140	100	65	40	10	71	
3,900	4,000	370	285	235	190	150	110	75	50	20	79	
4,000	4,100	390	305	255	205	165	125	85	60	30	88	
4,100	4,200	410	320	270	220	180	140	100	65	40	96	
4,200	4,300	430	340	290	240	190	150	115	75	50	105	
4,300	4,400	450	355	305	255	205	165	125	90	60	115	
4,400	4,500	470	375	325	275	225	180	140	100	70	129	
4,500	4,600	490	390	340	290	240	190	155	115	75	142	
4,600	4,700	515	410	355	305	255	205	165	130	90	155	
4,700	4,800	535	430	375	325	275	225	180	140	100	169	
4,800	4,900	555	450	390	340	290	240	195	155	115	182	
4,900	5,000	575	470	410	360	310	260	210	170	130	195	
5,000	5,100	595	490	430	375	325	275	225	180	140	208	
5,100	5,200	615	515	450	390	340	290	240	195	155	222	
5,200	5,300	640	535	475	410	360	310	260	210	170	235	
5,300	5,400	660	555	495	435	375	325	275	225	180	248	
5,400	5,500	680	575	515	455	395	345	295	245	195	262	
5,500	5,600	700	595	535	475	415	360	310	260	210	276	
5,600	5,700	725	620	555	495	435	380	330	280	230	293	
5,700	5,800	750	640	575	515	455	395	345	295	245	310	
5,800	5,900	775	660	600	535	475	415	360	310	260	327	
5,900	6,000	800	680	620	560	500	485	380	330	280	344	
6,000	6,100	825	700	640	580	520	460	395	345	295	361	
6,100	6,200	850	725	665	600	540	480	420	365	315	378	

900円に、
その日の社
会保険料控
除後の給与等
の金額のうち
3,400円をこ
る55%に相当
する金額を加
算した金額1,780円に、
その日の社
会保険料控
除後の給与等
の金額のうち
5,000円をこ
る60%に相当
する金額を加
算した金額

イ甲 表

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数								乙	丙
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
		以上	未満	税額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,200	6,300	875	750	685	625	560	500	440	380	330	395
6,300	6,400	900	780	705	645	585	520	460	400	350	412
6,400	6,500	925	805	730	665	605	545	480	420	365	429
6,500円		940	815	745	675	615	555	495	430	375	447
6,500円をこえ 7,000円に満た ない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の18%に相当する金額を加算した金額								447円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の18%に相当する金額を加算した金額	
7,000円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	537
7,000円をこえ 8,500円に満た ない金額		7,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち7,000円をこえる金額の22%に相当する金額を加算した金額								537円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち7,000円をこえる金額の22%に相当する金額を加算した金額	
8,500円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	867
8,500円をこえ 10,000円に満た ない金額		8,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち8,500円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額								867円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち8,500円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額	
10,000円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	1,257
10,000円をこえ 12,500円に満た ない金額		10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額								1,257円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額	

イ甲 表

(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上未満	税額								税額	税額		
12,500円	円 2,980	円 2,855	円 2,785	円 2,715	円 2,655	円 2,595	円 2,535	円 2,470	円 2,415			
12,500円をこえ 15,500円に満た ない金額	12,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,500円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額											
15,500円	円 4,240	円 4,115	円 4,045	円 3,975	円 3,915	円 3,855	円 3,795	円 3,730	円 3,675			
15,500円をこえ 21,000円に満た ない金額	15,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち15,500円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額											
21,000円	円 6,770	円 6,645	円 6,575	円 6,505	円 6,445	円 6,385	円 6,325	円 6,260	円 6,205	円 11,380		
21,000円をこえ 29,500円に満た ない金額	21,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち21,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									11,380円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち21,000 円をこえる 金額の65% に相当する 金額を加算 した金額		
29,500円	円 11,020	円 10,895	円 10,825	円 10,755	円 10,695	円 10,635	円 10,575	円 10,510	円 10,455			
29,500円をこえ 57,000円に満た ない金額	29,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち29,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											
57,000円	円 26,145	円 26,020	円 25,950	円 25,880	円 25,820	円 25,760	円 25,700	円 25,635	円 25,580			
57,000円をこえ る金額	57,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち57,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											
扶養親族等の数が8人をこえる場合には、扶養親族等の数が8人の場合の税額から、 その8人をこえる1人ごとに40円を控除した金額										従たる給与 についての 扶養控除等 申告書が提 出されてい る場合に は、当該申 告書に記載 された扶養 親族等の数 に応じ、扶 養親族等1 人ごとに40 円を、上の 各欄によつ て求めた税 額から控除 した金額		

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、
 - (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が8人を超える1人ごとに40円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第一百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、
 - (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに40円を控除した金額)が、その求める税額である。
 - (2) 日雇労務者の受ける給与等(第八百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等をいう。)については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

口乙 表

(一)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶養親族の数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上	未満	税額							
円 1,260	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	5	0	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	5	0	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	5	0	0	0	0	0	0	0
1,320	1,340	10	0	0	0	0	0	0	0
1,340	1,360	10	0	0	0	0	0	0	0
1,360	1,380	10	0	0	0	0	0	0	0
1,380	1,400	15	0	0	0	0	0	0	0
1,400	1,420	15	0	0	0	0	0	0	0
1,420	1,440	15	0	0	0	0	0	0	0
1,440	1,460	20	0	0	0	0	0	0	0
1,460	1,480	20	0	0	0	0	0	0	0
1,480	1,500	20	0	0	0	0	0	0	0
1,500	1,550	25	0	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	30	0	0	0	0	0	0	0
1,600	1,650	30	5	0	0	0	0	0	0
1,650	1,700	35	10	0	0	0	0	0	0
1,700	1,750	40	10	0	0	0	0	0	0
1,750	1,800	45	15	0	0	0	0	0	0
1,800	1,850	50	20	0	0	0	0	0	0
1,850	1,900	50	25	0	0	0	0	0	0
1,900	1,950	55	30	0	0	0	0	0	0
1,950	2,000	60	30	5	0	0	0	0	0
2,000	2,050	65	35	10	0	0	0	0	0
2,050	2,100	70	40	15	0	0	0	0	0
2,100	2,150	70	45	15	0	0	0	0	0
2,150	2,200	75	50	20	0	0	0	0	0
2,200	2,250	80	50	25	0	0	0	0	0
2,250	2,300	85	55	30	0	0	0	0	0
2,300	2,350	90	60	35	0	0	0	0	0
2,350	2,400	95	65	35	10	0	0	0	0
2,400	2,450	100	70	40	15	0	0	0	0
2,450	2,500	105	70	45	15	0	0	0	0
2,500	2,550	115	75	50	20	0	0	0	0
2,550	2,600	120	80	55	25	0	0	0	0
2,600	2,650	125	85	55	30	0	0	0	0
2,650	2,700	130	90	60	35	5	0	0	0
2,700	2,750	135	100	65	40	10	0	0	0
2,750	2,800	145	105	70	40	15	0	0	0
2,800	2,850	150	110	75	45	20	0	0	0
2,850	2,900	155	115	80	50	25	0	0	0
2,900	2,950	160	120	85	55	25	0	0	0
2,950	3,000	165	130	90	60	30	5	0	0
3,000	3,050	175	135	95	65	35	10	0	0
3,050	3,100	180	140	100	70	40	10	0	0
3,100	3,150	185	145	110	75	45	15	0	0

ロ乙 表

(二)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上未満	税額							
円 3,150	円 3,200	円 190	円 155	円 115	円 75	円 50	円 20	円 0
3,200	3,250	200	160	120	80	55	25	0
3,250	3,300	205	165	130	90	60	30	5
3,300	3,400	220	175	140	100	65	40	10
3,400	3,500	235	190	150	110	75	50	20
3,500	3,600	255	205	165	125	85	55	30
3,600	3,700	270	220	180	140	100	65	40
3,700	3,800	290	240	190	150	115	75	50
3,800	3,900	305	255	205	165	125	85	60
3,900	4,000	320	270	220	180	140	100	70
4,000	4,100	340	290	240	190	155	115	75
4,100	4,200	355	305	255	205	165	125	90
4,200	4,300	375	325	275	225	180	140	100
4,300	4,400	390	340	290	240	195	155	115
4,400	4,500	410	360	310	260	210	165	130
4,500	4,600	430	375	325	275	225	180	140
4,600	4,700	450	390	340	290	240	195	155
4,700	4,800	470	410	360	310	260	210	170
4,800	4,900	495	430	375	325	275	225	180
4,900	5,000	515	455	395	345	295	245	195
5,000	5,100	535	475	415	360	310	260	210
5,100	5,200	555	495	435	375	325	275	225
5,200	5,300	575	515	455	395	345	295	245
5,300	5,400	600	535	475	415	360	310	260
5,400	5,500	620	560	495	435	380	330	280
5,500	5,600	640	580	515	455	395	345	295
5,600	5,700	660	600	540	475	415	365	315
5,700	5,800	680	620	560	500	435	380	330
5,800	5,900	700	640	580	520	460	395	345
5,900	6,000	725	665	600	540	480	420	365
6,000	6,100	750	685	625	560	500	440	380
6,100	6,200	780	705	645	585	520	460	400
6,200	6,300	805	730	665	605	545	480	420
6,300	6,400	830	755	685	625	565	505	445
6,400	6,500	855	780	710	650	585	525	465
6,500 円		865	795	720	660	595	535	475
6,500 円をこえ 7,000 円に満た ない金額	6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 6,500 円を こえる金額の 26 % に相当する金額を加算した金額							
7,000 円	995	925	850	790	725	665	605	545
7,000 円をこえ 8,500 円に満た ない金額	7,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 7,000 円を こえる金額の 30 % に相当する金額を加算した金額							

ロ乙 表

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上未満	税額							
8,500円	1,445	1,375	1,300	1,240	1,175	1,115	1,055	995
8,500円をこえ 10,000円に満たない金額	8,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち8,500円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額							
10,000円	1,955	1,885	1,810	1,750	1,685	1,625	1,565	1,505
10,000円をこえ 12,500円に満たない金額	10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額							
12,500円	2,905	2,835	2,760	2,700	2,635	2,575	2,515	2,455
12,500円をこえ 15,500円に満たない金額	12,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,500円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額							
15,500円	4,165	4,095	4,020	3,960	3,895	3,835	3,775	3,715
15,500円をこえ 21,000円に満たない金額	15,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち15,500円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額							
21,000円	6,695	6,625	6,550	6,490	6,425	6,365	6,305	6,245
21,000円をこえ 29,500円に満たない金額	21,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち21,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額							
29,500円	10,945	10,875	10,800	10,740	10,675	10,615	10,555	10,495
29,500円をこえ 57,000円に満たない金額	29,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち29,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額							
57,000円	26,070	26,000	25,925	25,865	25,800	25,740	25,680	25,620
57,000円をこえる 金額	57,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち57,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が8人をこえる場合には、扶養親族の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに40円を控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。)
- (備考) 税額の求め方は、次のとおりである。
- (一) (注)の(1)に掲げる居住者については、
- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が8人を超える1人ごとに40円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたときは)、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。
- (二) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

等の数								乙	
5人		6人		7人		8人以上		前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
後 の 給 与 等 の 金 額									
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円 67千円未満	千円 74千円未満	千円 74千円未満	千円 81千円未満	千円 81千円未満	千円 88千円未満	千円 88千円未満	千円 88千円未満	千円 40千円未満	千円 40千円未満
67	71	74	79	81	86	88	93		
71	76	79	83	86	91	93	99		
76	81	83	89	91	97	99	105		
81	87	89	94	97	102	105	110		
87	100	94	108	102	116	110	123		
100	110	108	117	116	125	123	133		
110	126	117	133	125	140	133	147		
126	137	133	144	140	151	147	159		
137	156	144	163	151	169	159	176		
156	170	163	177	169	185	176	192	40	90
170	193	177	200	185	206	192	212		
193	206	200	213	206	220	212	227		
206	225	213	232	220	238	227	244		
225	240	232	247	238	254	244	261		
240	257	247	264	254	271	261	278	90	130
257	285	264	292	271	300	278	307		
285	328	292	336	300	343	307	350		
328	386	336	393	343	400	350	407	130	150
386	436	393	443	400	450	407	457		
436	540	443	547	450	553	457	560	150	210
540	675	547	683	553	692	560	700		
675	925	683	933	692	942	700	950	210	300
925	1,758	933	1,767	942	1,775	950	1,783	300	570
1,758	2,592	1,767	2,600	1,775	2,608	1,783	2,617	570	850
2,592千円以上		2,600千円以上		2,608千円以上		2,617千円以上		850千円以上	

金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額

保険料控除後の給与等の金額欄の該当する行を求める。

率である。

当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数の障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

た居住者を含む。については、特に該当する場合を除き、

である。

合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第

るときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額かは当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賃与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賃与の 金額に 乗るべき 率	扶養親族										甲	
	0人		1人		2人		3人		4人			
	前月の社会保険料控除											
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満		
%	千円 21千円未満	千円 35千円未満	千円 43千円未満	千円 51千円未満	千円 59千円未満							
0	21	22	35	37	48	46	51	55	59	63		
2	21	22	37	40	46	50	55	59	63	68		
4	22	24	40	56	50	61	59	63	68	72		
6	24	42	40	56	50	61	59	63	68	72		
8	42	50	56	64	61	70	63	76	72	81		
10	50	67	64	73	70	79	76	85	81	92		
12	67	74	73	83	79	88	85	94	92	102		
14	74	83	83	94	88	102	94	110	102	118		
16	83	98	94	110	102	117	110	124	118	131		
18	98	114	110	128	117	135	124	142	131	149		
20	114	134	128	144	135	150	142	156	149	163		
22	134	152	144	164	150	171	156	178	163	186		
24	152	166	164	178	171	185	178	193	186	200		
26	166	189	178	200	185	207	193	213	200	219		
28	189	202	200	214	207	220	213	227	219	234		
30	202	221	214	232	220	238	227	244	234	250		
32	221	244	232	256	238	263	244	270	250	278		
35	244	288	256	300	263	307	270	314	278	321		
38	288	347	300	358	307	365	314	372	321	379		
41	347	395	358	407	365	414	372	421	379	428		
44	395	502	407	513	414	520	421	527	428	533		
47	502	627	513	642	520	650	527	658	533	667		
50	627	877	642	892	650	900	658	908	667	917		
55	877	1,711	892	1,725	900	1,733	908	1,742	917	1,750		
60	1,711	2,544	1,725	2,558	1,733	2,567	1,742	2,575	1,750	2,588		
65	2,544千円以上		2,558千円以上		2,567千円以上		2,575千円以上		2,583千円以上			

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賃与の金額に乗すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、四に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賃与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等のを求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会

(3) (2)により求めた行と「賃与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にそ

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつ

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賃与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、こ三項の規定を含む。)により税額を計算する。

(五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められてい控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又

別表第七 年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,000円	1,000円未満	0	50,000円	51,000円	5,000円	137,000円	139,000円	13,700円
1,000円	2,000円	100	51,000円	52,000円	5,100円	139,000円	141,000円	13,900円
2,000円	3,000円	200	52,000円	53,000円	5,200円	141,000円	143,000円	14,100円
3,000円	4,000円	300	53,000円	54,000円	5,300円	143,000円	145,000円	14,300円
4,000円	5,000円	400	54,000円	55,000円	5,400円	145,000円	147,000円	14,500円
5,000円	6,000円	500	55,000円	56,000円	5,500円	147,000円	149,000円	14,700円
6,000円	7,000円	600	56,000円	57,000円	5,600円	149,000円	151,000円	14,900円
7,000円	8,000円	700	57,000円	58,000円	5,700円	151,000円	153,000円	15,100円
8,000円	9,000円	800	58,000円	59,000円	5,800円	153,000円	155,000円	15,300円
9,000円	10,000円	900	59,000円	60,000円	5,900円	155,000円	157,000円	15,500円
10,000円	11,000円	1,000	60,000円	61,000円	6,000円	157,000円	159,000円	15,700円
11,000円	12,000円	1,100	61,000円	62,000円	6,100円	159,000円	161,000円	15,900円
12,000円	13,000円	1,200	62,000円	63,000円	6,200円	161,000円	163,000円	16,100円
13,000円	14,000円	1,300	63,000円	65,000円	6,300円	163,000円	165,000円	16,300円
14,000円	15,000円	1,400	65,000円	67,000円	6,500円	165,000円	167,000円	16,500円
15,000円	16,000円	1,500	67,000円	69,000円	6,700円	167,000円	169,000円	16,700円
16,000円	17,000円	1,600	69,000円	71,000円	6,900円	169,000円	171,000円	16,900円
17,000円	18,000円	1,700	71,000円	73,000円	7,100円	171,000円	173,000円	17,100円
18,000円	19,000円	1,800	73,000円	75,000円	7,300円	173,000円	175,000円	17,300円
19,000円	20,000円	1,900	75,000円	77,000円	7,500円	175,000円	177,000円	17,500円
20,000円	21,000円	2,000	77,000円	79,000円	7,700円	177,000円	179,000円	17,700円
21,000円	22,000円	2,100	79,000円	81,000円	7,900円	179,000円	181,000円	17,900円
22,000円	23,000円	2,200	81,000円	83,000円	8,100円	181,000円	183,000円	18,100円
23,000円	24,000円	2,300	83,000円	85,000円	8,300円	183,000円	185,000円	18,300円
24,000円	25,000円	2,400	85,000円	87,000円	8,500円	185,000円	187,000円	18,500円
25,000円	26,000円	2,500	87,000円	89,000円	8,700円	187,000円	189,000円	18,700円
26,000円	27,000円	2,600	89,000円	91,000円	8,900円	189,000円	191,000円	18,900円
27,000円	28,000円	2,700	91,000円	93,000円	9,100円	191,000円	193,000円	19,100円
28,000円	29,000円	2,800	93,000円	95,000円	9,300円	193,000円	195,000円	19,300円
29,000円	30,000円	2,900	95,000円	97,000円	9,500円	195,000円	198,000円	19,500円
30,000円	31,000円	3,000	97,000円	99,000円	9,700円	198,000円	201,000円	19,800円
31,000円	32,000円	3,100	99,000円	101,000円	9,900円	201,000円	204,000円	20,100円
32,000円	33,000円	3,200	101,000円	103,000円	10,100円	204,000円	207,000円	20,400円
33,000円	34,000円	3,300	103,000円	105,000円	10,300円	207,000円	210,000円	20,700円
34,000円	35,000円	3,400	105,000円	107,000円	10,500円	210,000円	213,000円	21,000円
35,000円	36,000円	3,500	107,000円	109,000円	10,700円	213,000円	216,000円	21,300円
36,000円	37,000円	3,600	109,000円	111,000円	10,900円	216,000円	219,000円	21,600円
37,000円	38,000円	3,700	111,000円	113,000円	11,100円	219,000円	222,000円	21,900円
38,000円	39,000円	3,800	113,000円	115,000円	11,300円	222,000円	225,000円	22,200円
39,000円	40,000円	3,900	115,000円	117,000円	11,500円	225,000円	228,000円	22,500円
40,000円	41,000円	4,000	117,000円	119,000円	11,700円	228,000円	231,000円	22,800円
41,000円	42,000円	4,100	119,000円	121,000円	11,900円	231,000円	234,000円	23,100円
42,000円	43,000円	4,200	121,000円	123,000円	12,100円	234,000円	237,000円	23,400円
43,000円	44,000円	4,300	123,000円	125,000円	12,300円	237,000円	240,000円	23,700円
44,000円	45,000円	4,400	125,000円	127,000円	12,500円	240,000円	243,000円	24,000円
45,000円	46,000円	4,500	127,000円	129,000円	12,700円	243,000円	246,000円	24,300円
46,000円	47,000円	4,600	129,000円	131,000円	12,900円	246,000円	249,000円	24,600円
47,000円	48,000円	4,700	131,000円	133,000円	13,100円	249,000円	252,000円	24,900円
48,000円	49,000円	4,800	133,000円	135,000円	13,300円	252,000円	255,000円	25,200円
49,000円	50,000円	4,900	135,000円	137,000円	13,500円	255,000円	258,000円	25,500円

(二)

課税給与所得金額			課税給与所得金額			課税給与所得金額		
以上未満		税額	以上未満		税額	以上未満		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
258,000	261,000	25,800	414,000	418,000	45,900	614,000	618,000	74,500
261,000	264,000	26,100	418,000	422,000	46,500	618,000	622,000	75,200
264,000	267,000	26,400	422,000	426,000	47,000	622,000	626,000	75,900
267,000	270,000	26,700	426,000	430,000	47,600	626,000	630,000	76,600
270,000	273,000	27,000	430,000	434,000	48,200	630,000	634,000	77,400
273,000	276,000	27,300	434,000	438,000	48,700	634,000	638,000	78,100
276,000	279,000	27,600	438,000	442,000	49,300	638,000	642,000	78,800
279,000	282,000	27,900	442,000	446,000	49,800	642,000	646,000	79,500
282,000	285,000	28,200	446,000	450,000	50,400	646,000	650,000	80,200
285,000	288,000	28,500	450,000	454,000	51,000	650,000	655,000	81,000
288,000	291,000	28,800	454,000	458,000	51,500	655,000	660,000	81,900
291,000	294,000	29,100	458,000	462,000	52,100	660,000	665,000	82,800
294,000	297,000	29,400	462,000	466,000	52,600	665,000	670,000	83,700
297,000	300,000	29,700	466,000	470,000	53,200	670,000	675,000	84,600
300,000	303,000	30,000	470,000	474,000	53,800	675,000	680,000	85,500
303,000	306,000	30,400	474,000	478,000	54,300	680,000	685,000	86,400
306,000	309,000	30,800	478,000	482,000	54,900	685,000	690,000	87,300
309,000	312,000	31,200	482,000	486,000	55,400	690,000	695,000	88,200
312,000	315,000	31,600	486,000	490,000	56,000	695,000	700,000	89,100
315,000	318,000	32,100	490,000	494,000	56,600	700,000	705,000	90,000
318,000	321,000	32,500	494,000	498,000	57,100	705,000	710,000	90,900
321,000	324,000	32,900	498,000	502,000	57,700	710,000	715,000	91,800
324,000	327,000	33,300	502,000	506,000	58,200	715,000	720,000	92,700
327,000	330,000	33,700	506,000	510,000	58,800	720,000	725,000	93,600
330,000	333,000	34,200	510,000	514,000	59,400	725,000	730,000	94,500
333,000	336,000	34,600	514,000	518,000	59,900	730,000	735,000	95,400
336,000	339,000	35,000	518,000	522,000	60,500	735,000	740,000	96,300
339,000	342,000	35,400	522,000	526,000	61,000	740,000	745,000	97,200
342,000	345,000	35,800	526,000	530,000	61,600	745,000	750,000	98,100
345,000	348,000	36,300	530,000	534,000	62,200	750,000	755,000	99,000
348,000	351,000	36,700	534,000	538,000	62,700	755,000	760,000	99,900
351,000	354,000	37,100	538,000	542,000	63,300	760,000	765,000	100,800
354,000	357,000	37,500	542,000	546,000	63,800	765,000	770,000	101,700
357,000	360,000	37,900	546,000	550,000	64,400	770,000	775,000	102,600
360,000	363,000	38,400	550,000	554,000	65,000	775,000	780,000	103,500
363,000	366,000	38,800	554,000	558,000	65,500	780,000	785,000	104,400
366,000	369,000	39,200	558,000	562,000	66,100	785,000	790,000	105,300
369,000	372,000	39,600	562,000	566,000	66,600	790,000	795,000	106,200
372,000	375,000	40,000	566,000	570,000	67,200	795,000	800,000	107,100
375,000	378,000	40,500	570,000	574,000	67,800	800,000	805,000	108,000
378,000	381,000	40,900	574,000	578,000	68,300	805,000	810,000	108,900
381,000	384,000	41,300	578,000	582,000	68,900	810,000	815,000	109,800
384,000	387,000	41,700	582,000	586,000	69,400	815,000	820,000	110,700
387,000	390,000	42,100	586,000	590,000	70,000	820,000	825,000	111,600
390,000	394,000	42,600	590,000	594,000	70,600	825,000	830,000	112,500
394,000	398,000	43,100	594,000	598,000	71,100	830,000	835,000	113,400
398,000	402,000	43,700	598,000	602,000	71,700	835,000	840,000	114,300
402,000	406,000	44,200	602,000	606,000	72,300	840,000	845,000	115,200
406,000	410,000	44,800	606,000	610,000	73,000	845,000	850,000	116,100
410,000	414,000	45,400	610,000	614,000	73,800	850,000	855,000	117,000

(三)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 855,000	円 860,000	円 117,900	円 980,000	円 985,000	円 140,400	円 3,000,000	円 4,000,000	課税給与所得 金額に38%を 乗じて算出した 金額から 436,000 円を 控除した金額
860,000	865,000	118,800	985,000	990,000	141,300			
865,000	870,000	119,700	990,000	995,000	142,200			
870,000	875,000	120,600	995,000	1,000,000	143,100			
875,000	880,000	121,500						
880,000	885,000	122,400	1,000,000	1,500,000	課税給与所得 金額に22%を 乗じて算出した 金額から 76,000 円を 控除した金額	4,000,000	4,465,000	課税給与所得 金額に42%を 乗じて算出した 金額から 596,000 円を 控除した金額
885,000	890,000	123,300						
890,000	895,000	124,200						
895,000	900,000	125,100						
900,000	905,000	126,000						
905,000	910,000	126,900	1,500,000	2,000,000	課税給与所得 金額に26%を 乗じて算出した 金額から 136,000 円を 控除した金額	4,465,000円		1,279,300円
910,000	915,000	127,800						
915,000	920,000	128,700						
920,000	925,000	129,600						
925,000	930,000	130,500						
930,000	935,000	131,400	2,000,000	2,500,000	課税給与所得 金額に30%を 乗じて算出した 金額から 216,000 円を 控除した金額			
935,000	940,000	132,300						
940,000	945,000	133,200						
945,000	950,000	134,100						
950,000	955,000	135,000						
955,000	960,000	135,900	2,500,000	3,000,000	課税給与所得 金額に34%を 乗じて算出した 金額から 316,000 円を 控除した金額			
960,000	965,000	136,800						
965,000	970,000	137,700						
970,000	975,000	138,600						
975,000	980,000	139,500						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、第百九十一条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (イ) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。
 - (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された小規模企業共済掛金(第七十五条第一項(小規模企業共済掛金控除))に規定する小規模企業共済掛金をいう。の額がある場合には、その金額
 - (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(第七十六条第一項(生命保険料控除))に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (ア) その生命保険料の金額の合計額が25,000 円までの場合 当該合計額
 - (イ) その生命保険料の金額の合計額が25,000 円をこえ50,000 円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500 円との合計額
 - (ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000 円をこえる場合 37,500 円
 - (5) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(第七十七条第一項(損害保険料控除))に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (ア) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が2,000 円をこえる場合には、2,000 円)
 - (イ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当

- 該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)
- (イ) その損害保険料の金額のうちに第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものとがある場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。
- (ロ) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第一百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに90,000円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、130,000円)を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき90,000円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、130,000円)を、(一)により求めた金額から控除した金額を求める。
- (ハ) 次に、(一)及び(ロ)により求めた金額から、
- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
(ア) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、第八十四条第一項(扶養控除)の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
(ブ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がない場合において、
(ア) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、
(イ) (ア)に該当するときを除くほか、第八十四条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
(ブ) 当該申告書に第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載があるときは、同条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
(丙) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、
それぞれその残額を求める。
- (四) (ハ)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(四)により求めた残額が1,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第七の附表

(一)

給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
313,750	円未満	171,000円未満	410,000	412,000	248,000	510,000	512,000	328,000
313,750	314,000	171,000	412,000	414,000	249,600	512,000	514,000	329,600
314,000	316,000	171,200	414,000	416,000	251,200	514,000	516,000	331,200
316,000	318,000	172,800	416,000	418,000	252,800	516,000	518,000	332,800
318,000	320,000	174,400	418,000	420,000	254,400	518,000	520,000	334,400
320,000	322,000	176,000	420,000	422,000	256,000	520,000	522,000	336,000
322,000	324,000	177,600	422,000	424,000	257,600	522,000	524,000	337,600
324,000	326,000	179,200	424,000	426,000	259,200	524,000	526,000	339,200
326,000	328,000	180,800	426,000	428,000	260,800	526,000	528,000	340,800
328,000	330,000	182,400	428,000	430,000	262,400	528,000	530,000	342,400
330,000	332,000	184,000	430,000	432,000	264,000	530,000	532,000	344,000
332,000	334,000	185,600	432,000	434,000	265,600	532,000	534,000	345,600
334,000	336,000	187,200	434,000	436,000	267,200	534,000	536,000	347,200
336,000	338,000	188,800	436,000	438,000	268,800	536,000	538,000	348,800
338,000	340,000	190,400	438,000	440,000	270,400	538,000	540,000	350,400
340,000	342,000	192,000	440,000	442,000	272,000	540,000	542,000	352,000
342,000	344,000	193,600	442,000	444,000	273,600	542,000	544,000	353,600
344,000	346,000	195,200	444,000	446,000	275,200	544,000	546,000	355,200
346,000	348,000	196,800	446,000	448,000	276,800	546,000	548,000	356,800
348,000	350,000	198,400	448,000	450,000	278,400	548,000	550,000	358,400
350,000	352,000	200,000	450,000	452,000	280,000	550,000	552,000	360,000
352,000	354,000	201,600	452,000	454,000	281,600	552,000	554,000	361,600
354,000	356,000	203,200	454,000	456,000	283,200	554,000	556,000	363,200
356,000	358,000	204,800	456,000	458,000	284,800	556,000	558,000	364,800
358,000	360,000	206,400	458,000	460,000	286,400	558,000	560,000	366,400
360,000	362,000	208,000	460,000	462,000	288,000	560,000	562,000	368,000
362,000	364,000	209,600	462,000	464,000	289,600	562,000	564,000	369,600
364,000	366,000	211,200	464,000	466,000	291,200	564,000	566,000	371,200
366,000	368,000	212,800	466,000	468,000	292,800	566,000	568,000	372,800
368,000	370,000	214,400	468,000	470,000	294,400	568,000	570,000	374,400
370,000	372,000	216,000	470,000	472,000	296,000	570,000	572,000	376,000
372,000	374,000	217,600	472,000	474,000	297,600	572,000	574,000	377,600
374,000	376,000	219,200	474,000	476,000	299,200	574,000	576,000	379,200
376,000	378,000	220,800	476,000	478,000	300,800	576,000	578,000	380,800
378,000	380,000	222,400	478,000	480,000	302,400	578,000	580,000	382,400
380,000	382,000	224,000	480,000	482,000	304,000	580,000	582,000	384,000
382,000	384,000	225,600	482,000	484,000	305,600	582,000	584,000	385,600
384,000	386,000	227,200	484,000	486,000	307,200	584,000	586,000	387,200
386,000	388,000	228,800	486,000	488,000	308,800	586,000	588,000	388,800
388,000	390,000	230,400	488,000	490,000	310,400	588,000	590,000	390,400
390,000	392,000	232,000	490,000	492,000	312,000	590,000	592,000	392,000
392,000	394,000	233,600	492,000	494,000	313,600	592,000	594,000	393,600
394,000	396,000	235,200	494,000	496,000	315,200	594,000	596,000	395,200
396,000	398,000	236,800	496,000	498,000	316,800	596,000	598,000	396,800
398,000	400,000	238,400	498,000	500,000	318,400	598,000	600,000	398,400
400,000	402,000	240,000	500,000	502,000	320,000	600,000	602,000	400,000
402,000	404,000	241,600	502,000	504,000	321,600	602,000	604,000	401,600
404,000	406,000	243,200	504,000	506,000	323,200	604,000	606,000	403,200
406,000	408,000	244,800	506,000	508,000	324,800	606,000	608,000	404,800
408,000	410,000	246,400	508,000	510,000	326,400	608,000	610,000	406,400

(二)

給与等の金額			給与所得控除後の給与		給与等の金額			給与所得控除後の給与		給与等の金額			給与所得控除後の給与	
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
610,000	612,000	408,000	710,000	712,000	488,000	810,000	812,000	568,000						
612,000	614,000	409,600	712,000	714,000	489,600	812,000	814,000	569,600						
614,000	616,000	411,200	714,000	716,000	491,200	814,000	816,000	571,200						
616,000	618,000	412,800	716,000	718,000	492,800	816,000	818,000	572,800						
618,000	620,000	414,400	718,000	720,000	494,400	818,000	820,000	574,400						
620,000	622,000	416,000	720,000	722,000	496,000	820,000	822,000	576,000						
622,000	624,000	417,600	722,000	724,000	497,600	822,000	824,000	577,600						
624,000	626,000	419,200	724,000	726,000	499,200	824,000	826,000	579,200						
626,000	628,000	420,800	726,000	728,000	500,800	826,000	828,000	580,800						
628,000	630,000	422,400	728,000	730,000	502,400	828,000	830,000	582,400						
630,000	632,000	424,000	730,000	732,000	504,000	830,000	832,000	584,000						
632,000	634,000	425,600	732,000	734,000	505,600	832,000	834,000	585,600						
634,000	636,000	427,200	734,000	736,000	507,200	834,000	836,000	587,200						
636,000	638,000	428,800	736,000	738,000	508,800	836,000	838,000	588,800						
638,000	640,000	430,400	738,000	740,000	510,400	838,000	840,000	590,400						
640,000	642,000	432,000	740,000	742,000	512,000	840,000	842,000	592,000						
642,000	644,000	433,600	742,000	744,000	513,600	842,000	844,000	593,600						
644,000	646,000	435,200	744,000	746,000	515,200	844,000	846,000	595,200						
646,000	648,000	436,800	746,000	748,000	516,800	846,000	848,000	596,800						
648,000	650,000	438,400	748,000	750,000	518,400	848,000	850,000	598,400						
650,000	652,000	440,000	750,000	752,000	520,000	850,000	852,000	600,000						
652,000	654,000	441,600	752,000	754,000	521,600	852,000	854,000	601,600						
654,000	656,000	443,200	754,000	756,000	523,200	854,000	856,000	603,200						
656,000	658,000	444,800	756,000	758,000	524,800	856,000	858,000	604,800						
658,000	660,000	446,400	758,000	760,000	526,400	858,000	860,000	606,400						
660,000	662,000	448,000	760,000	762,000	528,000	860,000	862,000	608,000						
662,000	664,000	449,600	762,000	764,000	529,600	862,000	864,000	609,600						
664,000	666,000	451,200	764,000	766,000	531,200	864,000	866,000	611,200						
666,000	668,000	452,800	766,000	768,000	532,800	866,000	868,000	612,800						
668,000	670,000	454,400	768,000	770,000	534,400	868,000	870,000	614,400						
670,000	672,000	456,000	770,000	772,000	536,000	870,000	872,000	616,000						
672,000	674,000	457,600	772,000	774,000	537,600	872,000	874,000	617,600						
674,000	676,000	459,200	774,000	776,000	539,200	874,000	876,000	619,200						
676,000	678,000	460,800	776,000	778,000	540,800	876,000	878,000	620,800						
678,000	680,000	462,400	778,000	780,000	542,400	878,000	880,000	622,400						
680,000	682,000	464,000	780,000	782,000	544,000	880,000	882,000	624,000						
682,000	684,000	465,600	782,000	784,000	545,600	882,000	884,000	625,600						
684,000	686,000	467,200	784,000	786,000	547,200	884,000	886,000	627,200						
686,000	688,000	468,800	786,000	788,000	548,800	886,000	888,000	628,800						
688,000	690,000	470,400	788,000	790,000	550,400	888,000	890,000	630,400						
690,000	692,000	472,000	790,000	792,000	552,000	890,000	892,000	632,000						
692,000	694,000	473,600	792,000	794,000	553,600	892,000	894,000	633,600						
694,000	696,000	475,200	794,000	796,000	555,200	894,000	896,000	635,200						
696,000	698,000	476,800	796,000	798,000	556,800	896,000	898,000	636,800						
698,000	700,000	478,400	798,000	800,000	558,400	898,000	900,000	638,400						
700,000	702,000	480,000	800,000	802,000	560,000	900,000	902,000	640,000						
702,000	704,000	481,600	802,000	804,000	561,600	902,000	904,000	641,700						
704,000	706,000	483,200	804,000	806,000	563,200	904,000	906,000	643,400						
706,000	708,000	484,800	806,000	808,000	564,800	906,000	908,000	645,100						
708,000	710,000	486,400	808,000	810,000	566,400	908,000	910,000	646,800						

(三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円
910,000	912,000	648,500	990,000	992,000	716,500	1,070,000	1,072,000	784,500
912,000	914,000	650,200	992,000	994,000	718,200	1,072,000	1,074,000	786,200
914,000	916,000	651,900	994,000	996,000	719,900	1,074,000	1,076,000	787,900
916,000	918,000	653,600	996,000	998,000	721,600	1,076,000	1,078,000	789,600
918,000	920,000	655,300	998,000	1,000,000	723,300	1,078,000	1,080,000	791,300
920,000	922,000	657,000	1,000,000	1,002,000	725,000	1,080,000	1,082,000	793,000
922,000	924,000	658,700	1,002,000	1,004,000	726,700	1,082,000	1,084,000	794,700
924,000	926,000	660,400	1,004,000	1,006,000	728,400	1,084,000	1,086,000	796,400
926,000	928,000	662,100	1,006,000	1,008,000	730,100	1,086,000	1,088,000	798,100
928,000	930,000	663,800	1,008,000	1,010,000	731,800	1,088,000	1,090,000	799,800
930,000	932,000	665,500	1,010,000	1,012,000	733,500	1,090,000	1,092,000	801,500
932,000	934,000	667,200	1,012,000	1,014,000	735,200	1,092,000	1,094,000	803,200
934,000	936,000	668,900	1,014,000	1,016,000	736,900	1,094,000	1,096,000	804,900
936,000	938,000	670,600	1,016,000	1,018,000	738,600	1,096,000	1,098,000	806,600
938,000	940,000	672,300	1,018,000	1,020,000	740,300	1,098,000	1,100,000	808,300
940,000	942,000	674,000	1,020,000	1,022,000	742,000	1,100,000	2,100,000	給与等の金額に95%を乗じて算出した金額から235,000円を控除した金額
942,000	944,000	675,700	1,022,000	1,024,000	743,700			
944,000	946,000	677,400	1,024,000	1,026,000	745,400			
946,000	948,000	679,100	1,026,000	1,028,000	747,100			
948,000	950,000	680,800	1,028,000	1,030,000	748,800			
950,000	952,000	682,500	1,030,000	1,032,000	750,500	2,100,000	3,100,000	給与等の金額に97.5%を乗じて算出した金額から287,500円を控除した金額
952,000	954,000	684,200	1,032,000	1,034,000	752,200			
954,000	956,000	685,900	1,034,000	1,036,000	753,900			
956,000	958,000	687,600	1,036,000	1,038,000	755,600			
958,000	960,000	689,300	1,038,000	1,040,000	757,300			
960,000	962,000	691,000	1,040,000	1,042,000	759,000	3,100,000円以上		給与等の金額から386,000円を控除した金額
962,000	964,000	692,700	1,042,000	1,044,000	760,700			
964,000	966,000	694,400	1,044,000	1,046,000	762,400			
966,000	968,000	696,100	1,046,000	1,048,000	764,100			
968,000	970,000	697,800	1,048,000	1,050,000	765,800			
970,000	972,000	699,500	1,050,000	1,052,000	767,500			
972,000	974,000	701,200	1,052,000	1,054,000	769,200			
974,000	976,000	702,900	1,054,000	1,056,000	770,900			
976,000	978,000	704,600	1,056,000	1,058,000	772,600			
978,000	980,000	706,300	1,058,000	1,060,000	774,300			
980,000	982,000	708,000	1,060,000	1,062,000	776,000			
982,000	984,000	709,700	1,062,000	1,064,000	777,700			
984,000	986,000	711,400	1,064,000	1,066,000	779,400			
986,000	988,000	713,100	1,066,000	1,068,000	781,100			
988,000	990,000	714,800	1,068,000	1,070,000	782,800			

(備考) 紹与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「紹与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての紹与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が1,100,000円以上の居住者の紹与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める紹与所得控除後の給与等の金額とする。

別表第八 退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,000円未満	2,000円	円	100,000円	102,000円	円	274,000円	278,000円	13,700円
4,000	4,000	100	102,000	104,000	5,100	278,000	282,000	13,900
6,000	6,000	200	104,000	106,000	5,200	282,000	286,000	14,100
8,000	8,000	300	106,000	108,000	5,300	286,000	290,000	14,300
10,000	10,000	400	108,000	110,000	5,400	290,000	294,000	14,500
10,000	12,000	500	110,000	112,000	5,500	294,000	298,000	14,700
12,000	14,000	600	112,000	114,000	5,600	298,000	302,000	14,900
14,000	16,000	700	114,000	116,000	5,700	302,000	306,000	15,100
16,000	18,000	800	116,000	118,000	5,800	306,000	310,000	15,300
18,000	20,000	900	118,000	120,000	5,900	310,000	314,000	15,500
20,000	22,000	1,000	120,000	122,000	6,000	314,000	318,000	15,700
22,000	24,000	1,100	122,000	124,000	6,100	318,000	322,000	15,900
24,000	26,000	1,200	124,000	126,000	6,200	322,000	326,000	16,100
26,000	28,000	1,300	126,000	130,000	6,300	326,000	330,000	16,300
28,000	30,000	1,400	130,000	134,000	6,500	330,000	334,000	16,500
30,000	32,000	1,500	134,000	138,000	6,700	334,000	338,000	16,700
32,000	34,000	1,600	138,000	142,000	6,900	338,000	342,000	16,900
34,000	36,000	1,700	142,000	146,000	7,100	342,000	346,000	17,100
36,000	38,000	1,800	146,000	150,000	7,300	346,000	350,000	17,300
38,000	40,000	1,900	150,000	154,000	7,500	350,000	354,000	17,500
40,000	42,000	2,000	154,000	158,000	7,700	354,000	358,000	17,700
42,000	44,000	2,100	158,000	162,000	7,900	358,000	362,000	17,900
44,000	46,000	2,200	162,000	166,000	8,100	362,000	366,000	18,100
46,000	48,000	2,300	166,000	170,000	8,300	366,000	370,000	18,300
48,000	50,000	2,400	170,000	174,000	8,500	370,000	374,000	18,500
50,000	52,000	2,500	174,000	178,000	8,700	374,000	378,000	18,700
52,000	54,000	2,600	178,000	182,000	8,900	378,000	382,000	18,900
54,000	56,000	2,700	182,000	186,000	9,100	382,000	386,000	19,100
56,000	58,000	2,800	186,000	190,000	9,300	386,000	390,000	19,300
58,000	60,000	2,900	190,000	194,000	9,500	390,000	394,000	19,500
60,000	62,000	3,000	194,000	198,000	9,700	396,000	402,000	19,800
62,000	64,000	3,100	198,000	202,000	9,900	402,000	408,000	20,100
64,000	66,000	3,200	202,000	206,000	10,100	408,000	414,000	20,400
66,000	68,000	3,300	206,000	210,000	10,300	414,000	420,000	20,700
68,000	70,000	3,400	210,000	214,000	10,500	420,000	426,000	21,000
70,000	72,000	3,500	214,000	218,000	10,700	426,000	432,000	21,300
72,000	74,000	3,600	218,000	222,000	10,900	432,000	438,000	21,600
74,000	76,000	3,700	222,000	226,000	11,100	438,000	444,000	21,900
76,000	78,000	3,800	226,000	230,000	11,300	444,000	450,000	22,200
78,000	80,000	3,900	230,000	234,000	11,500	450,000	456,000	22,500
80,000	82,000	4,000	234,000	238,000	11,700	456,000	462,000	22,800
82,000	84,000	4,100	238,000	242,000	11,900	462,000	468,000	23,100
84,000	86,000	4,200	242,000	246,000	12,100	468,000	474,000	23,400
86,000	88,000	4,300	246,000	250,000	12,300	474,000	480,000	23,700
88,000	90,000	4,400	250,000	254,000	12,500	480,000	486,000	24,000
90,000	92,000	4,500	254,000	258,000	12,700	486,000	492,000	24,300
92,000	94,000	4,600	258,000	262,000	12,900	492,000	498,000	24,600
94,000	96,000	4,700	262,000	266,000	13,100	498,000	504,000	24,900
96,000	98,000	4,800	266,000	270,000	13,300	504,000	510,000	25,200
98,000	100,000	4,900	270,000	274,000	13,500	510,000	516,000	25,500

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
516,000	522,000	25,800	828,000	836,000	45,900	1,228,000	1,236,000	74,500
522,000	528,000	26,100	836,000	844,000	46,500	1,236,000	1,244,000	75,200
528,000	534,000	26,400	844,000	852,000	47,000	1,244,000	1,252,000	75,900
534,000	540,000	26,700	852,000	860,000	47,600	1,252,000	1,260,000	76,600
540,000	546,000	27,000	860,000	868,000	48,200	1,260,000	1,268,000	77,400
546,000	552,000	27,300	868,000	876,000	48,700	1,268,000	1,276,000	78,100
552,000	558,000	27,600	876,000	884,000	49,300	1,276,000	1,284,000	78,800
558,000	564,000	27,900	884,000	892,000	49,800	1,284,000	1,292,000	79,500
564,000	570,000	28,200	892,000	900,000	50,400	1,292,000	1,300,000	80,200
570,000	576,000	28,500	900,000	908,000	51,000	1,300,000	1,310,000	81,000
576,000	582,000	28,800	908,000	916,000	51,500	1,310,000	1,320,000	81,900
582,000	588,000	29,100	916,000	924,000	52,100	1,320,000	1,330,000	82,800
588,000	594,000	29,400	924,000	932,000	52,600	1,330,000	1,340,000	83,700
594,000	600,000	29,700	932,000	940,000	53,200	1,340,000	1,350,000	84,600
600,000	606,000	30,000	940,000	948,000	53,800	1,350,000	1,360,000	85,500
606,000	612,000	30,400	948,000	956,000	54,300	1,360,000	1,370,000	86,400
612,000	618,000	30,800	956,000	964,000	54,900	1,370,000	1,380,000	87,300
618,000	624,000	31,200	964,000	972,000	55,400	1,380,000	1,390,000	88,200
624,000	630,000	31,600	972,000	980,000	56,000	1,390,000	1,400,000	89,100
630,000	636,000	32,100	980,000	988,000	56,600	1,400,000	1,410,000	90,000
636,000	642,000	32,500	988,000	996,000	57,100	1,410,000	1,420,000	90,900
642,000	648,000	32,900	996,000	1,004,000	57,700	1,420,000	1,430,000	91,800
648,000	654,000	33,300	1,004,000	1,012,000	58,200	1,430,000	1,440,000	92,700
654,000	660,000	33,700	1,012,000	1,020,000	58,800	1,440,000	1,450,000	93,600
660,000	666,000	34,200	1,020,000	1,028,000	59,400	1,450,000	1,460,000	94,500
666,000	672,000	34,600	1,028,000	1,036,000	59,900	1,460,000	1,470,000	95,400
672,000	678,000	35,000	1,036,000	1,044,000	60,500	1,470,000	1,480,000	96,300
678,000	684,000	35,400	1,044,000	1,052,000	61,000	1,480,000	1,490,000	97,200
684,000	690,000	35,800	1,052,000	1,060,000	61,600	1,490,000	1,500,000	98,100
690,000	696,000	36,300	1,060,000	1,068,000	62,200	1,500,000	1,510,000	99,000
696,000	702,000	36,700	1,068,000	1,076,000	62,700	1,510,000	1,520,000	99,900
702,000	708,000	37,100	1,076,000	1,084,000	63,300	1,520,000	1,530,000	100,800
708,000	714,000	37,500	1,084,000	1,092,000	63,800	1,530,000	1,540,000	101,700
714,000	720,000	37,900	1,092,000	1,100,000	64,400	1,540,000	1,550,000	102,600
720,000	726,000	38,400	1,100,000	1,108,000	65,000	1,550,000	1,560,000	103,500
726,000	732,000	38,800	1,108,000	1,116,000	65,500	1,560,000	1,570,000	104,400
732,000	738,000	39,200	1,116,000	1,124,000	66,100	1,570,000	1,580,000	105,300
738,000	744,000	39,600	1,124,000	1,132,000	66,600	1,580,000	1,590,000	106,200
744,000	750,000	40,000	1,132,000	1,140,000	67,200	1,590,000	1,600,000	107,100
750,000	756,000	40,500	1,140,000	1,148,000	67,800	1,600,000	1,610,000	108,000
756,000	762,000	40,900	1,148,000	1,156,000	68,300	1,610,000	1,620,000	108,900
762,000	768,000	41,300	1,156,000	1,164,000	68,900	1,620,000	1,630,000	109,800
768,000	774,000	41,700	1,164,000	1,172,000	69,400	1,630,000	1,640,000	110,700
774,000	780,000	42,100	1,172,000	1,180,000	70,000	1,640,000	1,650,000	111,600
780,000	788,000	42,600	1,180,000	1,188,000	70,600	1,650,000	1,660,000	112,500
788,000	796,000	43,100	1,188,000	1,196,000	71,100	1,660,000	1,670,000	113,400
796,000	804,000	43,700	1,196,000	1,204,000	71,700	1,670,000	1,680,000	114,300
804,000	812,000	44,200	1,204,000	1,212,000	72,300	1,680,000	1,690,000	115,200
812,000	820,000	44,800	1,212,000	1,220,000	73,000	1,690,000	1,700,000	116,100
820,000	828,000	45,400	1,220,000	1,228,000	73,800	1,700,000	1,710,000	117,000

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 1,710,000	円 1,720,000	円 117,900	円 3,000,000	円 4,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に13%を乗じて算出した金額から136,000円を控除した金額	円 20,000,000	円 40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,676,000円を控除した金額
1,720,000	1,730,000	118,800						
1,730,000	1,740,000	119,700						
1,740,000	1,750,000	120,600						
1,750,000	1,760,000	121,500						
1,760,000	1,770,000	122,400	4,000,000	5,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から216,000円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,876,000円を控除した金額
1,770,000	1,780,000	123,300						
1,780,000	1,790,000	124,200						
1,790,000	1,800,000	125,100						
1,800,000	1,810,000	126,000						
1,810,000	1,820,000	126,900	5,000,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17%を乗じて算出した金額から316,000円を控除した金額	60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から4,076,000円を控除した金額
1,820,000	1,830,000	127,800						
1,830,000	1,840,000	128,700						
1,840,000	1,850,000	129,600						
1,850,000	1,860,000	130,500						
1,860,000	1,870,000	131,400	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に19%を乗じて算出した金額から436,000円を控除した金額	90,000,000	130,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,328,000円を控除した金額
1,870,000	1,880,000	132,300						
1,880,000	1,890,000	133,200						
1,890,000	1,900,000	134,100						
1,900,000	1,910,000	135,000						
1,910,000	1,920,000	135,900	8,000,000	10,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に21%を乗じて算出した金額から596,000円を控除した金額		130,000,000円以上	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から8,576,000円を控除した金額
1,920,000	1,930,000	136,800						
1,930,000	1,940,000	137,700						
1,940,000	1,950,000	138,600						
1,950,000	1,960,000	139,500						
1,960,000	1,970,000	140,400	10,000,000	14,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に23%を乗じて算出した金額から796,000円を控除した金額			
1,970,000	1,980,000	141,300						
1,980,000	1,990,000	142,200						
1,990,000	2,000,000	143,100						
2,000,000	3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に11%を乗じて算出した金額から76,000円を控除した金額	14,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から1,076,000円を控除した金額			

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額からこの表の附表により第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和四十四年分以後の所得税について適用し、昭和四十三年分以前の所得税については、なお

従前の例による。

第三条 昭和四十四年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例

（昭和四十四年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる新法の規定中同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。）

第二十八条第三項第二号（給与所得控除） 十分の一・五 十分の一・四

第二十九条第三項第三号 二十九万円 二十八万八千円

十分の一・五 十分の一・四

三十四万円 三十六万五千円

十分の一・二 二九万円 三十万八千円

三十二万八千円 三十四万八千円

八万七千五百円 八万七千五百円

九万円 九万円

十三万円 十二万七千五百円

八万七千五百円 八万七千五百円

九万円 九万五千円

十七万円 十万円

十万七千五百円 十六万七千五百円

百万円以下 百万円未満

別表第一 法律（昭和四十四年法律第号。以下「改正法」という。）附則別表第一

第二百一条第一項（退職所得に係る源泉徴収税額） 別表第七

第二百二条第一項（年末調整） 改正法附則別表第五

第二百一条第一項（退職所得に係る源泉徴収税額） 改正法附則別表第六

2

昭和四十四年分の課税総所得金額、課税退職所得金額若しくは課税山林所得金額に係る所得税の額又は新法第九十条第一項第一号に掲げる税額は、次の各号に掲げる税額の区分に応じて該各号に掲げる税額によるものとする。

一 課税総所得金額又は課税退職所得金額に係る所得税の額 当該課税総所得金額又は課税退職所得金額に応じて附則別表第一に定める税額

二 課税山林所得金額に係る所得税の額 当該課税山林所得金額に応じて附則別表第二に定める税額

三 新法第九十条第一項第一号に掲げる税額 同号に規定する調整所得金額に応じて附則別表第一に定める税額

(短期譲渡所得等の範囲に関する経過措置)

第四条 新法第三十二条第一項（山林所得）及び第三十三条第三項第一号（短期譲渡所得）の規定は、昭和四十五年分以後の所得税について適用し、昭和四十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（昭和四十四年分及び昭和四十五年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例）

第五条 居住者の昭和四十四年分の所得税については、新法第一百四条第一項（予定納税額の納付）に規定する予定納税基準額（以下「予定納税基準額」という。）は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

一 その者の昭和四十三年分の課税総所得金額に係る所得税の額（当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額が該当しない場合には、改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第一百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について災害被災者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第二条（所得税の軽減又は免除）の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする）から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額（一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものとみなして計算した額）を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額（昭和四十三年分の所得税について旧法第九十条第一項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の選択がされている場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第一百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下次項までにおいて「課税総所得金額等」という。）と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれら者の数に応じて附則別表第三により求めた率

昭和四十三年分の課税総所得金額等が六千五百万円以上である居住者の昭和四十四年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から三十万円を控除した金額によるものとする。

昭和四十三年分の所得税につき旧法第九十七条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の規定に適用があつた場合における昭和四十四年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4

非居住者の昭和四十四年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

5 前各項の規定は、居住者又は非居住者の昭和四十五年分の所得税に係る予定納税基準額の計算について準用する。この場合において、第一項第一号中「昭和四十三年分」とあるのは「昭和四十四年分」と、「改正前の所得税法(以下「旧法」という。)」とあるのは「新法」と、同項第一号中「昭和四十三年分」とあるのは「昭和四十四年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、「附則別表第三」とあるのは「附則表第四」と、第一項中「昭和四十三年分」と、「三十万円」とあるのは「昭和四十三年分」とあるのは「十万円」と、第三項中「昭和四十三年分」とあるのは「昭和四十四年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、それぞれ読み替えるものとする。

(昭和四十四年分及び昭和四十五年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例)

第六条 昭和四十四年において純損失の金額がある場合における新法第百四十条第一項(純損失の繰戻しによる還付の請求)又は第百四十一条第一項(相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求)(これららの規定を新法第百六十六条规定(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、所得税法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第二十一号)附則第三条第二項(昭和四十三年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定(同条第一項の規定により読み替えられた同法による改正後の所得税法第九十条第二項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の規定を含む。)を適用して計算した所得税の額を適用して計算した所得税の額による。

2 第七条 新法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定及び新法別表第四十五年において純損失の金額がある場合における新法第百四十条第一項又は第百四十一条第一項の規定については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、附則第三条第二項(昭和四十四年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定(同条第一項の規定により読み替えられた新法第九十条第二項の規定を含む。)を適用して計算した所得税の額による。

(給与所得及び退職所得に係る源泉徴収に係る経過措置)

第七条 昭和四十五年ににおいて純損失の金額がある場合における新法第百四十条第一項又は第百四十一条第一項(源泉徴収義務)に規定する給与等(以下この条において「給与等」という。)について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 附則第三条第一項(昭和四十四年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第百九十一条(年未調整)の規定並びに附則第五条及び同表の附表は、昭和四十四年中に支払うべき給与等でその最後に支払うべき給与等について適用し、その後に支払うべき給与等で施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 新法第百九十六条第一項及び第二項(給与所得者の保険料控除申告書)の規定は、施行日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について適用する。

4 附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第二百一条(退職所得に係る源泉徴収税額)の規定及び附則第六条は、昭和四十四年中に支払うべき新法第百九十九条(退職義務)に規定する退職手当等(以下「退職手当等」という。)で施行日以後である場合について適用し、その最後に支払うべき給与等で施行日前である場合は、なお従前の例による。

5 新法附則第二十五条第三項(給与等とみなす年金に係る源泉徴収に係る経過規定)の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する年金について適用し、同日前に支払うべき当該年金については、なお従前の例による。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

2

第八条 施行日前に昭和四十四年分の所得税につき旧法第二百二十七条(年の中途で出国をする場合の確定申告)(旧法第二百六十六条(非居住者に対する準用))において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき國税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条(決定)の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和四十五年三月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をすることができる。

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第二百五十九条第二項(更正又は決定による源泉徴収税額等の還付)(新法第二百六十八条(非居住者に対する準用))において準用する場合を含む。)の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項(充當)の規定による充當(以下「充當」という。)をする日(同日前に充當をする日となつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

(施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)

第九条 昭和四十四年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき旧法第二百九十九条から第二百二条まで(退職所得に係る源泉徴収)の規定により徴収された所得税の額が、当該退職手当等につき附則第三条第一項(昭和四十四年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第二百一条(退職所得に係る源泉徴収税額)及び新法第二百二条(退職所得とみなされる退職一時金に係る源泉徴収)の規定を適用した場合における所得税の額をこえるとときは、当該退職手当等の支払を受けた居住者は、政令で定めるところにより、同年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に対し、そのこえる金額の還付を請求することができる。

2 前項に規定する退職手当等につき同項の規定による還付の請求があつた場合には、その居住者の昭和四十四年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収(退職手当等に係る源泉徴収を除く。)及び還付(当該請求に係る還付を除く。)に関する規定の適用並びに同年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに対する附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第二百一条第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職手当等について旧法第二百九十九条から第二百二条までの規定により徴収された所得税の額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

3 第一項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日(同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適すこととなつた日)までの期間とする。

(所得税法の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 所得税法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の見出し中「及び昭和四十四年分」を削り、同条第五項を削る。

附則別表第四を次のように改める。

(奉公運送部四 部長)

附則別表第一 昭和44年分の所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,000	円未満	0	51,000	52,000	4,900	9.8	137,000	139,000
2,000	3,000	100	52,000	53,000	5,000	9.8	139,000	141,000
3,000	4,000	200	53,000	54,000	5,100	9.8	141,000	143,000
4,000	5,000	300	54,000	55,000	5,200	9.8	143,000	145,000
5,000	6,000	400	55,000	56,000	5,300	9.8	145,000	147,000
6,000	7,000	500	56,000	57,000	5,400	9.8	147,000	149,000
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,500	9.8	149,000	151,000
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,600	9.8	151,000	153,000
9,000	10,000	800	59,000	60,000	5,700	9.8	153,000	155,000
10,000	11,000	900	60,000	61,000	5,800	9.8	155,000	157,000
11,000	12,000	1,000	61,000	62,000	5,900	9.8	157,000	159,000
12,000	13,000	1,100	62,000	63,000	6,000	9.8	159,000	161,000
13,000	14,000	1,200	63,000	64,000	6,100	9.8	161,000	163,000
14,000	15,000	1,300	64,000	65,000	6,200	9.8	163,000	165,000
15,000	16,000	1,400	65,000	67,000	6,300	9.8	165,000	167,000
16,000	17,000	1,500	67,000	69,000	6,500	9.8	167,000	169,000
17,000	18,000	1,600	69,000	71,000	6,700	9.8	169,000	171,000
18,000	19,000	1,700	71,000	73,000	6,900	9.8	171,000	173,000
19,000	20,000	1,800	73,000	75,000	7,100	9.8	173,000	175,000
20,000	21,000	1,900	75,000	77,000	7,300	9.8	175,000	177,000
21,000	22,000	2,000	77,000	79,000	7,500	9.8	177,000	179,000
22,000	23,000	2,100	79,000	81,000	7,700	9.8	179,000	181,000
23,000	24,000	2,200	81,000	83,000	7,900	9.8	181,000	183,000
24,000	25,000	2,300	83,000	85,000	8,100	9.8	183,000	185,000
25,000	26,000	2,400	85,000	87,000	8,300	9.8	185,000	187,000
26,000	27,000	2,500	87,000	89,000	8,500	9.8	187,000	189,000
27,000	28,000	2,600	89,000	91,000	8,700	9.8	189,000	191,000
28,000	29,000	2,700	91,000	93,000	8,900	9.8	191,000	193,000
29,000	30,000	2,800	93,000	95,000	9,100	9.8	193,000	195,000
30,000	31,000	2,900	95,000	97,000	9,300	9.8	195,000	198,000
31,000	32,000	3,000	97,000	99,000	9,500	9.8	198,000	201,000
32,000	33,000	3,100	99,000	101,000	9,700	9.8	201,000	204,000
33,000	34,000	3,200	101,000	103,000	9,900	9.8	204,000	207,000
34,000	35,000	3,300	103,000	105,000	10,100	9.8	207,000	210,000
35,000	36,000	3,400	105,000	107,000	10,300	9.8	210,000	213,000
36,000	37,000	3,500	107,000	109,000	10,500	9.8	213,000	216,000
37,000	38,000	3,600	109,000	111,000	10,700	9.8	216,000	219,000
38,000	39,000	3,700	111,000	113,000	10,900	9.8	219,000	222,000
39,000	40,000	3,800	113,000	115,000	11,100	9.8	222,000	225,000
40,000	41,000	3,900	115,000	117,000	11,300	9.8	225,000	228,000
41,000	42,000	4,000	117,000	119,000	11,500	9.8	228,000	231,000
42,000	43,000	4,100	119,000	121,000	11,700	9.8	231,000	234,000
43,000	44,000	4,200	121,000	123,000	11,900	9.8	234,000	237,000
44,000	45,000	4,300	123,000	125,000	12,100	9.8	237,000	240,000
45,000	46,000	4,400	125,000	127,000	12,300	9.8	240,000	243,000
46,000	47,000	4,500	127,000	129,000	12,500	9.8	243,000	246,000
47,000	48,000	4,600	129,000	131,000	12,700	9.8	246,000	249,000
48,000	49,000	4,700	131,000	133,000	12,900	9.8	249,000	252,000
49,000	50,000	4,800	133,000	135,000	13,100	9.8	252,000	255,000
50,000	51,000	4,900	135,000	137,000	13,300	9.8	255,000	258,000

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合						
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上						
円 258,000 261,000 264,000 267,000 270,000	円 261,000 264,000 267,000 270,000 273,000	円 25,600 25,900 26,200 26,500 26,800	% 9.8 9.8 9.8 9.8 9.8	円 414,000 418,000 422,000 426,000 430,000	円 418,000 422,000 426,000 430,000 434,000	円 45,900 46,500 47,100 47,600 48,200	% 11 11 11 11 11	円 614,000 618,000 622,000 626,000 630,000	円 618,000 622,000 626,000 630,000 634,000	円 74,900 75,700 76,400 77,200 77,900	% 12 12 12 12 12			
昭和四十四年三月二十五日	【参議院】			273,000 276,000 279,000 282,000 285,000	27,100 27,400 27,700 28,000 28,300	9.8 9.8 9.8 9.8 9.8	434,000 438,000 442,000 446,000 450,000	438,000 442,000 446,000 450,000 454,000	48,800 49,300 49,900 50,500 51,100	11 11 11 11 11	634,000 638,000 642,000 646,000 650,000	638,000 642,000 646,000 650,000 655,000	78,600 79,400 80,100 80,900 81,600	12 12 12 12 12
288,000 291,000 294,000 297,000 300,000	291,000 294,000 297,000 300,000 303,000	28,600 28,900 29,200 29,500 29,800	9.8 9.8 9.8 9.8 9.8	454,000 458,000 462,000 466,000 470,000	458,000 462,000 466,000 470,000 474,000	51,600 52,200 52,800 53,300 53,900	11 11 11 11 11	655,000 660,000 665,000 670,000 675,000	660,000 665,000 670,000 675,000 680,000	82,500 83,500 84,400 85,300 86,200	12 12 12 12 12			
303,000 306,000 309,000 312,000 315,000	306,000 309,000 312,000 315,000 318,000	30,200 30,600 31,000 31,500 31,900	9.8 10 10 10 10	474,000 478,000 482,000 486,000 490,000	478,000 482,000 486,000 490,000 494,000	54,500 55,000 55,600 56,200 56,700	11 11 11 11 11	680,000 685,000 690,000 695,000 700,000	685,000 690,000 695,000 700,000 705,000	87,200 88,100 89,000 89,900 90,900	12 12 12 12 12			
318,000 321,000 324,000 327,000 330,000	321,000 324,000 327,000 330,000 333,000	32,300 32,700 33,200 33,600 34,000	10 10 10 10 10	494,000 498,000 502,000 506,000 510,000	498,000 502,000 506,000 510,000 514,000	57,300 57,900 58,400 59,000 59,600	11 11 11 11 11	705,000 710,000 715,000 720,000 725,000	710,000 715,000 720,000 725,000 730,000	91,800 92,700 93,600 94,600 95,500	13 13 13 13 13			
333,000 336,000 339,000 342,000 345,000	336,000 339,000 342,000 345,000 348,000	34,400 34,900 35,300 35,700 36,100	10 10 10 10 10	514,000 518,000 522,000 526,000 530,000	518,000 522,000 526,000 530,000 534,000	60,100 60,700 61,300 61,800 62,400	11 11 11 11 11	730,000 735,000 740,000 745,000 750,000	735,000 740,000 745,000 750,000 755,000	96,400 97,300 98,300 99,200 100,100	13 13 13 13 13			
348,000 351,000 354,000 357,000 360,000	351,000 354,000 357,000 360,000 363,000	36,600 37,000 37,400 37,800 38,300	10 10 10 10 10	534,000 538,000 542,000 546,000 550,000	538,000 542,000 546,000 550,000 554,000	63,000 63,500 64,100 64,700 65,300	11 11 11 11 11	755,000 760,000 765,000 770,000 775,000	760,000 765,000 770,000 775,000 780,000	101,000 102,000 102,900 103,800 104,700	13 13 13 13 13			
363,000 366,000 369,000 372,000 375,000	366,000 369,000 372,000 375,000 378,000	38,700 39,100 39,500 40,000 40,400	10 10 10 10 10	554,000 558,000 562,000 566,000 570,000	558,000 562,000 566,000 570,000 574,000	65,800 66,400 67,000 67,500 68,100	11 11 11 11 11	780,000 785,000 790,000 795,000 800,000	785,000 790,000 795,000 800,000 805,000	105,700 106,600 107,500 108,400 109,400	13 13 13 13 13			
378,000 381,000 384,000 387,000 390,000	381,000 384,000 387,000 390,000 394,000	40,800 41,300 41,700 42,100 42,500	10 10 10 10 10	574,000 578,000 582,000 586,000 590,000	578,000 582,000 586,000 590,000 594,000	68,700 69,200 69,800 70,400 70,900	11 11 11 12 12	805,000 810,000 815,000 820,000 825,000	810,000 815,000 820,000 825,000 830,000	110,300 111,200 112,100 113,100 114,000	13 13 13 13 13			
394,000 398,000 402,000 406,000 410,000	398,000 402,000 406,000 410,000 414,000	43,100 43,700 44,200 44,800 45,400	10 10 10 11 11	594,000 598,000 602,000 606,000 610,000	598,000 602,000 606,000 610,000 614,000	71,500 72,100 72,700 73,500 74,200	12 12 12 12 12	830,000 835,000 840,000 845,000 850,000	835,000 840,000 845,000 850,000 855,000	114,900 115,800 116,800 117,700 118,600	13 13 13 13 13			

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)		税額(2)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)		税額(2)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)		税額(2)に対する割合
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
855,000	860,000	119,500	13%	2,000,000	2,200,000	(1)の金額に30%を乗じて算出した金額から206,100円を控除した金額	10,000,000	20,000,000
860,000	865,000	120,500	14%				(1)の金額に55%を乗じて算出した金額から1,541,500円を控除した金額	
865,000	870,000	121,400	14%					
870,000	875,000	122,300	14%					
875,000	880,000	123,200	14%					
880,000	885,000	124,200	14%	2,200,000	2,500,000	(1)の金額に31.2%を乗じて算出した金額から231,600円を控除した金額	20,000,000	30,000,000
885,000	890,000	125,100	14%				(1)の金額に80%を乗じて算出した金額から2,541,500円を控除した金額	
890,000	895,000	126,000	14%					
895,000	900,000	126,900	14%					
900,000	905,000	127,900	14%					
905,000	910,000	128,800	14%	2,500,000	3,000,000	(1)の金額に34.2%を乗じて算出した金額から306,500円を控除した金額	30,000,000	45,000,000
910,000	915,000	129,700	14%				(1)の金額に65%を乗じて算出した金額から4,041,500円を控除した金額	
915,000	920,000	130,600	14%					
920,000	925,000	131,500	14%					
925,000	930,000	132,500	14%					
930,000	935,000	133,400	14%	3,000,000	4,000,000	(1)の金額に38.5%を乗じて算出した金額から436,500円を控除した金額	45,000,000	60,000,000
935,000	940,000	134,300	14%				(1)の金額に70%を乗じて算出した金額から6,291,500円を控除した金額	
940,000	945,000	135,300	14%					
945,000	950,000	136,200	14%					
950,000	955,000	137,100	14%					
955,000	960,000	138,000	14%	4,000,000	5,000,000	(1)の金額に42.7%を乗じて算出した金額から608,500円を控除した金額	60,000,000	65,000,000
960,000	965,000	139,000	14%				(1)の金額に71.2%を乗じて算出した金額から7,011,500円を控除した金額	
965,000	970,000	139,900	14%					
970,000	975,000	140,800	14%					
975,000	980,000	141,700	14%					
980,000	985,000	142,700	14%	5,000,000	6,000,000	(1)の金額に45.7%を乗じて算出した金額から753,500円を控除した金額	65,000,000	以上
985,000	990,000	143,600	14%				(1)の金額に75%を乗じて算出した金額から9,481,500円を控除した金額	
990,000	995,000	144,500	14%					
995,000	1,000,000	145,400	14%					
1,000,000	1,500,000	(1)の金額に22.7%を乗じて算出した金額から80,600円を控除した金額		6,000,000	7,000,000	(1)の金額に47%を乗じて算出した金額から881,500円を控除した金額		
1,500,000	2,000,000	(1)の金額に27%を乗じて算出した金額から146,100円を控除した金額		7,000,000	10,000,000	(1)の金額に50%を乗じて算出した金額から1,041,500円を控除した金額		

(注) この表において「調整所得金額」とは、新法第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(2)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 附則第三条第一項(昭和四十四年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第九十条第二項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(1)の(1)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

附則別表第二 昭和44年分の山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,000円未満	円	0	51,000	52,000	4,900	137,000	139,000	13,400
2,000	3,000	100	52,000	53,000	5,000	139,000	141,000	13,600
3,000	4,000	200	53,000	54,000	5,100	141,000	143,000	13,800
4,000	5,000	300	54,000	55,000	5,200	143,000	145,000	14,000
5,000	6,000	400	55,000	56,000	5,300	145,000	147,000	14,200
6,000	7,000	500	56,000	57,000	5,400	147,000	149,000	14,400
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,500	149,000	151,000	14,600
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,600	151,000	153,000	14,700
9,000	10,000	800	59,000	60,000	5,700	153,000	155,000	14,900
10,000	11,000	900	60,000	61,000	5,800	155,000	157,000	15,100
11,000	12,000	1,000	61,000	62,000	5,900	157,000	159,000	15,300
12,000	13,000	1,100	62,000	63,000	6,000	159,000	161,000	15,500
13,000	14,000	1,200	63,000	64,000	6,100	161,000	163,000	15,700
14,000	15,000	1,300	64,000	65,000	6,200	163,000	165,000	15,900
15,000	16,000	1,400	65,000	67,000	6,300	165,000	167,000	16,100
16,000	17,000	1,500	67,000	69,000	6,500	167,000	169,000	16,300
17,000	18,000	1,600	69,000	71,000	6,700	169,000	171,000	16,500
18,000	19,000	1,700	71,000	73,000	6,900	171,000	173,000	16,700
19,000	20,000	1,800	73,000	75,000	7,100	173,000	175,000	16,900
20,000	21,000	1,900	75,000	77,000	7,300	175,000	177,000	17,100
21,000	22,000	2,000	77,000	79,000	7,500	177,000	179,000	17,300
22,000	23,000	2,100	79,000	81,000	7,700	179,000	181,000	17,500
23,000	24,000	2,200	81,000	83,000	7,900	181,000	183,000	17,700
24,000	25,000	2,300	83,000	85,000	8,100	183,000	185,000	17,900
25,000	26,000	2,400	85,000	87,000	8,300	185,000	187,000	18,100
26,000	27,000	2,500	87,000	89,000	8,500	187,000	189,000	18,300
27,000	28,000	2,600	89,000	91,000	8,700	189,000	191,000	18,500
28,000	29,000	2,700	91,000	93,000	8,900	191,000	193,000	18,700
29,000	30,000	2,800	93,000	95,000	9,100	193,000	195,000	18,900
30,000	31,000	2,900	95,000	97,000	9,300	195,000	198,000	19,100
31,000	32,000	3,000	97,000	99,000	9,500	198,000	201,000	19,400
32,000	33,000	3,100	99,000	101,000	9,700	201,000	204,000	19,600
33,000	34,000	3,200	101,000	103,000	9,800	204,000	207,000	19,900
34,000	35,000	3,300	103,000	105,000	10,000	207,000	210,000	20,200
35,000	36,000	3,400	105,000	107,000	10,200	210,000	213,000	20,500
36,000	37,000	3,500	107,000	109,000	10,400	213,000	216,000	20,800
37,000	38,000	3,600	109,000	111,000	10,600	216,000	219,000	21,100
38,000	39,000	3,700	111,000	113,000	10,800	219,000	222,000	21,400
39,000	40,000	3,800	113,000	115,000	11,000	222,000	225,000	21,700
40,000	41,000	3,900	115,000	117,000	11,200	225,000	228,000	22,000
41,000	42,000	4,000	117,000	119,000	11,400	228,000	231,000	22,300
42,000	43,000	4,100	119,000	121,000	11,600	231,000	234,000	22,600
43,000	44,000	4,200	121,000	123,000	11,800	234,000	237,000	22,900
44,000	45,000	4,300	123,000	125,000	12,000	237,000	240,000	23,200
45,000	46,000	4,400	125,000	127,000	12,200	240,000	243,000	23,500
46,000	47,000	4,500	127,000	129,000	12,400	243,000	246,000	23,800
47,000	48,000	4,600	129,000	131,000	12,600	246,000	249,000	24,100
48,000	49,000	4,700	131,000	133,000	12,800	249,000	252,000	24,400
49,000	50,000	4,800	133,000	135,000	13,000	252,000	255,000	24,600
50,000	51,000	4,900	135,000	137,000	13,200	255,000	258,000	24,900

(二)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
258,000	261,000	25,200	414,000	418,000	40,500	614,000	618,000	60,400
261,000	264,000	25,500	418,000	422,000	40,900	618,000	622,000	60,800
264,000	267,000	25,800	422,000	426,000	41,300	622,000	626,000	61,200
267,000	270,000	26,100	426,000	430,000	41,700	626,000	630,000	61,600
270,000	273,000	26,400	430,000	434,000	42,100	630,000	634,000	62,000
273,000	276,000	26,700	434,000	438,000	42,500	634,000	638,000	62,400
276,000	279,000	27,000	438,000	442,000	42,900	638,000	642,000	62,800
279,000	282,000	27,300	442,000	446,000	43,300	642,000	646,000	63,200
282,000	285,000	27,600	446,000	450,000	43,700	646,000	650,000	63,600
285,000	288,000	27,900	450,000	454,000	44,100	650,000	655,000	64,000
288,000	291,000	28,200	454,000	458,000	44,400	655,000	660,000	64,500
291,000	294,000	28,500	458,000	462,000	44,800	660,000	665,000	65,000
294,000	297,000	28,800	462,000	466,000	45,200	665,000	670,000	65,500
297,000	300,000	29,100	466,000	470,000	45,600	670,000	675,000	66,000
300,000	303,000	29,400	470,000	474,000	46,000	675,000	680,000	66,500
303,000	306,000	29,600	474,000	478,000	46,400	680,000	685,000	67,000
306,000	309,000	29,900	478,000	482,000	46,800	685,000	690,000	67,500
309,000	312,000	30,200	482,000	486,000	47,200	690,000	695,000	68,000
312,000	315,000	30,500	486,000	490,000	47,600	695,000	700,000	68,500
315,000	318,000	30,800	490,000	494,000	48,000	700,000	705,000	69,000
318,000	321,000	31,100	494,000	498,000	48,400	705,000	710,000	69,500
321,000	324,000	31,400	498,000	502,000	48,800	710,000	715,000	70,000
324,000	327,000	31,700	502,000	506,000	49,200	715,000	720,000	70,500
327,000	330,000	32,000	506,000	510,000	49,600	720,000	725,000	71,000
330,000	333,000	32,300	510,000	514,000	50,000	725,000	730,000	71,500
333,000	336,000	32,600	514,000	518,000	50,400	730,000	735,000	72,000
336,000	339,000	32,900	518,000	522,000	50,800	735,000	740,000	72,500
339,000	342,000	33,200	522,000	526,000	51,200	740,000	745,000	73,000
342,000	345,000	33,500	526,000	530,000	51,600	745,000	750,000	73,500
345,000	348,000	33,800	530,000	534,000	52,000	750,000	755,000	74,000
348,000	351,000	34,100	534,000	538,000	52,400	755,000	760,000	74,500
351,000	354,000	34,300	538,000	542,000	52,800	760,000	765,000	75,000
354,000	357,000	34,600	542,000	546,000	53,200	765,000	770,000	75,500
357,000	360,000	34,900	546,000	550,000	53,600	770,000	775,000	76,000
360,000	363,000	35,200	550,000	554,000	54,000	775,000	780,000	76,500
363,000	366,000	35,500	554,000	558,000	54,400	780,000	785,000	77,000
366,000	369,000	35,800	558,000	562,000	54,800	785,000	790,000	77,500
369,000	372,000	36,100	562,000	566,000	55,200	790,000	795,000	78,000
372,000	375,000	36,400	566,000	570,000	55,600	795,000	800,000	78,500
375,000	378,000	36,700	570,000	574,000	56,000	800,000	805,000	79,000
378,000	381,000	37,000	574,000	578,000	56,400	805,000	810,000	79,500
381,000	384,000	37,300	578,000	582,000	56,800	810,000	815,000	80,000
384,000	387,000	37,600	582,000	586,000	57,200	815,000	820,000	80,500
387,000	390,000	37,900	586,000	590,000	57,600	820,000	825,000	81,000
390,000	394,000	38,200	590,000	594,000	58,000	825,000	830,000	81,500
394,000	398,000	38,600	594,000	598,000	58,400	830,000	835,000	82,000
398,000	402,000	39,000	598,000	602,000	58,800	835,000	840,000	82,500
402,000	406,000	39,300	602,000	606,000	59,200	840,000	845,000	83,000
406,000	410,000	39,700	606,000	610,000	59,600	845,000	850,000	83,500
410,000	414,000	40,100	610,000	614,000	60,000	850,000	855,000	84,000

(三)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
855,000円	860,000円	84,500円	5,000,000円	7,500,000円	課税山林所得金額に22.7%を乗じて算出した金額から403,000円を控除した金額	35,000,000円	50,000,000円	課税山林所得金額に50%を乗じて算出した金額から8,207,500円を控除した金額
860,000円	865,000円	85,000円						
865,000円	870,000円	85,500円						
870,000円	875,000円	86,000円						
875,000円	880,000円	86,500円						
880,000円	885,000円	87,000円	7,500,000円	10,000,000円	課税山林所得金額に27%を乗じて算出した金額から725,500円を控除した金額	50,000,000円	100,000,000円	課税山林所得金額に55%を乗じて算出した金額から7,707,500円を控除した金額
885,000円	890,000円	87,500円						
890,000円	895,000円	88,000円						
895,000円	900,000円	88,500円						
900,000円	905,000円	89,000円						
905,000円	910,000円	89,500円	10,000,000円	11,000,000円	課税山林所得金額に30%を乗じて算出した金額から1,025,500円を控除した金額	100,000,000円	150,000,000円	課税山林所得金額に60%を乗じて算出した金額から12,707,500円を控除した金額
910,000円	915,000円	90,000円						
915,000円	920,000円	90,500円						
920,000円	925,000円	91,000円						
925,000円	930,000円	91,500円						
930,000円	935,000円	92,000円	11,000,000円	12,500,000円	課税山林所得金額に31.2%を乗じて算出した金額から1,157,500円を控除した金額	150,000,000円	225,000,000円	課税山林所得金額に56%を乗じて算出した金額から20,207,500円を控除した金額
935,000円	940,000円	92,500円						
940,000円	945,000円	93,000円						
945,000円	950,000円	93,500円						
950,000円	955,000円	94,000円						
955,000円	960,000円	94,500円	12,500,000円	15,000,000円	課税山林所得金額に34.2%を乗じて算出した金額から1,532,500円を控除した金額	225,000,000円	300,000,000円	課税山林所得金額に70%を乗じて算出した金額から31,457,500円を控除した金額
960,000円	965,000円	95,000円						
965,000円	970,000円	95,500円						
970,000円	975,000円	96,000円						
975,000円	980,000円	96,500円						
980,000円	985,000円	97,000円	15,000,000円	20,000,000円	課税山林所得金額に38.5%を乗じて算出した金額から2,177,500円を控除した金額	300,000,000円	325,000,000円	課税山林所得金額に71.2%を乗じて算出した金額から35,057,500円を控除した金額
985,000円	990,000円	97,500円						
990,000円	995,000円	98,000円						
995,000円	1,000,000円	98,500円						
1,000,000円	1,500,000円	課税山林所得金額に10%を乗じて算出した金額から1,000円を控除した金額	20,000,000円	25,000,000円	課税山林所得金額に42.7%を乗じて算出した金額から3,017,500円を控除した金額	325,000,000円以上		課税山林所得金額に75%を乗じて算出した金額から47,407,500円を控除した金額
1,500,000円	3,000,000円	課税山林所得金額に14.2%を乗じて算出した金額から64,000円を控除した金額	25,000,000円	30,000,000円	課税山林所得金額に45.7%を乗じて算出した金額から3,767,500円を控除した金額			
3,000,000円	5,000,000円	課税山林所得金額に18.5%を乗じて算出した金額から193,000円を控除した金額	30,000,000円	35,000,000円	課税山林所得金額に47%を乗じて算出した金額から4,157,500円を控除した金額			

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

族等の数									
4人		5人		6人		7人		8人以上	
税総所得金額等									
以上	未満								
千円 276	千円未満 千円未満	千円 294	千円未満 千円未満	千円 312	千円未満 千円未満	千円 330	千円未満 千円未満	千円 348	千円未満 千円未満
						330	460	460	520
				312	470	460	530	520	600
		294	470	470	560	530	790	600	880
276	480	470	750	560	880	790	1,210	880	1,350
480	1,090	750	1,630	880	1,940	1,210	2,170	1,350	2,580
1,090	2,920	1,630	3,310	1,940	3,580	2,170	3,840	2,580	4,400
2,920	7,750	3,310	8,100	3,580	8,450	3,840	8,800	4,400	9,150
7,750	30,350	8,100	32,100	8,450	33,850	8,800	35,600	9,150	37,350
30,350	65,000	32,100	65,000	33,850	65,000	35,600	65,000	37,350	65,000

の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例) に規定する課税総所得金額等をいう。

た控除対象配偶者及び旧法第八十四条(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

一項第一号に掲げる金額から30万円を控除した金額が昭和44年分の所得税に係る予定納税基準額である。

附則別表第三 昭和44年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和43年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘るべき率 %	扶養親							
	0人		1人		2人		3人	
	昭和43年分の課							
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
0	千円 231	千円 千円未満	千円 231	千円 千円未満	千円 243	千円 千円未満	千円 258	千円 千円未満
55								
60								
65								
70								
75								
80							258	670
85					243	2,100	670	2,700
90	231	5,390	231	5,550	2,100	5,820	2,700	7,400
95	5,390	23,520	5,550	24,520	5,820	26,270	7,400	28,020
99	23,520	65,000	24,520	65,000	26,270	65,000	28,020	65,000

(注)

- (一) この表は、昭和43年分の課税総所得金額等が6,500万円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
 - (1) 「昭和43年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第一項第二号(昭和四十四年分及び昭和四十五年分)
 - (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和43年分の所得税につき旧法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受け
 - (三) 昭和43年分の課税総所得金額等が6,500万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第

族等の数											
4人		5人		6人		7人		8人以上			
税総所得金額等											
以上	未満	以上	未満								
手円 225千円未満	千円	手円 225千円未満	千円	手円 230千円未満	千円	手円 240千円未満	千円	手円 240千円未満	千円	手円 240千円未満	千円
225	520	225	1,140	230	1,390	240	450	240	500	2,550	
520	11,080	1,140	11,580	1,390	12,080	2,120	12,580	2,550	13,080		
11,080	65,000	11,580	65,000	12,080	65,000	12,580	65,000	13,080	65,000		

得税に係る予定納税基準額の計算の特例)において準用する同条第一項第二号に規定する課税総所得金額等をいう。得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

五項において準用する同条第一項第一号に掲げる金額から10万円を控除した金額が昭和45年分の所得税に係る予定

附則別表第四 昭和45年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和44年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘すべき率 %	扶養親族							
	0人		1人		2人		3人	
	昭和44年分の課							
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上
0	千円 207千円未満	千円 207千円未満	千円 213千円未満	千円 213千円未満	千円 213千円未満	千円 213千円未満	千円 213千円未満	千円 213千円未満
85								
90								
95				213	10,080	213	10,580	
99	207	65,000	207	65,000	10,080	65,000	10,580	65,000

(注)

- (一) この表は、昭和44年分の課税総所得金額等が6,500万円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
- (1) 「昭和44年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第五項(昭和四十四年分及び昭和四十五年分の所)
- (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和44年分の所得税につき附則第三条第一項(昭和四十四年分の所得税の所)
- (3) 「控除対象配偶者及び附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条(扶養控除)の規定の
- (4) 昭和44年分の課税総所得金額等が6,500万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第
納税基準額である。

附則別表第五 昭和44年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,000円	2,000円未満	0	51,000円	52,000円	4,900円	137,000円	139,000円	13,500円
2,000	3,000	100	52,000	53,000	5,000	139,000	141,000	13,700
3,000	4,000	200	53,000	54,000	5,100	141,000	143,000	13,900
4,000	5,000	300	54,000	55,000	5,200	143,000	145,000	14,100
5,000	6,000	400	55,000	56,000	5,300	145,000	147,000	14,300
6,000	7,000	500	56,000	57,000	5,400	147,000	149,000	14,500
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,500	149,000	151,000	14,700
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,600	151,000	153,000	14,900
9,000	10,000	800	59,000	60,000	5,700	153,000	155,000	15,100
10,000	11,000	900	60,000	61,000	5,800	155,000	157,000	15,300
11,000	12,000	1,000	61,000	62,000	5,900	157,000	159,000	15,500
12,000	13,000	1,100	62,000	63,000	6,000	159,000	161,000	15,700
13,000	14,000	1,200	63,000	64,000	6,100	161,000	163,000	15,900
14,000	15,000	1,300	64,000	65,000	6,200	163,000	165,000	16,100
15,000	16,000	1,400	65,000	67,000	6,300	165,000	167,000	16,300
16,000	17,000	1,500	67,000	69,000	6,500	167,000	169,000	16,500
17,000	18,000	1,600	69,000	71,000	6,700	169,000	171,000	16,700
18,000	19,000	1,700	71,000	73,000	6,900	171,000	173,000	16,900
19,000	20,000	1,800	73,000	75,000	7,100	173,000	175,000	17,100
20,000	21,000	1,900	75,000	77,000	7,300	175,000	177,000	17,300
21,000	22,000	2,000	77,000	79,000	7,500	177,000	179,000	17,500
22,000	23,000	2,100	79,000	81,000	7,700	179,000	181,000	17,700
23,000	24,000	2,200	81,000	83,000	7,900	181,000	183,000	17,900
24,000	25,000	2,300	83,000	85,000	8,100	183,000	185,000	18,100
25,000	26,000	2,400	85,000	87,000	8,300	185,000	187,000	18,300
26,000	27,000	2,500	87,000	89,000	8,500	187,000	189,000	18,500
27,000	28,000	2,600	89,000	91,000	8,700	189,000	191,000	18,700
28,000	29,000	2,700	91,000	93,000	8,900	191,000	193,000	18,900
29,000	30,000	2,800	93,000	95,000	9,100	193,000	195,000	19,100
30,000	31,000	2,900	95,000	97,000	9,300	195,000	198,000	19,300
31,000	32,000	3,000	97,000	99,000	9,500	198,000	201,000	19,600
32,000	33,000	3,100	99,000	101,000	9,700	201,000	204,000	19,900
33,000	34,000	3,200	101,000	103,000	9,900	204,000	207,000	20,200
34,000	35,000	3,300	103,000	105,000	10,100	207,000	210,000	20,500
35,000	36,000	3,400	105,000	107,000	10,300	210,000	213,000	20,800
36,000	37,000	3,500	107,000	109,000	10,500	213,000	216,000	21,100
37,000	38,000	3,600	109,000	111,000	10,700	216,000	219,000	21,400
38,000	39,000	3,700	111,000	113,000	10,900	219,000	222,000	21,700
39,000	40,000	3,800	113,000	115,000	11,100	222,000	225,000	22,000
40,000	41,000	3,900	115,000	117,000	11,300	225,000	228,000	22,300
41,000	42,000	4,000	117,000	119,000	11,500	228,000	231,000	22,600
42,000	43,000	4,100	119,000	121,000	11,700	231,000	234,000	22,900
43,000	44,000	4,200	121,000	123,000	11,900	234,000	237,000	23,200
44,000	45,000	4,300	123,000	125,000	12,100	237,000	240,000	23,500
45,000	46,000	4,400	125,000	127,000	12,300	240,000	243,000	23,800
46,000	47,000	4,500	127,000	129,000	12,500	243,000	246,000	24,100
47,000	48,000	4,600	129,000	131,000	12,700	246,000	249,000	24,400
48,000	49,000	4,700	131,000	133,000	12,900	249,000	252,000	24,700
49,000	50,000	4,800	133,000	135,000	13,100	252,000	255,000	25,000
50,000	51,000	4,900	135,000	137,000	13,300	255,000	258,000	25,300

(二)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
258,000	261,000	25,600	414,000	418,000	45,900	614,000	618,000	74,900
261,000	264,000	25,900	418,000	422,000	46,500	618,000	622,000	75,700
264,000	267,000	26,200	422,000	426,000	47,100	622,000	626,000	76,400
267,000	270,000	26,500	426,000	430,000	47,600	626,000	630,000	77,200
270,000	273,000	26,800	430,000	434,000	48,200	630,000	634,000	77,900
273,000	276,000	27,100	434,000	438,000	48,800	634,000	638,000	78,600
276,000	279,000	27,400	438,000	442,000	49,300	638,000	642,000	79,400
279,000	282,000	27,700	442,000	446,000	49,900	642,000	646,000	80,100
282,000	285,000	28,000	446,000	450,000	50,500	646,000	650,000	80,900
285,000	288,000	28,300	450,000	454,000	51,100	650,000	655,000	81,600
288,000	291,000	28,600	454,000	458,000	51,600	655,000	660,000	82,500
291,000	294,000	28,900	458,000	462,000	52,200	660,000	665,000	83,500
294,000	297,000	29,200	462,000	466,000	52,800	665,000	670,000	84,400
297,000	300,000	29,500	466,000	470,000	53,300	670,000	675,000	85,300
300,000	303,000	29,800	470,000	474,000	53,900	675,000	680,000	86,200
303,000	306,000	30,200	474,000	478,000	54,500	680,000	685,000	87,200
306,000	309,000	30,600	478,000	482,000	55,000	685,000	690,000	88,100
309,000	312,000	31,000	482,000	486,000	55,600	690,000	695,000	89,000
312,000	315,000	31,500	486,000	490,000	56,200	695,000	700,000	89,900
315,000	318,000	31,900	490,000	494,000	56,700	700,000	705,000	90,900
318,000	321,000	32,300	494,000	498,000	57,300	705,000	710,000	91,800
321,000	324,000	32,700	498,000	502,000	57,900	710,000	715,000	92,700
324,000	327,000	33,200	502,000	506,000	58,400	715,000	720,000	93,600
327,000	330,000	33,600	506,000	510,000	59,000	720,000	725,000	94,600
330,000	333,000	34,000	510,000	514,000	59,600	725,000	730,000	95,500
333,000	336,000	34,400	514,000	518,000	60,100	730,000	735,000	96,400
336,000	339,000	34,900	518,000	522,000	60,700	735,000	740,000	97,300
339,000	342,000	35,300	522,000	526,000	61,300	740,000	745,000	98,300
342,000	345,000	35,700	526,000	530,000	61,800	745,000	750,000	99,200
345,000	348,000	36,100	530,000	534,000	62,400	750,000	755,000	100,100
348,000	351,000	36,600	534,000	538,000	63,000	755,000	760,000	101,000
351,000	354,000	37,000	538,000	542,000	63,500	760,000	765,000	102,000
354,000	357,000	37,400	542,000	546,000	64,100	765,000	770,000	102,900
357,000	360,000	37,800	546,000	550,000	64,700	770,000	775,000	103,800
360,000	363,000	38,300	550,000	554,000	65,300	775,000	780,000	104,700
363,000	366,000	38,700	554,000	558,000	65,800	780,000	785,000	105,700
366,000	369,000	39,100	558,000	562,000	66,400	785,000	790,000	106,600
369,000	372,000	39,500	562,000	566,000	67,000	790,000	795,000	107,500
372,000	375,000	40,000	566,000	570,000	67,500	795,000	800,000	108,400
375,000	378,000	40,400	570,000	574,000	68,100	800,000	805,000	109,400
378,000	381,000	40,800	574,000	578,000	68,700	805,000	810,000	110,300
381,000	384,000	41,300	578,000	582,000	69,200	810,000	815,000	111,200
384,000	387,000	41,700	582,000	586,000	69,800	815,000	820,000	112,100
387,000	390,000	42,100	586,000	590,000	70,400	820,000	825,000	113,100
390,000	394,000	42,500	590,000	594,000	70,900	825,000	830,000	114,000
394,000	398,000	43,100	594,000	598,000	71,500	830,000	835,000	114,900
398,000	402,000	43,700	598,000	602,000	72,100	835,000	840,000	115,800
402,000	406,000	44,200	602,000	606,000	72,700	840,000	845,000	116,800
406,000	410,000	44,800	606,000	610,000	73,500	845,000	850,000	117,700
410,000	414,000	45,400	610,000	614,000	74,200	850,000	855,000	118,600

(三)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
855,000	860,000	119,500	980,000	985,000	142,700	2,500,000	3,000,000	課税給与所得金額に34.2%を乗じて算出した金額から306,500円を控除した金額
860,000	865,000	120,500	985,000	990,000	143,600			
865,000	870,000	121,400	990,000	995,000	144,500			
870,000	875,000	122,300	995,000	1,000,000	145,400			
875,000	880,000	123,200						
880,000	885,000	124,200	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に22.7%を乗じて算出した金額から80,600円を控除した金額	3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に38.5%を乗じて算出した金額から435,500円を控除した金額
885,000	890,000	125,100						
890,000	895,000	126,000						
895,000	900,000	126,900						
900,000	905,000	127,900						
905,000	910,000	128,800	1,500,000	2,000,000	課税給与所得金額に27%を乗じて算出した金額から145,100円を控除した金額	4,000,000	4,484,000	課税給与所得金額に42.7%を乗じて算出した金額から603,500円を控除した金額
910,000	915,000	129,700						
915,000	920,000	130,600						
920,000	925,000	131,600						
925,000	930,000	132,500						
930,000	935,000	133,400	2,000,000	2,200,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から205,100円を控除した金額	4,484,000円		1,311,100円
935,000	940,000	134,300						
940,000	945,000	135,300						
945,000	950,000	136,200						
950,000	955,000	137,100						
955,000	960,000	138,000	2,200,000	2,500,000	課税給与所得金額に31.2%を乗じて算出した金額から231,500円を控除した金額			
960,000	965,000	139,000						
965,000	970,000	139,900						
970,000	975,000	140,800						
975,000	980,000	141,700						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、附則第三条第一項(昭和四十四年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第百九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。
 - (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された小規模企業共済掛金(新法第七十五条第一項(小規模企業共済掛金控除)に規定する小規模企業共済掛金をいう。)の額がある場合には、その金額
 - (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(新法第七十六条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (1) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
 - (2) その生命保険料の金額の合計額が25,000円をこえ50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
 - (3) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合 37,500円
 - (5) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(新法第七十七条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (1) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円)
 - (2) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)
 - (3) その損害保険料の金額のうち新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものとがある場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額の合計額(その合計額が8,000円をこえる場合には、8,000円)

る金額との合計額とする。

- (二) 紙与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が新法第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、新法第百九十四条第三項(紙与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに87,500円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、127,500円)を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき87,500円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、127,500円)を、(一)により求めた金額から控除した金額を求める。
- (三) 次に、(一)及び(二)により求めた金額から、
- (1) 紙与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
(i) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項(扶養控除)の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
(ii) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
- (2) 紙与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がない場合において、
(i) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、
(a) (b)に該当するときを除くほか、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
(b) 当該申告書に附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載があるときは、同条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
(ii) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、
それぞれその残額を求める。
- (四) (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が1,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則別表第五の附表

(一)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円
311,875	円未満	169,500円未満	408,000	円	410,000	246,400	508,000	510,000
311,875	312,000	169,500	410,000	412,000	248,000	510,000	512,000	328,000
312,000	314,000	169,600	412,000	414,000	249,600	512,000	514,000	329,600
314,000	316,000	171,200	414,000	416,000	251,200	514,000	516,000	331,200
316,000	318,000	172,800	416,000	418,000	252,800	516,000	518,000	332,800
318,000	320,000	174,400	418,000	420,000	254,400	518,000	520,000	334,400
320,000	322,000	176,000	420,000	422,000	256,000	520,000	522,000	336,000
322,000	324,000	177,600	422,000	424,000	257,600	522,000	524,000	337,600
324,000	326,000	179,200	424,000	426,000	259,200	524,000	526,000	339,200
326,000	328,000	180,800	426,000	428,000	260,800	526,000	528,000	340,800
328,000	330,000	182,400	428,000	430,000	262,400	528,000	530,000	342,400
330,000	332,000	184,000	430,000	432,000	264,000	530,000	532,000	344,000
332,000	334,000	185,600	432,000	434,000	265,600	532,000	534,000	345,600
334,000	336,000	187,200	434,000	436,000	267,200	534,000	536,000	347,200
336,000	338,000	188,800	436,000	438,000	268,800	536,000	538,000	348,800
338,000	340,000	190,400	438,000	440,000	270,400	538,000	540,000	350,400
340,000	342,000	192,000	440,000	442,000	272,000	540,000	542,000	352,000
342,000	344,000	193,600	442,000	444,000	273,600	542,000	544,000	353,600
344,000	346,000	195,200	444,000	446,000	275,200	544,000	546,000	355,200
346,000	348,000	196,800	446,000	448,000	276,800	546,000	548,000	356,800
348,000	350,000	198,400	448,000	450,000	278,400	548,000	550,000	358,400
350,000	352,000	200,000	450,000	452,000	280,000	550,000	552,000	360,000
352,000	354,000	201,600	452,000	454,000	281,600	552,000	554,000	361,600
354,000	356,000	203,200	454,000	456,000	283,200	554,000	556,000	363,200
356,000	358,000	204,800	456,000	458,000	284,800	556,000	558,000	364,800
358,000	360,000	206,400	458,000	460,000	286,400	558,000	560,000	366,400
360,000	362,000	208,000	460,000	462,000	288,000	560,000	562,000	368,000
362,000	364,000	209,600	462,000	464,000	289,600	562,000	564,000	369,600
364,000	366,000	211,200	464,000	466,000	291,200	564,000	566,000	371,200
366,000	368,000	212,800	466,000	468,000	292,800	566,000	568,000	372,800
368,000	370,000	214,400	468,000	470,000	294,400	568,000	570,000	374,400
370,000	372,000	216,000	470,000	472,000	296,000	570,000	572,000	376,000
372,000	374,000	217,600	472,000	474,000	297,600	572,000	574,000	377,600
374,000	376,000	219,200	474,000	476,000	299,200	574,000	576,000	379,200
376,000	378,000	220,800	476,000	478,000	300,800	576,000	578,000	380,800
378,000	380,000	222,400	478,000	480,000	302,400	578,000	580,000	382,400
380,000	382,000	224,000	480,000	482,000	304,000	580,000	582,000	384,000
382,000	384,000	225,600	482,000	484,000	305,600	582,000	584,000	385,600
384,000	386,000	227,200	484,000	486,000	307,200	584,000	586,000	387,200
386,000	388,000	228,800	486,000	488,000	308,800	586,000	588,000	388,800
388,000	390,000	230,400	488,000	490,000	310,400	588,000	590,000	390,400
390,000	392,000	232,000	490,000	492,000	312,000	590,000	592,000	392,000
392,000	394,000	233,600	492,000	494,000	313,600	592,000	594,000	393,600
394,000	396,000	235,200	494,000	496,000	315,200	594,000	596,000	395,200
396,000	398,000	236,800	496,000	498,000	316,800	596,000	598,000	396,800
398,000	400,000	238,400	498,000	500,000	318,400	598,000	600,000	398,400
400,000	402,000	240,000	500,000	502,000	320,000	600,000	602,000	400,000
402,000	404,000	241,600	502,000	504,000	321,600	602,000	604,000	401,600
404,000	406,000	243,200	504,000	506,000	323,200	604,000	606,000	403,200
406,000	408,000	244,800	506,000	508,000	324,800	606,000	608,000	404,800

(二)

給与等の金額			給与所得控除後の給与		給与等の金額			給与所得控除後の給与		給与等の金額			給与所得控除後の給与		
以	上	未	円	円	円	上	未	円	円	上	未	円	円	円	
			等の金額	等の金額	等の金額	等の金額	等の金額	等の金額	等の金額	等の金額	等の金額	等の金額	等の金額	等の金額	
昭和四十四年三月二十五日	608,000	610,000	406,400	708,000	710,000	486,400	808,000	810,000	566,400	参議院	610,000	612,000	408,000	812,000	568,000
	612,000	614,000	409,600	710,000	712,000	488,000	810,000	812,000	568,000		614,000	616,000	411,200	814,000	569,600
	616,000	618,000	412,800	716,000	718,000	492,800	816,000	818,000	572,800		618,000	620,000	414,400	818,000	574,400
	620,000	622,000	416,000	720,000	722,000	496,000	820,000	822,000	576,000		622,000	624,000	417,600	822,000	577,600
	624,000	626,000	419,200	724,000	726,000	499,200	824,000	826,000	579,200		626,000	628,000	420,800	826,000	580,800
	628,000	630,000	422,400	728,000	730,000	502,400	828,000	830,000	582,400		630,000	632,000	424,000	832,000	584,000
	632,000	634,000	425,600	732,000	734,000	505,600	832,000	834,000	585,600		634,000	636,000	427,200	834,000	587,200
	636,000	638,000	428,800	736,000	738,000	508,800	836,000	838,000	588,800		638,000	640,000	430,400	838,000	590,400
	640,000	642,000	432,000	740,000	742,000	512,000	840,000	842,000	592,000		642,000	644,000	433,600	842,000	593,600
	644,000	646,000	435,200	744,000	746,000	515,200	844,000	846,000	595,200		646,000	648,000	436,800	846,000	596,800
	648,000	650,000	438,400	748,000	750,000	518,400	848,000	850,000	598,400		650,000	652,000	440,000	850,000	600,000
	652,000	654,000	441,600	752,000	754,000	521,600	852,000	854,000	601,600		654,000	656,000	443,200	854,000	603,200
	656,000	658,000	444,800	756,000	758,000	524,800	856,000	858,000	604,800		658,000	660,000	446,400	856,000	606,400
	660,000	662,000	448,000	760,000	762,000	528,000	860,000	862,000	608,000		662,000	664,000	449,600	862,000	609,600
	664,000	666,000	451,200	764,000	766,000	531,200	864,000	866,000	611,200		666,000	668,000	452,800	866,000	612,800
	668,000	670,000	454,400	768,000	770,000	534,400	868,000	870,000	614,400		670,000	672,000	456,000	872,000	616,000
	672,000	674,000	457,600	772,000	774,000	537,600	872,000	874,000	617,600		674,000	676,000	459,200	876,000	619,200
	676,000	678,000	460,800	776,000	778,000	540,800	876,000	878,000	620,800		678,000	680,000	462,400	878,000	622,400
	680,000	682,000	464,000	780,000	782,000	544,000	880,000	882,000	624,000		682,000	684,000	465,600	882,000	625,600
	684,000	686,000	467,200	784,000	786,000	547,200	884,000	886,000	627,200		686,000	688,000	468,800	886,000	628,800
	688,000	690,000	470,400	788,000	790,000	550,400	888,000	890,000	630,400		690,000	692,000	472,000	890,000	632,000
	692,000	694,000	473,600	792,000	794,000	552,000	890,000	892,000	632,000		694,000	696,000	475,200	892,000	633,600
	696,000	698,000	476,800	796,000	798,000	555,200	894,000	896,000	635,200		696,000	700,000	478,400	894,000	636,800
	700,000	702,000	480,000	800,000	802,000	560,000	900,000	902,000	640,000		702,000	704,000	481,600	902,000	641,700
	704,000	706,000	483,200	804,000	806,000	561,600	904,000	906,000	642,400		706,000	708,000	484,800	904,000	645,150

(三)

給与等の金額			給与所得控除後の給与等の金額		給与等の金額			給与所得控除後の給与等の金額	
以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円	円
908,000	910,000	646,850	988,000	990,000	715,650	1,068,000	1,070,000	784,450	
910,000	912,000	648,600	990,000	992,000	717,400	1,070,000	1,072,000	786,200	
912,000	914,000	650,300	992,000	994,000	719,100	1,072,000	1,074,000	787,900	
914,000	916,000	652,000	994,000	996,000	720,800	1,074,000	1,076,000	789,600	
916,000	918,000	653,750	996,000	998,000	722,550	1,076,000	1,078,000	791,350	
918,000	920,000	655,450	998,000	1,000,000	724,250	1,078,000	1,080,000	793,050	
920,000	922,000	657,200	1,000,000	1,002,000	726,000	1,080,000	1,082,000	794,800	
922,000	924,000	658,900	1,002,000	1,004,000	727,700	1,082,000	1,084,000	796,500	
924,000	926,000	660,600	1,004,000	1,006,000	729,400	1,084,000	1,086,000	798,200	
926,000	928,000	662,350	1,006,000	1,008,000	731,150	1,086,000	1,088,000	799,950	
928,000	930,000	664,050	1,008,000	1,010,000	732,850	1,088,000	1,090,000	801,650	
930,000	932,000	665,800	1,010,000	1,012,000	734,600	1,090,000	1,092,000	803,400	
932,000	934,000	667,500	1,012,000	1,014,000	736,300	1,092,000	1,094,000	805,100	
934,000	936,000	669,200	1,014,000	1,016,000	738,000	1,094,000	1,096,000	806,800	
936,000	938,000	670,950	1,016,000	1,018,000	739,750	1,096,000	1,098,000	808,550	
938,000	940,000	672,650	1,018,000	1,020,000	741,450	1,098,000	1,100,000	810,250	
940,000	942,000	674,400	1,020,000	1,022,000	743,200				
942,000	944,000	676,100	1,022,000	1,024,000	744,900				
944,000	946,000	677,800	1,024,000	1,026,000	746,600				
946,000	948,000	679,550	1,026,000	1,028,000	748,350				
948,000	950,000	681,250	1,028,000	1,030,000	750,050	1,100,000	2,100,000	給与等の金額に96%を乗じて算出した金額から244,000円を控除した金額	
950,000	952,000	683,000	1,030,000	1,032,000	751,800				
952,000	954,000	684,700	1,032,000	1,034,000	753,500				
954,000	956,000	686,400	1,034,000	1,036,000	755,200				
956,000	958,000	688,150	1,036,000	1,038,000	756,950				
958,000	960,000	689,850	1,038,000	1,040,000	758,650	2,100,000	3,100,000	給与等の金額に96%を乗じて算出した金額から286,000円を控除した金額	
960,000	962,000	691,600	1,040,000	1,042,000	760,400				
962,000	964,000	693,300	1,042,000	1,044,000	762,100				
964,000	966,000	695,000	1,044,000	1,046,000	763,800				
966,000	968,000	696,750	1,046,000	1,048,000	765,550				
968,000	970,000	698,450	1,048,000	1,050,000	767,250	3,100,000円以上		給与等の金額から348,000円を控除した金額	
970,000	972,000	700,200	1,050,000	1,052,000	769,000				
972,000	974,000	701,900	1,052,000	1,054,000	770,700				
974,000	976,000	703,600	1,054,000	1,056,000	772,400				
976,000	978,000	705,350	1,056,000	1,058,000	774,150				
978,000	980,000	707,050	1,058,000	1,060,000	775,850				
980,000	982,000	708,800	1,060,000	1,062,000	777,600				
982,000	984,000	710,500	1,062,000	1,064,000	779,300				
984,000	986,000	712,200	1,064,000	1,066,000	781,000				
986,000	988,000	713,950	1,066,000	1,068,000	782,750				

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が1,100,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

附則別表第六 昭和44年分の退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
4,000円未満	0	102,000円	104,000円	4,900円	274,000円	278,000円	13,500円	
4,000	6,000	100	104,000	106,000	5,000	278,000	282,000	13,700
6,000	8,000	200	106,000	108,000	5,100	282,000	286,000	13,900
8,000	10,000	300	108,000	110,000	5,200	286,000	290,000	14,100
10,000	12,000	400	110,000	112,000	5,300	290,000	294,000	14,300
12,000	14,000	500	112,000	114,000	5,400	294,000	298,000	14,500
14,000	16,000	600	114,000	116,000	5,500	298,000	302,000	14,700
16,000	18,000	700	116,000	118,000	5,600	302,000	306,000	14,900
18,000	20,000	800	118,000	120,000	5,700	306,000	310,000	15,100
20,000	22,000	900	120,000	122,000	5,800	310,000	314,000	15,300
22,000	24,000	1,000	122,000	124,000	5,900	314,000	318,000	15,500
24,000	26,000	1,100	124,000	126,000	6,000	318,000	322,000	15,700
26,000	28,000	1,200	126,000	128,000	6,100	322,000	326,000	15,900
28,000	30,000	1,300	128,000	130,000	6,200	326,000	330,000	16,100
30,000	32,000	1,400	130,000	134,000	6,300	330,000	334,000	16,300
32,000	34,000	1,500	134,000	138,000	6,500	334,000	338,000	16,500
34,000	36,000	1,600	138,000	142,000	6,700	338,000	342,000	16,700
36,000	38,000	1,700	142,000	146,000	6,900	342,000	346,000	16,900
38,000	40,000	1,800	146,000	150,000	7,100	346,000	350,000	17,100
40,000	42,000	1,900	150,000	154,000	7,300	350,000	354,000	17,300
42,000	44,000	2,000	154,000	158,000	7,500	354,000	358,000	17,500
44,000	46,000	2,100	158,000	162,000	7,700	358,000	362,000	17,700
46,000	48,000	2,200	162,000	166,000	7,900	362,000	366,000	17,900
48,000	50,000	2,300	166,000	170,000	8,100	366,000	370,000	18,100
50,000	52,000	2,400	170,000	174,000	8,300	370,000	374,000	18,300
52,000	54,000	2,500	174,000	178,000	8,500	374,000	378,000	18,500
54,000	56,000	2,600	178,000	182,000	8,700	378,000	382,000	18,700
56,000	58,000	2,700	182,000	186,000	8,900	382,000	386,000	18,900
58,000	60,000	2,800	186,000	190,000	9,100	386,000	390,000	19,100
60,000	62,000	2,900	190,000	194,000	9,300	390,000	396,000	19,300
62,000	64,000	3,000	194,000	198,000	9,500	396,000	402,000	19,600
64,000	66,000	3,100	198,000	202,000	9,700	402,000	408,000	19,900
66,000	68,000	3,200	202,000	206,000	9,900	408,000	414,000	20,200
68,000	70,000	3,300	206,000	210,000	10,100	414,000	420,000	20,500
70,000	72,000	3,400	210,000	214,000	10,300	420,000	426,000	20,800
72,000	74,000	3,500	214,000	218,000	10,500	426,000	432,000	21,100
74,000	76,000	3,600	218,000	222,000	10,700	432,000	438,000	21,400
76,000	78,000	3,700	222,000	226,000	10,900	438,000	444,000	21,700
78,000	80,000	3,800	226,000	230,000	11,100	444,000	450,000	22,000
80,000	82,000	3,900	230,000	234,000	11,300	450,000	456,000	22,300
82,000	84,000	4,000	234,000	238,000	11,500	456,000	462,000	22,600
84,000	86,000	4,100	238,000	242,000	11,700	462,000	468,000	22,900
86,000	88,000	4,200	242,000	246,000	11,900	468,000	474,000	23,200
88,000	90,000	4,300	246,000	250,000	12,100	474,000	480,000	23,500
90,000	92,000	4,400	250,000	254,000	12,300	480,000	486,000	23,800
92,000	94,000	4,500	254,000	258,000	12,500	486,000	492,000	24,100
94,000	96,000	4,600	258,000	262,000	12,700	492,000	498,000	24,400
96,000	98,000	4,700	262,000	266,000	12,900	498,000	504,000	24,700
98,000	100,000	4,800	266,000	270,000	13,100	504,000	510,000	25,000
100,000	102,000	4,900	270,000	274,000	13,300	510,000	516,000	25,300

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
以上	未満	税額	以上	未満	税額	以上	未満	税額	以上	未満	税額
516,000	522,000	25,600	828,000	836,000	45,900	1,228,000	1,236,000	74,900	1,236,000	1,244,000	75,700
522,000	528,000	25,900	836,000	844,000	46,500	1,236,000	1,244,000	75,700	1,244,000	1,252,000	76,400
528,000	534,000	26,200	844,000	852,000	47,100	1,244,000	1,252,000	76,400	1,252,000	1,260,000	77,200
534,000	540,000	26,500	852,000	860,000	47,600	1,252,000	1,260,000	77,200	1,260,000	1,268,000	77,900
540,000	546,000	26,800	860,000	868,000	48,200	1,268,000	1,276,000	78,600	1,276,000	1,284,000	79,400
546,000	552,000	27,100	868,000	876,000	48,800	1,276,000	1,284,000	78,600	1,284,000	1,292,000	80,100
552,000	558,000	27,400	876,000	884,000	49,300	1,284,000	1,292,000	80,100	1,292,000	1,300,000	80,900
558,000	564,000	27,700	884,000	892,000	49,900	1,292,000	1,300,000	80,900	1,300,000	1,310,000	81,600
564,000	570,000	28,000	892,000	900,000	50,500	1,300,000	1,310,000	81,600	1,310,000	1,320,000	82,500
570,000	576,000	28,300	900,000	908,000	51,100	1,310,000	1,320,000	82,500	1,320,000	1,330,000	83,500
576,000	582,000	28,600	908,000	916,000	51,600	1,320,000	1,330,000	83,500	1,330,000	1,340,000	84,400
582,000	588,000	28,900	916,000	924,000	52,200	1,330,000	1,340,000	84,400	1,340,000	1,350,000	85,300
588,000	594,000	29,200	924,000	932,000	52,800	1,340,000	1,350,000	85,300	1,350,000	1,360,000	86,200
594,000	600,000	29,500	932,000	940,000	53,300	1,350,000	1,360,000	86,200	1,360,000	1,370,000	87,200
600,000	606,000	29,800	940,000	948,000	53,900	1,360,000	1,370,000	87,200	1,370,000	1,380,000	88,100
606,000	612,000	30,200	948,000	956,000	54,500	1,370,000	1,380,000	88,100	1,380,000	1,390,000	89,000
612,000	618,000	30,600	956,000	964,000	55,000	1,380,000	1,390,000	89,000	1,390,000	1,400,000	89,900
618,000	624,000	31,000	964,000	972,000	55,600	1,390,000	1,400,000	89,900	1,400,000	1,410,000	90,900
624,000	630,000	31,500	972,000	980,000	56,200	1,400,000	1,410,000	90,900	1,410,000	1,420,000	91,800
630,000	636,000	31,900	980,000	988,000	56,700	1,410,000	1,420,000	91,800	1,420,000	1,430,000	92,700
636,000	642,000	32,300	988,000	996,000	57,300	1,420,000	1,430,000	92,700	1,430,000	1,440,000	93,600
642,000	648,000	32,700	996,000	1,004,000	57,900	1,430,000	1,440,000	93,600	1,440,000	1,450,000	94,600
648,000	654,000	33,200	1,004,000	1,012,000	58,400	1,440,000	1,450,000	94,600	1,450,000	1,460,000	95,500
654,000	660,000	33,600	1,012,000	1,020,000	59,000	1,450,000	1,460,000	95,500	1,460,000	1,470,000	96,400
660,000	666,000	34,000	1,020,000	1,028,000	59,600	1,460,000	1,470,000	96,400	1,470,000	1,480,000	97,300
666,000	672,000	34,400	1,028,000	1,036,000	60,100	1,470,000	1,480,000	97,300	1,480,000	1,490,000	98,300
672,000	678,000	34,900	1,036,000	1,044,000	60,700	1,480,000	1,490,000	98,300	1,490,000	1,500,000	99,200
678,000	684,000	35,300	1,044,000	1,052,000	61,300	1,490,000	1,500,000	99,200	1,500,000	1,510,000	100,100
684,000	690,000	35,700	1,052,000	1,060,000	61,800	1,500,000	1,510,000	100,100	1,510,000	1,520,000	101,000
690,000	696,000	36,100	1,060,000	1,068,000	62,400	1,510,000	1,520,000	101,000	1,520,000	1,530,000	102,000
696,000	702,000	36,600	1,068,000	1,076,000	63,000	1,520,000	1,530,000	102,000	1,530,000	1,540,000	102,900
702,000	708,000	37,000	1,076,000	1,084,000	63,500	1,530,000	1,540,000	102,900	1,540,000	1,550,000	103,800
708,000	714,000	37,400	1,084,000	1,092,000	64,100	1,540,000	1,550,000	103,800	1,550,000	1,560,000	104,700
714,000	720,000	37,800	1,092,000	1,100,000	64,700	1,550,000	1,560,000	104,700	1,560,000	1,570,000	105,700
720,000	726,000	38,300	1,100,000	1,108,000	65,300	1,560,000	1,570,000	105,700	1,570,000	1,580,000	106,600
726,000	732,000	38,700	1,108,000	1,116,000	65,800	1,570,000	1,580,000	106,600	1,580,000	1,590,000	107,500
732,000	738,000	39,100	1,116,000	1,124,000	66,400	1,580,000	1,590,000	107,500	1,590,000	1,600,000	108,400
738,000	744,000	39,500	1,124,000	1,132,000	67,000	1,590,000	1,600,000	108,400	1,600,000	1,610,000	109,400
744,000	750,000	40,000	1,132,000	1,140,000	67,500	1,600,000	1,610,000	109,400	1,610,000	1,620,000	110,300
750,000	756,000	40,400	1,140,000	1,148,000	68,100	1,610,000	1,620,000	110,300	1,620,000	1,630,000	111,200
756,000	762,000	40,800	1,148,000	1,156,000	68,700	1,620,000	1,630,000	111,200	1,630,000	1,640,000	112,100
762,000	768,000	41,300	1,156,000	1,164,000	69,200	1,630,000	1,640,000	112,100	1,640,000	1,650,000	113,100
768,000	774,000	41,700	1,164,000	1,172,000	69,800	1,640,000	1,650,000	113,100	1,650,000	1,660,000	114,000
774,000	780,000	42,100	1,172,000	1,180,000	70,400	1,650,000	1,660,000	114,000	1,660,000	1,670,000	114,900
780,000	788,000	42,500	1,180,000	1,188,000	70,900	1,660,000	1,670,000	114,900	1,670,000	1,680,000	115,800
788,000	796,000	43,100	1,188,000	1,196,000	71,500	1,670,000	1,680,000	115,800	1,680,000	1,690,000	116,800
796,000	804,000	43,700	1,196,000	1,204,000	72,100	1,680,000	1,690,000	116,800	1,690,000	1,700,000	117,700
804,000	812,000	44,200	1,204,000	1,212,000	72,700	1,690,000	1,700,000	117,700	1,700,000	1,710,000	118,600
812,000	820,000	44,800	1,212,000	1,220,000	73,500	1,690,000	1,700,000	117,700	1,700,000	1,710,000	118,600
820,000	828,000	45,400	1,220,000	1,228,000	74,200	1,690,000	1,700,000	118,600	1,700,000	1,710,000	118,600

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,710,000	1,720,000	円 119,500	円 4,000,000	円 4,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から205,100円を控除した金額	円 20,000,000	円 40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,541,500円を控除した金額
1,720,000	1,730,000	120,500						
1,730,000	1,740,000	121,400						
1,740,000	1,750,000	122,300						
1,750,000	1,760,000	123,200						
1,760,000	1,770,000	124,200	4,400,000	5,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15.6%を乗じて算出した金額から231,500円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,541,500円を控除した金額
1,770,000	1,780,000	125,100						
1,780,000	1,790,000	126,000						
1,790,000	1,800,000	126,900						
1,800,000	1,810,000	127,900						
1,810,000	1,820,000	128,800	5,000,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.1%を乗じて算出した金額から306,500円を控除した金額	60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から4,041,500円を控除した金額
1,820,000	1,830,000	129,700						
1,830,000	1,840,000	130,600						
1,840,000	1,850,000	131,600						
1,850,000	1,860,000	132,500						
1,860,000	1,870,000	133,400	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に19.25%を乗じて算出した金額から435,500円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,291,500円を控除した金額
1,870,000	1,880,000	134,300						
1,880,000	1,890,000	135,300						
1,890,000	1,900,000	136,200						
1,900,000	1,910,000	137,100						
1,910,000	1,920,000	138,000	8,000,000	10,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に21.35%を乗じて算出した金額から603,500円を控除した金額	120,000,000	130,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35.6%を乗じて算出した金額から7,011,500円を控除した金額
1,920,000	1,930,000	139,000						
1,930,000	1,940,000	139,900						
1,940,000	1,950,000	140,800						
1,950,000	1,960,000	141,700						
1,960,000	1,970,000	142,700	10,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.85%を乗じて算出した金額から753,500円を控除した金額	130,000,000	以上	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,481,500円を控除した金額
1,970,000	1,980,000	143,600						
1,980,000	1,990,000	144,500						
1,990,000	2,000,000	145,400						
2,000,000	3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に11.35%を乗じて算出した金額から80,600円を控除した金額	12,000,000	14,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に23.5%を乗じて算出した金額から831,500円を控除した金額	130,000,000	以上	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,481,500円を控除した金額
3,000,000	4,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に13.5%を乗じて算出した金額から145,100円を控除した金額	14,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から1,041,500円を控除した金額	130,000,000	以上	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,481,500円を控除した金額

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から新法第二百一条第二項(退職所得による徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額から新法別表第八の附表により新法第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

項の規定の適用については、同項の課税長期譲渡所得額は、同項に規定する長期譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算した金額とする。

第二章第四節第三款、同節第四款の款名及び第38条の三から第38条の九までを削り、同節第二款の款名中「譲渡所得等の課税の特例」を「譲渡所得の特別控除等」に改め、同款を同節第四款とし、同節第一款の次に次の二款を加える。

第二款 長期譲渡所得の課税の特例

(長期譲渡所得の課税の特例)

第三十一条 個人が、昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十日までの間に、その有する土地若しくは土地の上に存する権利(次条及び第三十二条において「建物等」という)の譲渡(所得税法第三十二条第一項に規定する建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。次条及び第三十二条において同じ。)をした場合に、当該譲渡による譲渡所得(同条第一項の規定に該当するものを除く。)については、同法第二十一条第八十九条及び第九十一条並びに第一百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額(同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算した金額とし、第三項第二号の規定により適用される同法第三十八条から第七十一条までの規定による譲渡所得の金額)に相当する譲渡所得額(同号の規定により適用される同法第六十九条から第七十一条までの規定による譲渡所得の金額)とする。

二 所得税法第六十九条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、長期譲渡所得の金額」とする。

三 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第三十一條第一項本文中「山林」とあるのは「第三十一条の二第一項に規定する土地等又は建物等(以下この項において「土地建物等」といふ。)と、同項ただし書中「山林」とあるのは「土地建物等」と読み替えるものとする。

第三款 短期譲渡所得の課税の特例

(短期譲渡所得の課税の特例)

第三十二条 個人が、昭和五十年十二月三十日までの間に、その有する土地等又は建物等の譲渡をした場合において、当該譲渡が所得税法第三十三条第三項第一号に規定する譲渡又は昭和四十五年一月一日以後に取得した土地等若しくは建物等(被相続人が同日前に取得したもので同日以後に相続により取得したものその他の政令で定めるものを除く。)の譲渡であるときは、これらの譲渡による

四 前三号に定めるもののほか、所得税法第二

四十五年分及び昭和四十六年分の所得税については、百分の十とし、昭和四十七年分及び昭和四十八年分の所得税については百分の十五とする。の税率を適用して所得税を課する。

3 第一項の規定がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第二十六号、第三十号及び第三十二号から第三十四号までの規定の適用については、同項第二十六号又は第三十号の規定中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税特別措置法第三十一条

第一項(長期譲渡所得の課税の特例)に規定する長期譲渡所得の金額(以下「長期譲渡所得の金額」という。)とある。

2 前項に規定する長期譲渡所得の特別控除額

編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他の第一項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関する所要事項は、政令で定める。

(長期譲渡所得の概算取得費控除)

第三十二条の一 個人が昭和二十七年十二月三十日以前から引き続き所有していた土地等又は建物等を譲渡した場合における長期譲渡所得の金額から控除する取得費は、所得税法第三十八条及び第六十一条の規定にかかるかわらず、当該収入金額の百分の五に相当する金額とする。ただし、当該金額がそれぞれ次の各号に掲げる金額に満たないことが証明された場合には、当該各号に掲げる金額とする。

一 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額とする。

二 その建物等の取得に要した金額と設備費及び改良費の額との合計額

三 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

四 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

五 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

六 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

七 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

八 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

九 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

十 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

十一 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

十二 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

十三 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

十四 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

十五 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

十六 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

十七 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

十八 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

十九 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

二十 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

二十一 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

二十二 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

二十三 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

二十四 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

二十五 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

二十六 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

二十七 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

二十八 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

二十九 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

三十 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

三十一 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

三十二 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

三十三 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

三十四 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

三十五 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

三十六 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

三十七 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

三十八 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

三十九 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

四十 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

四十一 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

四十二 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

四十三 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

四十四 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

四十五 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

四十六 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

四十七 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

四十八 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

四十九 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

五十 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

五十一 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

五十二 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

五十三 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

五十四 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

五十五 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

五十六 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

五十七 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

五十八 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

五十九 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

六十 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

六十一 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

六十二 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

六十三 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

六十四 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

六十五 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

六十六 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

六十七 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

六十八 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

六十九 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

七十 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

七十一 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

七十二 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

七十三 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

七十四 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

七十五 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

七十六 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

七十七 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

七十八 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

七十九 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

八十 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

八十一 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

八十二 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

八十三 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

八十四 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

八十五 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

八十六 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

八十七 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

八十八 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

八十九 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

九十 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

九十一 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

九十二 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

九十三 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

九十四 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

九十五 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

九十六 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

九十七 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

九十八 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

九十九 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百一 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百二 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百三 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百四 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百五 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百六 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百七 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百八 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百九 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百十 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百十一 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百十二 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百十三 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百十四 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百十五 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百十六 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百十七 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百十八 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百十九 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百二十 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百二十一 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百二十二 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百二十三 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百二十四 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百二十五 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百二十六 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百二十七 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百二十八 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百二十九 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百三十 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百三十一 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百三十二 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百三十三 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百三十四 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百三十五 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百三十六 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百三十七 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百三十八 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百三十九 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百四十 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百四十一 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百四十二 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百四十三 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百四十四 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百四十五 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百四十六 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百四十七 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百四十八 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百四十九 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百五十 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百五十一 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百五十二 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百五十三 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百五十四 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百五十五 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百五十六 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百五十七 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百五十八 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百五十九 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百六十 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百六十一 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

一百六十二 その土地等の取得に要した金額と改良費の金額との合計額

た場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用した場合においても、その提出又は記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類の提出があつた場合に限る。

第三十八条の十を第三十七条の五とし、同条の前に次の四款及び款名を加える。

第五章 特定事業の用紙買取等の場合

(日本住宅公団等が行なう土地区画整理事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除)

年の有する一場又は二場の

「土地等」といふ。)を国、地方公共団体又は日本住宅公團(以下この条において「事業施行者」という。)が土地区画整理法による土地区画整理事業として行なう公共施設の整備改善又は宅地の造成に因する事業の用に供するため譲渡した場合には、その者がその年中に当該譲渡をした土地等の全部又は一部につき第三十五条、第三十七条又は第三十七条の四の規定の適用を受け場合を除き、これらの全部の土地等の譲渡に対する第三十一条又は第三十二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

の特別控除額は、同条第二項の規定にかかるらず、六百万円（次号の規定により適用される第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により控除される金額を控除した金額）と当該土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額とのいずれか低い金額とする。

一 第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額から六百万円（短期譲渡所得の金額のうち第三十四条第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が六百万円に満たない場合

には、当該土地等の譲渡に係る部分の金額)

2 を控除した金額」とする。

前項の規定は、同項の規定の適用があるものとした場合においてもその年分の確定申告書を提出しなければならない者については、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、事業施行者から交付を受けた同項の土地等の買取りがあつたことを証する書類その他の大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

る第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により控除される金額を控除した金額）と当該土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額とのいずれか低い金額とする。

二 第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額から三百百円（短期譲渡所得の金額のうち第三十四条の二第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が三百百円に満たない場合には、当該土地等の譲渡に係る部分の金額）を控除した金額」とする。

前項に規定する特定住宅地造成事業等のため買い取られる場合は、次に掲げる場合をい

一 都市計画法第八条第一項第一号の用途地域
に關する都市計画が定められた地域その他こ

れに準する地域として政令で定める地域内において、地方公共団体（その設立に係る団体で政令で定めるものを含む。第四号において同様。）、市長並みに、地方主事共議会は又

同じく日本住宅公団 坪内住宅構造公団では日本労働者住宅協会が行なう当該地域の用途の区分に応じた一団地（その面積が十ヘクタール以上もの）を限る。この宅地造成のため

に賣い取られる場合(第三十三条第一項第二号、第三十三条の二第一項第一号又は前条第一項の規定の専用がある場合を除く)。

二 第三十三条第一項第一号に規定する土地収用法等に基づく收用(同項第二号の買取り及び同条第三項第一号の使用を含む)を行なう

者によつて当該収用の対償に充てるため賣い取られる場合

三 都市計画法第五十六条第一項 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第十一一条第一項、首

都圏近郊綠地保全法（昭和四十一年法律第二百一号）第十二条第一項、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第二百三

号) 第十三条第一項、防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十五号)第五条第三項又は公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する

法律(昭和四十一年法律第百十号)第九条第三項その他政令で定める法律の規定により賣い取られる場合

四 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第六十九条第一項の規定により史跡として指定された土地が国又は地方公共団体に

五 買い取られる場合

る一圏の宅地の造成に関する事業で、次に掲げる要件に該当するものとして都道府県知事が建設大臣の承認を受けて指定したものの用に表記するところの買、取つら易合(昭和四十

に供するためには買い取られる場合(昭和四十五年十一月三十一日までの間に買い取られる場合に限る。)

イ 都市計画法第四条第九項に規定する開発区域の面積が政令で定める面積以上である」と。

□ イに規定する開発区域内の道路、公園その他の公共の用に供する空地の面積の合計が当該開発区域の面積の百分の二十五以上

八 であり、かつ、学校その他の公益的施設の敷地が確保されていること。
当該事業により造成された宅地の処分予

二 その他政令で定める要件
定額が政令で定める金額以下である」と。

前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、同条第四項の規定

は前項各号の買取りをする者について、それを準用する。この場合において、同条第二項中「事業施行者」とあるのは、「次条第二項各号の買取りをする者」と読み替えるものとする。

	<p>ハ イ又はロに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域</p>
二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定する指定地域（既成市街地等を除く。以下この号において「大気汚染地域」という。）内にある土地等、建物又は構築物で、同条第三項に規定するばい煙発生施設（これに類する施設で鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山に設置されるものを含む。以下この号において「ばい煙発生施設等」という。）の移転又は廃棄に伴い譲渡をされるもの（これらの資産のうち第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）	<p>大気汚染地域及び既成市街地等以外の地域内にある前号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、ばい煙発生施設等の設置に伴い取得をされるもの</p>
三 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定された地域（既成市街地等を除く。以下この号において「騒音規制地域」という。）内にある土地等、建物又は構築物で、同法第二条第一項に規定する特定施設（これに類する施設で鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山に設置されるものを含む。以下この号において「騒音発生施設」という。）の移転又は廃棄に伴い譲渡をされるもの（これらの資産のうち第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）	<p>騒音規制地域及び既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、騒音発生施設の設置に伴い取得をされるもの</p>
四 公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和三十三年法律第八十号）第五条第一項に規定する指定水域（以下この号において「指定水域」という。）に工場排水等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第八十二号）第二条第二項に規定する汚水等（以下この号において「汚水等」という。）を排出する同項に規定する特定施設（これに類する施設で鉱業その他の政令で定める事業	<p>既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、汚水等排出施設（指定水域に汚水等を排出するものを除く。）の設置に伴い取得をされるもの</p>

	<p>の用に供するものを含む。以下この号において「汚水等排出施設」という。）の移転又は廃棄に伴い譲渡をされる土地等、建物又は構築物（これらの資産のうち既成市街地等内にあるもの及び次号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）</p>
五 市街化区域又は既成市街地等の地域内にある農業又は林業の用に供される土地等、建物又は構築物	<p>市街化区域及び既成市街地等以外の地域内にある次に掲げる資産で、当該個人の上欄に規定する事業の用に供されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 土地等 ロ 土地等の取得に伴い取得をされる建物、構築物又は機械及び装置で、当該土地等において事業の用に供されるもの
六 次に掲げる区域（以下この号及び次号において「誘致区域」という。）以外の地域内にある土地等、建物又は構築物	<p>市街化区域及び既成市街地等以外の地域内にある次に掲げる資産で、当該個人の上欄に規定する事業の用に供されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 土地等（上欄のイ又はロに掲げる区域内にあるものにあつては農業及び林業以外の事業の用に、上欄のハに掲げる区域内にあるものにあつては政令で定める事業の用に、それぞれ供されるものに限る。） ロ イに掲げる土地等の取得に伴い取得をされる建物、構築物又は機械及び装置で、当該土地等において事業の用に供されるもの
七 次に掲げる区域（以下この号において「新産業都市等」という。）及び誘致区域以外の地域内にある土地等、建物又は構築物	<p>新産業都市等内にある第五号の下欄のイ又はロに掲げる資産（農業又は林業の用に供されるものを除く。）</p>
八 イ 新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第八十七号）第三条第四項若しくは第四条第三項の規定により新産業都市の区域として指定された区域、工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第一百四十六号）第二条第一項に規定する工業整備特別地域又は低開発地域工業開発促進法第二条第一項の規定により低開發地域工業開発地区として指定された地区	<p>新産業都市等内にある第五号の下欄のイ又はロに掲げる資産（農業又は林業の用に供されるものを除く。）</p>

(これらの区域のうち政令で定める区域を除く。)

イに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域

既成市街地等内にある土地等、建物又は構築物

九 既成市街地等内にある土地等、建物又は構築物で、当該土地等又は当該建物若しくは構築物の敷地の用に供されている土地等の上に地上階数四以上の建物を建築するために譲渡をされるもの

十 所得税法の施行地にある土地等、建物又は構築物で、次のイ及びロに該当するもの

イ 当該資産が当該個人により昭和四十四年一月一日前に取得（建設を含む。ロにおいて同様）をされたものであること。

ロ 当該資産が当該個人によりその取得の日から譲渡の日まで引き続き五年を経て所有されていること。

3 前二項の規定は、昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に第一項の規定に該当しないものとする。

2 前項の規定を適用する場合において、その年中の買換資産のうちに土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ同項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該年中において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積に政令で定める倍数を乗じて計算した面積をこえるときは、同項の規定にかかるらず、当該買換資産である土地等のうちそのこえる部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。

表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をする期間が通常一年をこえることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供した場合（当該取得の日から一年以内に当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。）について準用する。この場合において、同項中「当該譲渡がなかつたもの」とあるの

既成市街地等内にある第五号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、土地の計画的かつ効率的な利用に資するものとして政令で定める施策の実施に伴い、当該施策に従つて取得をされるもの

所得稅法の施行地において事業の用に供される減価償却資産

5 第一項(前一項において準用する場合を含む。)
以下この条において同じ。)の規定の適用を受け
る場合には、第一項の資産の譲渡に係る第三十
一条第一項の規定の適用については、同項の課
税長期譲渡所得金額は、同項に規定する長期譲
渡所得の特別控除額の控除をしないで計算した
金額とする。

6 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けよ
うとする者の同項の譲渡をした日の属する年分
の確定申告書に、同項の規定の適用を受けよう
とする旨の記載があり、かつ、当該譲渡をした
資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその

月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年中（前項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該翌年中に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、当該翌年の十二月三十一日後二年以内において当該税務署長が認定した日まで

定する地域内にある当該個人の事業の用に供しない場合には、これら的事情に該当することとなつた日から四月以内に同項に規定する譲渡日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

前条第四項において準用する同条第一項の規定の適用を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、第一号に該当する場合で過大となつたときとあつては、当該買換資産の取得をした日から四月以内に同条第四項に規定する譲渡

書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第三十三条第七項の規定は、第六項に規定する確定申告書を提出する者について適用する。この場合において、同条第七項中「代替資産」とあるのは、「賃換資産」と読み替えるものとする。

書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第三十三条第七項の規定は、第六項に規定する確定申告書を提出する者について準用する。この場合において、同条第七項中「代替資産」とあるのは、「買換資産」と読み替えるものとする。

第二項及び第五項から前項までに定めるものほか、第一項の譲渡をした資産が同項の表の一以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における同項の規定により譲渡がなかつたものとされる部分の金額の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(特定の事業用資産の買換えの場合の更正の請求、修正申告等)

第三十七条の二 前条第一項の規定の適用を受けた者は、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を同項の表の各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供しない場合又は供しなくなつた場合には、これら的事情に該当することとなつた日から四月以内に同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

2 前条第四項において準用する同条第一項の規定の適用を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、第一号に該当する場合で過大となつたときにつては、当該買換資産の取得をした日から四月以内に同条第四項に規定する譲渡

の日の属する年分の所得税についての更正の請求をすることができるものとし、同号に該当する場合で不足額を生ずることとなつたとき、又は第二号に該当するときには、当該買換資産の取得をした日又は同号に該当する事情が生じた日から四月以内に同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならないものとする。

一 買換資産の取得をした場合において、その取得価額が前条第四項に規定する税務署長の承認を受けた取得価額の見積額に対して過不足額があるとき。

一 前条第四項に規定する譲渡日の属する年の翌年内に買換資産の取得をせず、又は同項に規定する取得の日から一年以内に、買換資産を同項に規定する事業の用に供せず、若しくは供しなくなつた場合

第一項若しくは前項第二号の規定に該当する場合又は同項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納稅地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行なう。

第三十三条の五第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十七条の二第一項又は第二項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三条の五第一項」とあるのは「第三十七条の二第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(買換等に係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等)

(前条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書を提出し、又は同条第三項の規定による更正を受けたため、第三十七条第一項の規定による特例を認められないこととなつた者を除く。)の買換資産に係る所得税法第四十九条第一項の規定による償却費の額を計算するとき、又は当該買換資産の取得の日以後その譲渡(譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。)、相続、遺贈若しくは贈与があつた場合において、譲渡所得の金額を計算するときは、政令で定めるところにより、当該買換資産の取得価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額(第三十七条第一項の譲渡に要した費用があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の金額を加算した金額)とする。

上欄に掲げるもののうち事業の用に供しているもの（以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第三十三条の二第一項第二号に規定する交換その他政令で定める交換を除く。）をした場合（当該交換に伴い交換取得資産の価額と交換譲渡資産の価額との差額を補うために金銭を取得し、又は支払った場合を含む。）における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第二十七条第一項の譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第三十七条第一項の取得をしたものとみなす。

額に相当する金額と当該譲渡益に相当する金額とがともにある場合には、これらの金額から、政令で定めることにより、あわせて百万円（これらの一に相当する金額とする）を次に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第三十二条第二項中「百万円」とあるのは、「三百万円」とする。

二 第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額から三百万円（短期譲渡所得の金額が三百万円に満たない場合には、当該短期譲渡所得の金額）を控除した金額」とする。

三 所得税法第三十二条第三項に規定する総収入金額から必要経費を控除した残額は、当該飛額に相当する金額から三百万円（当該残額が三百万円に満たない場合には、当該残額に相当する金額）を控除した金額とする。

四 所得税法第三十三条第三項に規定する譲渡益は、当該譲渡益に相当する金額から三百万円（当該譲渡益に相当する金額が三百万円に満たない場合には、当該譲渡益に相当する金額）を控除した金額とする。

第五十八条の十二第六項中「第三十三条の三」を「第三十三条の五」に、「第四項の規定」を「第五項の規定」に、「第三十八条の十二第四項」を「第三十八条第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前一項」を「第一項（前項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加え、同条を第三十八条とする。

二 前項の場合において、海外移住者の有する資

始する各事業年度において同項の規定の適用を受けた場合には、当該法人の当該各事業年度のうち最初にその適用を受けた事業年度以後の各事業年度において第五十条第一項に規定するこれら工事のために支出をした金額については、同項の規定は、適用しない。

第一項の原子力発電工事債却準備金を積み立てている法人の同項の発電設備を取得してこれをその事業の用に供した日を含む事業年度後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された原子力発電工事債却準備金の金額（前事業年度終了の日までに前項又はこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下こ

第五十六条の五 青色申告書を提出する法人で第四十三条第一項の表の第八号に規定するものが、各事業年度(解散・合併による解散を除く。)の日と同一算定年度(次年四月三日まで)の申告書による申告額と

力発電工事償却準備金の金額については、当該発電設備を事業の用に供した日を含む事業年度の翌事業年度開始の日における原子力発電工事償却準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額（当該

(以下)の条において「発電設備」という。)の償却に係る費用に充てるため、同号に規定する工事ごとに、政令で定める期間内に当該発電設備

計算した金額が前事業年度から繰り越された原子力発電工事償却準備金の金額をとえる場合に
は、当該金額)に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入す

金額のうち第十三条の三第三項第一号に規定する外対支払手段により支出するものとして政令で定める金額については、九分の一（）に相当する金額（当該金額が当該支出する金額の四分の

第一項の原子力発電工事償却準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつ

の（に相当する金額）以下の金額を損金処理の方法（確定した決算において利益の処分により

た日をもと事業年度の所作の金額の計算上益金の額に算入する。

子力発電工事償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所

力発電工事償却準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

2 前項の原子力発電工事償却準備金を積み立て

二 前二項、前号及び次項の場合以外の場合において原子力発電工事償却準備金の金額を取りくずした場合その取りくずした日ににおける

設備につき第四十三条第一項又は同項に係る第

る原子力発電工事償却準備金の金額のうちその取りくすした金額に相当する金額

は、その用に供した日において有する当該原子力発電工事償却準備金の金額に相当する金額

第一項の原子力発電工事修去保候金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取

第五部 大蔵委員会會議録第六号

昭和四十四年二月二十五日
【參議院】

【參議院】

用等又は換地処分等(以下この条において「収用換地等」といふ。)に、「その該當することとなつた地等」について、「収用換地等により譲渡した土地等又は土地等及び清算金を取得した場合には、当該譲渡した場合には、当該譲度して土地等の面積に

理法による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により清算金（第六十四条第一項第三号に規定する清算金をいふ。以下この項において同じ。）又は土地等及び清算金を取得し、当該清算金の額が換地処分により譲渡した土地等の譲渡前の帳簿価額のうち当該清算金の額に対応するものとして政令で定めることにより計算した金額と当該譲渡した土地等の換地処分による清算金額とを並べて記載する。

の九第一項中「経過した日」を「経過する日」に改め、同条を第六十五条の十一とする。

第六十五条の八第一項及び第四項第二号中「経過した日」を「経過する日」に改め、同条第六項中「第六十五条の四第七項」を「前条第四項」に改め、同条を第六十五条の十とする。

第六十五条の七第一項中「第六十五条の九」を「第六十五条の十一」に、「土地等を」と「土地又は土地の上に存する権利（以下第六十五条の十一までにおいて「土地等」という。）を」に改め、同条第四項を次のように改め、同条を第六十五条の九とする。

第一項の規定の適用を受けた土地等について

資産の価額がその譲渡した土地等の価額をこころる場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡による賃貸で当該対価又は交換取扱得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額をこえ、かつ当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその譲渡した土地等のいずれについても第六十五条の六から第六十五条の八までの規定の適用を受けないときは、そのこえる部分の金額と六百万円（当該譲渡日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額）とのいづれ

2 前項の規定は、確定申告書等に同項の規定に
　　かかる金額を当該譲渡の日を含む事業年度の
所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

より損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及び事業実行者から交付を受けた同

項の土地等の買取りがあつたことを証する書類
その他の大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

秘務署長は、前項の記載又は添附がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添附がなかつたことについてやむを得

ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規

4 定を適用することができる。
事業施行者は、大蔵省令で定めるところによ
り、第一項の土地等の買取りに係る支払に関する
調書を、その事業の施行に係る營業所、事業

2 法人が、その有する土地等につき土地区画整

第三章第六節第三款の款名を削り、第六十五条

う。)の価額(当該譲渡により取得した交換取得

所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提

出しなければならない。

5 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第二条第十八号の規定の適用については同号

イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれららの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

(特定住宅造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第六十五条の四 法人の有する土地等が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は

資産(以下この項において「交換取得資産」という。)の価額(当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額をこえる場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額)が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額をこえ、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十五条の六から第六十五条の八までの規定の適用を受けないときは、そのこえる部分の金額と三百万円(当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額)とのいすれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 都市計画法第八条第一項第一号の用途地域に関する都市計画が定められた地域その他こと。

れに準ずる地域として政令で定める地域内において、地方公共団体(その設立に係る団体

で政令で定めるものを含む。第四号において同じ。)、日本住宅公団、地方住宅供給公社又

は日本労働者住宅協会が行なう当該地域の用途の区分に応じた一団地(その面積が十ヘクタール以上のものに限る。)の宅地造成のため

買い取られる場合(第六十四条第一項第二号、第六十五条第一項第一号又は前条第一項の規定の適用がある場合を除く。)

二 第六十四条第一項第一号に規定する土地取用法等に基づく収用(同項第二号の買取り及び同条第二項第一号の使用を含む。)を行なう者によつて当該取用の対償に充てるため買い取られる場合

三 都市計画法第五十六条第一項、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第一条第一項、首都圏近郊緑地保全法第十二条第一項、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十三条第一項、防衛施設周辺の整備等に関する法律第五条第三項又は公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に關する法律第九条第三項その他政令で定める法律の規定により買い取られる場合

四 文化財保護法第六十九条第一項の規定によつて史跡として指定された土地が国又は地方公共団体に買い取られる場合

五 都市計画法第二十九条の許可を受けて、主として住宅建設の用に供する目的で行なわれり史跡として指定された土地が国又は地方公共団体に買い取られる場合(昭和四十五年十二月三十一日までの間に買い取られる要件に該当するものとして都道府県知事が建設大臣の承認を受けて指定したもの用に供するために買い取られる場合(昭和四十五年十二月三十一日までの間に買い取られる一団の宅地の造成に関する事業で、次に掲げる要件に該当するものとして都道府県知事

ロ イに規定する開発区域内の道路、公園その他の公共の用に供する空地の面積の合計

が当該開発区域の面積の百分の二十五以上であり、かつ、学校その他の公益的施設の敷地が確保されていること。

ハ 当該事業により造成された宅地の処分予定価額が政令で定める金額以下であること。

ニ その他政令で定める要件

2 前条第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の規定を適用する場合について、同条第四項の規定は、前項各号の買取りをする者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「事業実行者」とあるのは、「次条第一項各号の買取りをする者」と読み替えるものとする。

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額(資産の譲渡に係る特別控除額の特例)

第六十五条の五 法人がその有する資産の譲渡をした場合において、当該譲渡の日の属する年ににおけるその資産の譲渡につき第六十五条の二第一項、第二項又は第七項の規定と第六十五条の三第一項又は前条第一項の規定との適用を受け、これらの規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額の合計額が千二百万元をこえるときは、これらの規定にかかわらず、そのこえる部分の金額は、各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)
第六十五条の六 法人(清算中の法人を除く。以下この款において同じ。)が、昭和四十五年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に、その有する資産(法人税法第二条第二十一号に規定するたな卸資産を除く。以下この款において同じ。)で次の表の各号の上欄に掲げるものとし、その譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産(以下次条までに規定する地域内にある当該法人の事業の用に供したとき(当該事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。次条第二項において同じ。)、又は供する見込みであるときは、当該買換資産につき、その圧縮基礎取扱額に差益割合を乗じて計算した金額(以下この項において「圧縮限度額」という。)の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法(当該買換資産のうちその償却額が各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの以外のものについては、その確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 次に掲げる区域(政令で定める区域を除く。以下この表において「既成市街地等」という。)内にある土地若しくは土地の上に存する権利(以下次条までにおいて「土地等」

譲渡資産

買換資産

既成市街地等以外の地域内(法人税法の施行地内に限る。以下この表において同じ。)にある次に掲げる資産

イ 土地等(農業又は林業の用に供されるも

<p>四 公共用水域の水質の保全に關する法律第四条第一項に規定する指定水域（以下この号において「指定水域」という。）に工場排水等の規制に関する法律第二条第二項に規定する</p>	<p>既成市街地等のうち第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）</p>	<p>二 大気汚染防止法第二条第二項に規定する指定地域（既成市街地等を除く。以下この号において「大気汚染地域」という。）内にある土地等、建物又は構築物で、同条第三項に規定するばい煙発生施設（これに類する施設で鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山に設置されるものを含む。以下この号において「ばい煙発生施設等」という。）の移転又は廢棄に伴い譲渡をされるもの（これらの資産のうち第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）</p>	<p>二 大気汚染防止法第二条第二項に規定する指定地域（既成市街地等を除く。以下この号において「大気汚染地域」という。）内にある土地等、建物又は構築物で、同条第三項に規定するばい煙発生施設（これに類する施設で鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山に設置されるものを含む。以下この号において「ばい煙発生施設等」という。）の移転又は廢棄に伴い譲渡をされるもの（これらの資産のうち第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）</p>
<p>既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄の又はロに掲げる資産で、汚水等排出施設（指定水域に汚水等を排出するものを除く。）の設置に伴い取得をされるもの</p>	<p>既成市街地等のうち第五号の下欄のイ又はロに掲げる資産（農業又は林業の用に供されるものを除く。）</p>	<p>既成市街地等のうち第五号の下欄のイ又はロに掲げる資産（農業又は林業の用に供されるものを除く。）</p>	<p>既成市街地等のうち第五号の下欄のイ又はロに掲げる資産（農業又は林業の用に供されるものを除く。）</p>

<p>既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄の又はロに掲げる資産で、汚水等排出施設（指定水域に汚水等を排出するものを除く。）の設置に伴い取得をされるもの</p>	<p>既成市街地等のうち第五号の下欄のイ又はロに掲げる資産（農業又は林業の用に供されるものを除く。）</p>	<p>既成市街地等のうち第五号の下欄のイ又はロに掲げる資産（農業又は林業の用に供されるものを除く。）</p>	<p>既成市街地等のうち第五号の下欄のイ又はロに掲げる資産（農業又は林業の用に供されるものを除く。）</p>
<p>五 市街化区域又は既成市街地等の地域内にある農業又は林業の用に供される土地等、建物又は構築物</p>	<p>五 市街化区域又は既成市街地等の地域内にある第一号の下欄のイ又はロに掲げる資産（農業又は林業の用に供される土地等、建物又は構築物）</p>	<p>五 市街化区域及び既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄のイ又はロに掲げる資産（農業又は林業の用に供される土地等、建物又は構築物）</p>	<p>五 市街化区域及び既成市街地等以外の地域内にある次に掲げる資産で、当該法人の上欄に規定する事業の用に供されるもの</p>

より低開発地域工業開発地区として指定された地区（これらの区域のうち政令で定める区域を除く。）

ロイに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域

八 既成市街地等内にある土地等、建物又は構築物

九 既成市街地等内にある第五号の下欄のイ又は構築物で、当該土地等又は当該建物若しくは構築物の敷地の用に供されている土地等の上に地上階数四以上の建物を建築するために譲渡をされるもの

十 法人税法の施行地にある土地等、建物又は構築物で、次のイ及びロに該当するもの

イ 当該資産が当該法人により昭和四十一年一月一日前に取得（建設を含む。ロにおいて同じ。）をされたものであること。
ロ 当該資産が当該法人によりその取得の日から譲渡の日まで引き続き五年を経て所有されていること。

既成市街地等内にある第五号の下欄のイ又は構築物で、土地の計画的かつ効率的な利用に資するものとして政令で定める施設の実施に伴い、当該施設に従つて取得をされるもの

既成市街地等内にある上欄に規定する地上階数四以上の建物、当該建物の敷地の用に供されている土地等又はこれらの資産に係る構築物

法人税法の施行地において事業の用に供される減価償却資産

法人税法の施行地において事業の用に供される減価償却資産

事業の用に供しなくなつたときを除く。）、又は供する見込みであるときは、当該法人は、当該資産を同項の規定に該当する買換資産とみなして同項の規定の適用を受けることができる。

第一項の規定の適用を受けた法人が、買換資産を同項の表の各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供しない場合又は供しなくなつた場合には、政令で定めるところにより、当該買換資産につき同項の規定により損金の額に算入された金額に相当する金額は、当該取得の日から一年を経過する日又はその供しなくなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

6 税務署長は、前項の記載又は添附がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

7 第一項の規定の適用を受けた資産については、第四十三条から第四十五条まで及び第四十七条规定第五十二条の二まで並びにこれらの規定に係る第五十二条の四第一項の規定は、適用しない。

8 第一項の規定の適用を受けた買換資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（第四項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上益

金の額に算入された金額を除く。）は、当該買換資産の取得価額に算入しない。

第二項から前項までに定めるもののほか、第

一項の譲渡をした資産が同項の表の二以上の号

の上欄に掲げる資産に該当する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

この条及び次条における用語については、次に定めるところによる。

一 譲渡には、土地等を使用させることにより当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当する場合におけるその使用させる行為を含むものとし、次に掲げるものを含まないものとする。

イ 第六十四条第一項第一号から第五号まで及び第八号並びに第六十五条第一項第一号から第三号までに規定する収用、買取り、換地処分、買取又は買入による譲渡（第六十四条第二項又は第六十五条第五項の規定によりこれらの規定に規定する収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなされる場合における当該譲渡を含む。）

ロ 贈与、交換又は出資による譲渡その他政令で定める譲渡

二 取得には、第一項の表の第十号の場合を除き、建設及び製作を含むものとし、贈与、交換又は出資によるものその他政令で定めるものとみなす。

三 「圧縮基礎取得価額」とは、次に掲げる金額（買換資産が第三項の規定により買換資産とみなされた資産であるときは、当該金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額）をいう。

イ 当該買換資産の取得価額

ロ 当該買換資産に係る第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の当該事業年度における

譲渡に係る対価の額（当該事業年度において譲渡をした当該資産が二以上ある場合において、これらの資産の当該譲渡により取得した対価の額の合計額とし、当該事業年度に当する金額をもつて取得した当該各号に係る他の買換資産で同項の規定の適用を受けるものがある場合には、当該他の買換資産の取得価額に相当する金額を控除した金額とする。）

四 「差益割合」とは、次のイに掲げる金額のうち、ロに掲げる金額の占める割合をいう。

イ 当該事業年度において譲渡をした第一項の表の上欄に掲げる資産の当該譲渡に係る対価の額（当該資産が二以上ある場合には、これらの資産の当該譲渡に係る対価の額からイに掲げる金額に算定する資産の当該譲渡の直前の帳簿価額（当該資産が二以上ある場合には、これらの資産の当該譲渡に係る対価の額を加算した金額とする。）を控除した金額）

（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十五条の七 法人が、昭和四十五年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に、その有する資産で前条第一項の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から同日以後一年を経過する日までの期間（同条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより税務長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、同日後一年以

内において当該税務署長が認定した日までの期間。以下この条において「取得指定期間」といふ。）内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供する見込みであるときは、当該譲渡をした当該各号の上欄に掲げる資産を当該各号の上欄ごとに区分し、当該区分ごとの当該資産が二以上あるときは、その対価の額の合計額）のうち、当該譲渡をした資産に係る同表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額を当該譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定として経理した場合に限り、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前条第一項の規定は、前項の規定の適用を受けた法人が、取得指定期間内に同項の特別勘定に係る同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をした場合において、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供したとき、又は供する見込みであるときについて適用する。この場合において、同項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該買換資産の取得をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、その買換資産に係る第一項の特別勘定として経理した金額のうち、当該買換資産の圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額は、当該買

は、当該各号に掲げる金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 取得指定期間内に第一項の特別勘定として経理した金額（既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合に、これらの金額を控除した金額。以下第四号までにおいて「特別勘定残額」という。）を前項の規定に該当する場合以外の場合に取りくずした場合 当該取りくずした金額

二 取得指定期間を経過する日において、特別勘定残額を有している場合 当該特別勘定残額を有している場合において、特別勘定残額を有しているとき。当該特別

勘定残額を有していなかった場合 当該各号の下欄に掲げるもの（以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第六十五条第一項第二号に規定する換地処分及び交換その他政令で定める交換を除く。）をした場合（当該交換に伴い交換取得資産の価額と交換譲渡資産の価額との差額を補うために金銭を取得し、又は支払った場合を含む。）における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産は、当該法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第六十五条の六第一項の譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第六十五条の六第一項の譲渡をしたものとみなす。

三 中小企業近代化促進法第五条の二第一項に

がれたものは、第二項から前項までの規定の適用については、当該合併法人に係る第一項の特別勘定とみなす。

一 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表の二以上上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項の特別勘定の金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

二 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表の二以上上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項の特別勘定の金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

三 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表の二以上上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項の特別勘定の金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

四 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表の二以上上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項の特別勘定の金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

五 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表の二以上上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項の特別勘定の金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

六 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表の二以上上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項の特別勘定の金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

七 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表の二以上上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項の特別勘定の金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

八 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表の二以上上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項の特別勘定の金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

九 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表の二以上上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項の特別勘定の金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

（特定の資産を交換した場合の課税の特例）

第六十五条の八 法人が、昭和四十五年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に、その有する資産で第六十五条の六第一項の表の各号の上欄に掲げるもの（以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第六十五条第一項第二号に規定する換地処分及び交換その他政令で定める交換を除く。）をした場合（当該交換に伴い交換取得資産の価額と交換譲渡資産の価額との差額を補うために金銭を取得し、又は支払った場合を含む。）における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産は、当該法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第六十五条の六第一項の譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第六十五条の六第一項の譲渡をしたものとみなす。

三 中小企業近代化促進法第五条の二第一項に

がれたものは、第二項から前項までの規定の適用については、当該合併法人に係る第一項の特別勘定とみなす。

一 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表の二以上上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項の特別勘定の金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

二 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表の二以上上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項の特別勘定の金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

三 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表の二以上上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項の特別勘定の金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

四 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表の二以上上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項の特別勘定の金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

五 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表の二以上上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項の特別勘定の金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

六 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表の二以上上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項の特別勘定の金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

七 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表の二以上上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項の特別勘定の金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

八 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表の二以上上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項の特別勘定の金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

九 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表の二以上上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項の特別勘定の金額の計算その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

規定する特定業種に属する事業を営む法人

で、昭和四十四年四月一日から昭和四十六年

三月三十日までの間に同項の中小企業構造

改善計画に係る承認を受けた同項に規定する

商工組合等（以下この号において「商工組合

等」という。）の構成員（当該商工組合等が二以

上の商工組合等を会員とする法人である場合

には、当該法人を直接又は間接に構成する会

員の構成員）であるもの又は前号に掲げる法

人に該当することとなるものもの

うち、同法第二条に規定する中小企業者に該

当するもので当該承認のあつた日から五年以

内に同法第八条第二項の規定による承認を受

けたもの（前二号に掲げる法人に該当するも

のを除く。）

第六十六条の三中「第四号から第七号まで」を

「第五号から第八号まで」に改める。

第六十六条の四第一項第一号中「昭和四十四年

三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に、

「第二項」を「第三項」に改め、同項中第四号を第五

号とし、第三号を第四号とし、同号の前に次の一

号を加える。

三 中小企業近代化促進法第五条の二第一項に

規定する特定業種に属する事業を営む法人

で、昭和四十四年四月一日から昭和四十六年

三月三十日までの間に同項の中小企業構造

改善計画に係る承認を受けた同項に規定する

商工組合等（以下この号において「商工組合

等」という。）の構成員（当該商工組合等が二以

上の商工組合等を会員とする法人である場合

には、当該法人を直接又は間接に構成する会

員の構成員）であるもの（前二号に掲げる法

人に該当することとなるものもの

うち、同法第二条に規定する中小企業者に該

当するもので当該承認を受けたもの）を除

く。）同項の規定による承認に係る固定資産

（前二号に掲げる法人に該当するものを除

く。）同項の規定による承認に係る固定資産

（前二号に掲げる法人に該当するものを除

く。）同項の規定による承認に係る固定資産

（前二号に掲げる法人に該当するものを除

く。）同項の規定による承認に係る固定資産

（前二号に掲げる法人に該当するものを除

く。）同項の規定による承認に係る固定資産

（前二号に掲げる法人に該当するものを除

く。）同項の規定による承認に係る固定資産

（前二号に掲げる法人に該当するものを除

八条第三項」に改める。

第六十六条の十を次のとおりに改める。

（動力炉・核燃料開発事業団に対する出資金

の損金算入）

第六十六条の十 法人が、昭和四十四年四月一日

から昭和五十二年三月三十日までの期間内の

日を含む各事業年度において、動力炉・核燃料

開発事業団（以下この条において「事業団」とい

う。）に対し、動力炉・核燃料開発事業団法（昭和

四十二年法律第七十三号）第二条に規定する高

速増殖炉及び新型転換炉に係る原型炉の建設に

要する費用に充てるための出資金を支出した

場合には、当該各事業年度の当該期間内に支出し

した金額が当該事業

年度の当該期間内に支出した事業団に対する出

資の額をこえる場合には、当該出資の額に相当

する金額）は、当該法人のその支出をした日を

含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額

に算入する。この場合においては、法人の事業

団に対する出資金の額は、当該事業年度以後

の各事業年度の所得の金額の計算上、当該損金

の額に算入した金額に相当する金額の減額がさ

れたものとみなす。

第六十六条の十一第一項中「第六条第一項」を

「第四条の二第一項に規定する交付金又は同法第

六条第一項」に、「元利補給金の額の合計額」に、「その合

計額」に改める。

第六十八条の二中「昭和四十四年三月三十一日」

を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

第六十九条第一項中「第七十条の六まで」を「第

七十二条の五まで及び第七十条の七」に改める。

第七十条の六を第七十条の七として、第七十条の

五の次に次の一条を加える。

（心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権）

又はその者を扶養する者が、条例の規定により

地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に

関して実施する共済制度で政令で定めるものに

基づいて支給される給付金を受ける権利を取得

した場合には、当該権利の価額は、当該権利を

取得した者の相続税又は贈与税の課税価格の計

算の基礎に算入しない。

第七十二条第一項中「昭和四十四年三月三十一

日」を「昭和四十六年三月三十一日」に、「自口」を

「当該個人に改め、同条第二項中「昭和四十四年

三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に

改める。

第七十三条中「地方公共団体、住宅金融公庫、

日本住宅公团、地方住宅供給公社、防災建築街区

造成法第四条に規定する防災建築街区造成組合又

は新築の家屋を譲渡する者で政令で定めるものが

昭和三十二年四月一日から昭和四十四年三月三十

一日まで」を、昭和四十四年四月一日から昭和四

六年三月三十一日までに、「これらの者」を「当該

家屋を新築した者」に、「自己」を「当該個人」に、

「当該取得後」を「当該新築後」に改める。

第七十四条第一項中「昭和四十四年三月三十一

日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改め、同条

第二項中「地方公共団体、住宅金融公庫、日本住

宅公团、地方住宅供給公社、防災建築街区造成法

第四条に規定する防災建築街区造成組合又は前条

に規定する政令で定める者が昭和三十二年四月一

日から昭和四十四年三月三十一日まで」を「昭和四

四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日ま

でに、「これらの人」を「当該家屋を新築した者」

に改める。

第七十八条の二中「昭和四十四年三月三十一日」

を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

第七十条の二中「第六条第一項」を

「第八十条第一項中「資産再評価法」の下に「(昭和

四号)第二十八条第一項第一号から第四号ま

でに掲げる業務に係る債権を担保するためにつて

ける抵当権（企業担保権を含む。）の設定の登記

又は登録については、その登記又は登録に係る

登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規

定にかかわらず、千分の一とする。

第七十九条第一項中「昭和四十四年三月三十一

日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

第八十条第一項中「資産再評価法」の下に「(昭和

四号)第二十五条法律百十号」を加え、同条第二項中

「企業資本充実のための資産再評価等の特別措置

法」を「旧企業資本充実のための資産再評価等の特

別措置法」に、「昭和四十四年三月三十一日」を「昭

和四十六年三月三十一日」に改める。

第八十条の二中「昭和四十四年三月三十一日」

を「昭和四十六年三月三十一日」に改め、「ものに限

る。」若しくは「の下に「同法第八条第二項の規定に

規定する特定業種に属する事業を営む法人

合等から取得する土地（当該事業協同組合等が

公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）

第十八条第三号の規定により公害防止事業団から譲渡を受けて所有権の移転の登記を受けたものに限る。）の所有権の移転の登記については、その登記に係る登記免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該譲渡を受けた日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登記免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の六とする。

第七十八条の三の次に次の一条を加える。

（商工組合中央金庫の抵当権の設定登記等の税率の軽減）

第七十八条の四 昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に商工組合中央金庫が商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第二十八条第一項第一号から第四号までに掲げる業務に係る債権を担保するためにつてける抵当権（企業担保権を含む。）の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

第七十九条第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

第八十条第一項中「資産再評価法」の下に「(昭和四号)第二十五条法律百十号」を加え、同条第二項中「企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」を「旧企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」に、「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

第八十一条中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

第八十二条中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

（一）同項の規定による承認に係る固定資産を取得した場合の相続税又は贈与税の非課税）

第七十条の六 精神若しくは身体に障害のある者、又はその者を扶養する者が、条例の規定により

第五部 大蔵委員会会議録第六号 昭和四十四年三月二十五日 【参議院】

第六十六条の四第二項中「第八条第一項」を「第

より承認されたものに係るものであり、かつ、その承認された日から五年以内にされたものに限る。」若しくは「を加える。

第八十七条 (外航船等に積み込む酒類の免税)

酒類製造者又は酒類を保税地域から引き取る者が、本邦と外国との間を往来する本邦の船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。）又は航空機（以下この条及び次条において「外航船等」という。）に船用品又は機用品（関税法第二条第一項第九号又は第十号に規定する船用品又は機用品をいう。次条において同じ。）として積み込むため、政令で定めるところによりその積み込もうとする港（同項第十一号から第十三号までに規定する開港、税關空港又は不開港をいう。以下この条及び次条において同じ。）の所在地の所轄税関長の承認を受けた酒類を、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該外航船等への積込みを輸出又は外国の船舶若しくは航空機への積込み（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律昭和三十年法律第三十七号）第十二条第一項の積込みをいう。次条において同じ。）とみなして、酒税法及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律を適用する。

前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた酒類のうち酒類の製造場から移出されたものが、最初に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（政令で定める場合を除く。）には、当該酒類の所持者が関税法第六条の二（第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される当該各号に掲げる酒類を保税地域から引き取るものとみなして、酒税法を適用する。この場合において、当該酒類に係る酒税の納税地は、

当該酒類が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地とし、当該酒類が同法第二十二条の二に規定する従価税率適用酒類であるときの課税標準は、同法第二十二条の三の規定にかかわらず、当該酒類が前項の規定の適用を受けて酒類の製造場から移出された時における同項第一項第一号に掲げる金額とする。

一本邦において陸揚げ又は取卸（積換えを含む。以下この号において同じ。）がされる場合、その陸揚げ又は取卸がされる酒類

二 当該外航船等が外航船等でなくなる時に当該外航船等に現存する場合 その現存する酒類

第八十八条を次のように改める。

(外航船等に積み込む物品の免税)

第八十九条 第二種の物品（物品税法別表に掲げる第二種の物品をいう。以下この

条及び次条において同じ。）の製造者又は第二種の物品を保税地域から引き取る者が、

は第二種の物品を保税地域から積み込んだ

外航船等に船用品又は機用品として積み込んだ

め、政令で定めるところによりその積み込もう

とする港の所在地の所轄税関長の承認を受けた

第二種の物品で政令で定めるもの（次項において

て「指定物品」という。）を、その製造に係る製造

場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

には、大蔵省令で定めるところにより、当該外航

船等への積込みを輸出又は外国の船舶若しくは

航空機への積込みとみなして、物品税法及び輸

入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律

を適用する。

前項の規定は、指定物品のうちその製

造に係る製造場から移出されたものについて準

用する。この場合において、同項中「酒税法」とあるのは「物品税法」と、「当該酒類が同法第二十二条の二に規定する従価税率適用酒類であるとき」とあるのは「当該指定物品」と、「第二十二条の三」とあるのは「第十一号」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第二号」と読み替えるものとする。

第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から

(施行期日)

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものと除くほか、昭和四十四年分以後の所得税について適用し、昭和四十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（納税準備預金の利子の非課税に関する経過措置）

第三条 新法第五条第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払べき同項の利子について適用し、同日前に支払うべき当該利子については、なお従前の例によることについて承認を受けた同項に規定する商工組合等の組合員の同項に規定する減価償却資産の償却費の額の計算については、なお従前の規定により中小企業構造改善促進計画を実施することについて承認を受けた同項に規定する商工組合等の組合員の同項に規定する減価償却資産の償却費の額の計算については、なお従前の規定により中小企業構造改善促進計画を実施することによる。ただし、当該商工組合等が、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律による改正後の中小企業近代化促進法第五条の二第一項の承認を受けた場合には、当該承認のあつた日の属する年以後の各年においては、この限りでない。

前項に規定する商工組合等が同項ただし書に規定する承認を受けた場合における新法第十三

条の二第一項の規定の適用については、同項中「当該年の一月一日」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第十三号）による改正前の租税特別措置法第十三条の二第一項の承認のあつた日の属する年の一月一日」とする。

個人の昭和四十三年中の事業所得に係る総収入金額のうちに新法第十三条の三第四項第六号に規定する輸入貨物の運送（以下この条において「輸入貨物の運送」という。）による収入金額が、当該期間の當四十四年分の所

ある場合に於ては、三種類の人の間で四十四区分の所得を徴収する。従つて新法第十三條の三の規定の適用について、同条第六項に規定する当該前年中の海外取引等による収入金額の合計額に代えて、当該前年中の海外取引等による収入金額の合計額に、当該前年中の輸入貨物の運送による収入金額の十二分の七・五に相当する金額を加算した金額によるものとする。

個人の昭和四十四年中又は昭和四十五年中の事業所得に係る総収入金額のうちに輸入貨物の運送による収入金額がある場合には、当該個人の昭和四十五年分又は昭和四十六年分の所得税に係る新法第十三条の三（新法第二十一条第五

項において準用する場合を含む。の規定の適用については、新法第十三条の三第一項及び第六項中「海外取引等による収入金額の合計額」とあるのは「海外取引等による収入金額の合計額に当該前年中の収入金額で第四項第六号に規定す

る輸入貨物の運送によるものに係る金額の二分の一に相当する金額を加算した金額」と、同条第七項及び第八項中「海外取引等」とあるのは、「海外取引等」及び第四項第六号に規定する輸入貨物の運送上、易する運送であるが「易する

（個人の準備金等に関する経過措置）
運送（同号に規定する輸入貨物の運送を含む。）と、同項第一号中「第十一号に掲げる取引」とあるのは「第十一号に掲げる取引（同項第六号に規定する輸入貨物の運送を含む。）」とする。

第五条 附則第十二条第三項に規定する特定商工

組合の組合員である個人が同項の交付金を受けた場合には、当該個人の当該交付を受けた日の

属する年分の所得税に係る新法第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額と租税特別措

置法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第
二号）附則第五条第一項に規定する交付

2 金として交付を受けた金額との合計額とする。
旧法第二十八条に規定する個人が昭和四十四年一月一日から同年三月三十一日までの間に同

条に規定する納付金を納付した場合について
は、なお前例による。

に關する經過措置)

2 個人の昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十日までの間における事業所得に係る徴前の例による。

る総収入金額のうちに新法第十三条の三第四項第六号に規定する輸入貨物の運送による収入金額がある場合には、前項の規定にかかわらず、

当該収入金額を同条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額とみなして、新法第二十

一条の規定を適用する。この場合において同
条第一項中「掲げる取引」とあるのは「掲げる取
引又は同項第六号に規定する輸入貨物の運送」

と、「当該収入金額」とあるのは、「当該収入金額(当該輸入貨物の運送による収入金額については、当該収入金額の二分の一に相当する金額)」

(個人の譲渡所得等の課税の特例に関する経過
とすると、
告言)

第七条 新法第三十三条规定から第三十三条の四まで及び第三十八条の規定は、昭和四十五年一月一

第三十五条、第三十六条第一項、第三十八条から第三十九条の二まで、第三十九条の三まで、第三十八条の六、第三十八条の九、第三十八条の十二若しくは第三十八条の十三の規定がなお効力を有するものとしてこれらの規定の適用を受けるとともに、新法第三十一条第一項に規定する土地等若しくは建物等の譲渡に係る譲渡所得につき所得税法第二十二条、第八十九条及び第九十一条並びに第百六十五条の規定の適用を受け、又は同法の譲渡所得の課税に関する規定の適用を受けること。

二 新法第三十一条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十七条まで、第三十七条の四又は第三十八条の規定の適用を受けること。この場合において、新法第三十一条第一項中「昭和四十五年一月一日」とあるのは「昭和四十四年一月一日」と、「昭和四十五年分」とあるのは「昭和四十四年分、昭和四十五年分」と、新法第三十一条第一項中「昭和四十五年一月一日」とあるのは「昭和四十四年一月一日」と、「所得税法第三十三条第三項第一号」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第一号)による改正後(昭和四十五年一月一日)」とあるものとし、新法第三十三条第三項第一号の規定が適用されるものとした場合における同号」と、新法第三十七条及び第三十七条の四中「昭和四十五年一月一日」とあるのは「昭和四十四年一月一日」とするものとし、新法第三十四条の規定の適用については、都市計画法の施行後にされた同条の譲渡に限るものとする。

前項第二号による場合には、確定申告書にその旨を記載しなければならない。

個人が、昭和四十四年一月一日から昭和四十六年三月三十日までの間に、その有する新法(以下この項において「土地建物等」という。)の第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等

三十二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 昭和四十四年一月一日から同年三月三十一

日までの間ににおける土地建物等の譲渡による譲渡所得については、第一項第二号の規定にかかわらず、新法第三十二条第一項中「所得税法第三十三条第三項第一号」とあるのは、「所得税法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第一号)による改正前の所得税法第三十三条第三項第一号」とあるのは、「所得税法第二十二条」とあるのは、「所得税法第二十二条」とする。

二 昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十日までの間ににおける土地建物等の譲渡が、行日においてその譲渡があつたものとみなし得税法の一部を改正する法律による改正前の所得税法第三十三条第三項の規定を適用

した場合に同項第一号の規定に該当することとなるものに限る。)の譲渡による譲渡所得については、当該譲渡所得が新法第三十二条第一項(第一項第二号の規定により適用される場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に該当する場合であつても、当該譲渡所得は、同条第一項の規定に該当しないものとみなす。

4 第一項第一号の規定により旧法第三十一条第

一項第一号、第三十八条の三第一項第一号又は第三十八条の十三の規定がなお効力を有するものとしてこれららの規定の適用を受ける場合は、都市計画法の施行の日以後においては、次に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそぞれ読み替えるものとする。

5 第一項第二号の規定により新法第三十三条第一項第一号又は第三十四条の二第二項第一号、第三号若しくは第五号の規定の適用を受ける場合には、都市計画法の施行の日の前日までの間は、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそぞれ読み替えるものとする。

旧法第三十一条第一項第一号	都市計画法(大正八年法律第三十六号)
旧法第三十八条の三第一項第一号	都市計画法第八条第一項第一号の用途
規定により同項の用途地域として指定され	地域に関する都市計画が定められ
住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第百六十号)	都市計画法第二十九条の許可を受け、主として住宅建設の用に供する目的で行なわれる一団の宅地の造成に関する事業
第四条の規定による都道府県知事の認可を受けた同法第二条第三項に規定する事業主が行なう同条第二項に規定する住宅地造成事業	都市計画法第二十九条の許可を受けて、主として住宅建設の用に供する目的で行なわれる一団の宅地の造成に関する事業
第十四条の規定による都道府県知事の認可を受けた同法第二条第三項に規定する事業主が行なう同条第二項に規定する住宅地造成事業	都市計画法第五十六条第一項、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
第十五条の規定による都道府県知事の認可を受けた同法第二条第三項に規定する事業主が行なう同条第二項に規定する住宅地造成事業	建築基準法第四十八条第一項の規定による同項の用途地域として指定され

(住宅賃借控除に関する経過措置)	二条第五項
第九条 新法第四十一条の二第一項の規定は、施行日以後に締結する同項に規定する住宅賃借契約について適用し、同日前に締結した当該住宅賃借契約については、なお従前の例による。	開発区域
(法人税の特例に関する経過措置の原則)	施行地区
第十条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第一条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、	造成事業に関する法律第二条第五項
法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。	開発区域又は施行地区
(法人の減価償却等に関する経過措置)	開発区域
第十二条 新法第四十三条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作し、若しくは建設した旧法第四十条第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。	施行地区

一日までの間に旧法第四十五条の二第一項の規定により中小企業構造改善促進計画を実施することについて承認を受けた同項に規定する商工組合等の組合員の同項に規定する減価償却資産の償却限度額の計算については、なお從前の例による。ただし、当該商工組合等が、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律による改正後の中小企業近代化促進法第五条の二第一項の承認を受けた場合には、当該承認のあつた日を含む事業年度以後の各事業年度については、この限りでない。

前項に規定する商工組合等が同項ただし書に規定する承認を受けた場合における新法第四十五条の二第一項の規定の適用については、同項中「その事業年度開始の日」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第二号）による改正前の租税特別措置法第四十五条の二第一項の承認のあつた日を含む事業年度開始の日」とする。

4 法人が、旧法第四十六条第一項第三号に掲げる場合に該当する場合における当該法人の施行日以後に開始する事業年度の同号に掲げる減価償却資産の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

5 前項の規定の適用を受ける法人が、施行日以

後に開始する事業年度について、新法第四十六条の二第一項の規定の適用を受ける場合には、

同項中「若しくは次条から第五十一条の二まで」とあるのは、「次条から第五十一条の二まで若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第二号）附則第十一条第四項」とする。

6 法人の施行日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度（以下この項において「適用年度」という。）に係る旧法第四十六条の二第一項に規定する基準年度の総収入金額のうちに新法第四十六条の二第二項第六号に規定する輸入貨物

物の運送（以下この項及び第八項において「輸入貨物の運送」と、「掲げる運送」とあるのは「掲げる運送（同号に規定する輸入貨物の運送を含む。）」と、同項第一号中「第十一号に掲げる取引」とあるのは「第十一号に掲げる取引（同項第六号に規定する輸入貨物の運送を含む。）」とする。

（法人の準備金に関する経過措置）

第十二条 旧法第五十五条第一項に規定する特別指定商工組合の組合員である法人及び同項に規定する特定商工組合については、新法第五十四条の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。この場合において、施行日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度についての同条第一項の規定の適用については、同項中「昭和三十九年四月一日」とあるのは「昭和四十四年四月一日」と、「千分の十一」とあるのは「千分の十」とする。

3 旧法第五十五条第一項に規定する特定商工組合が昭和四十四年三月三十一日を含む事業年度終了の日において有する同項の中小企業海外市場開拓準備金の金額の益金の額への算入については、同条第三項の規定は、なおその効力を有する。

2 法人の昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間ににおける総収入金額のうち新法第四十六条の二第三項第六号に規定する輸入貨物の運送による収入金額が、前項の規定にかかわらず、当該収入金額を同条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額とみなして、新法第五十八条の規定を適用する。この場合において、同条第二項中「掲げる取引」とあるのは「掲げる取引又は同項第六号に規定する輸入貨物の運送」と、「当該収入金額」とあるのは「当該収入金額（当該輸入貨物の運送による収入金額については、当該収入金額の二分の一に相当する金額）」とする。

（法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第十四条 新法第六十四条から第六十五条の二まで及び第六十五条の五の規定は、昭和四十五年一月一日以後に行なわれるこれらの規定に該当する資産の譲渡（新法第六十四条第二項の規定により取用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これららの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。次項及び第三項において同じ。）に係る法人税について適用する。

4 新法第五十六条の五の規定は、同条第一項に規定する法人が施行日以後に同項に規定する発電設備の取得のために支出する金額について適用する。

（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第十三条 新法第五十八条の規定は、施行日以後の同条第一項及び第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第五十八条第一項及び第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

2 法人の昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間ににおける総収入金額のうち新法第四十六条の二第三項第六号に規定する輸入貨物の運送による収入金額が、前項の規定にかかわらず、当該収入金額を同条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額とみなして、新法第五十八条の規定を適用する。この場合において、同条第二項中「掲げる取引」とあるのは「掲げる取引又は同項第六号に規定する輸入貨物の運送」と、「当該収入金額」とあるのは「当該収入金額（当該輸入貨物の運送による収入金額については、当該収入金額の二分の一に相当する金額）」とする。

（法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第十四条 新法第六十四条から第六十五条の二まで及び第六十五条の五の規定は、昭和四十五年一月一日以後に行なわれるこれらの規定に該当する資産の譲渡（新法第六十四条第二項の規定により取用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これららの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。次項及び第三項において同じ。）に係る法人税について適用する。

2 法人が昭和四十四年十二月三十一日以前に旧法第六十四条から第六十五条の二までの規定に規定する交付金として交付を受けた金額との合計額とあるのは「海外取引等による収入金額」と、同条第六項及び第七項中「海外取引等」とあるのは「海外取引等及び第三項第六号に規定す

る輸入貨物の運送」と、「掲げる運送」とあるのは「掲げる運送（同号に規定する輸入貨物の運送を含む。）」と、同項第一号中「第十一号に掲げる取引」とあるのは「第十一号に掲げる取引（同項第六号に規定する輸入貨物の運送を含む。）」とする。

（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第十三条 新法第五十八条の規定は、施行日以後の同条第一項及び第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第五十八条第一項及び第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

2 法人の昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間ににおける総収入金額のうち新法第四十六条の二第三項第六号に規定する輸入貨物の運送による収入金額が、前項の規定にかかわらず、当該収入金額を同条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額とみなして、新法第五十八条の規定を適用する。この場合において、同条第二項中「掲げる取引」とあるのは「掲げる取引又は同項第六号に規定する輸入貨物の運送」と、「当該収入金額」とあるのは「当該収入金額（当該輸入貨物の運送による収入金額については、当該収入金額の二分の一に相当する金額）」とする。

（法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第十四条 新法第六十四条から第六十五条の二まで及び第六十五条の五の規定は、昭和四十五年一月一日以後に行なわれるこれらの規定に該当する資産の譲渡（新法第六十四条第二項の規定により取用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これららの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。次項及び第三項において同じ。）に係る法人税について適用する。

2 法人が昭和四十四年十二月三十一日以前に旧法第六十四条から第六十五条の二までの規定に規定する交付金として交付を受けた金額との合計額とあるのは「海外取引等による収入金額」と、同条第六項及び第七項中「海外取引等」とあるのは「海外取引等及び第三項第六号に規定す

該当する資産の譲渡をする場合における当該資産の譲渡に係る法人税については、これらの規定は、なおその効力を有する。

によりその効力を有するものとされる旧法第六十四条及び第六十五条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

			旧法第六十五条の 三第一項	
譲渡直前の帳簿価額	資産(以下この項 含む。)	ものに限る。)	同法第九十四条 条第三項	同法第九十一条第三項又は第九十二条 第九十条
譲渡直前の帳簿価額	資産(以下この項 を除く。以下この項 含むものとし、第六十五条第一項第二 号に規定する換地処分(以下この項及 び第六項において「換地処分」という。) により土地等のみを取得する場合を除 く。)	ものを除く。)又は土地改良法第五十四 条の二第四項(同法第八十九条の二第 九項、第九十六条及び第九十六条の四 において準用する場合を含む)に規定 する清算金(同法第五十三条の二第一 項(同法第八十九条の二第三項、第九 十六条及び第九十六条の四において準 用する場合を含む)の規定により換地 又は当該権利の目的となるべき土地若 しくはその部分を定められなかつたこ とにより支払われるものを除く。)	土地区画整理事業又は土地改良法によ る土地改良事業	土地区画整理法第九十四条
譲渡直前の帳簿価額	資産(換地処分により取得した土地等 を除く。以下この項 含むものとし、第六十五条第一項第二 号に規定する換地処分(以下この項及 び第六項において「換地処分」という。) により土地等のみを取得する場合を除 く。)	ものを除く。)又は土地改良法第五十四 条の二第四項(同法第八十九条の二第 九項、第九十六条及び第九十六条の四 において準用する場合を含む)に規定 する清算金(同法第五十三条の二第一 項(同法第八十九条の二第三項、第九 十六条及び第九十六条の四において準 用する場合を含む)の規定により換地 又は当該権利の目的となるべき土地若 しくはその部分を定められなかつたこ とにより支払われるものを除く。)	旧法第六十五条 第三項	同法第六十四条 第三項

5 以後にそれぞれ行なわれるこれらの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用する。この場合において、法人が施行日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に旧法第六十五条の四第一項第一号に掲げる資産を譲渡するときにおける新法第六十五条の三第一項又は第六十五条の四第一項の規定の適用については、これらの規定中「第六十五条の六から第六十五条の八まで」とあるのは、「第六十五条の六から第六十五条の八まで又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和十四年法律第一号。以下「改正法」という。)による改正前の租税特別措置法第六十五条の四から第六十五条の六まで(改正法附則第十四条第七項の規定によりその效力を有するものとされる場合を含む。)」とする。

前項の場合において、新法第六十五条の四の規定の適用を受けるときは、都市計画法の施行の日の前日までの間は、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

その該当することとなつた資産		した金額を控除した金額)
旧法第六十五条の 三第六項	該当することとなつたもの	その該当することとなつた資産（換地 処分により土地等を譲渡して土地等又 は、当該譲渡した土地等の価額に対応 する部分として政令で定める部分を除 く。）
新法第六十五条の 四第一項第一号	該当することとなつたもの（換地処分 により土地等及び清算金を取得した場合に は、当該譲渡した土地等のうち当該取得し た土地等の価額に対応する部分として 政令で定める部分を除く。）	新法第六十五条の三の規定は都市計画法の施行の日以後に、新法第六十五条の四の規定は施行日以後にそれぞれ行なわれるこれらの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用する。この場合において、法人が施行日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に旧法第六十五条の四第一項第一号に掲げる資産を譲渡するときにおける新法第六十五条の三第一項又は第六十五条の四第一項の規定の適用については、これらの規定中「第六十五条の六から第六十五条の八まで」とあるのは、「第六十五条の六から第六十五条の八まで又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和十四年法律第 号。以下「改正法」という。）による改正前の租税特別措置法第六十五条の四から第六十五条の六まで（改正法附則第十四条第七項の規定によりその効力を有するものとされる場合を含む。）」とする。
新法第六十五条の 四第一項第三号	都市計画法第八条第一項第一号 の用途地域に関する都市計画が 定められ	前項の場合において、新法第六十五条の四の規定の適用を受けるときは、都市計画法の施行の日の前日までの間は、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。
新法第六十五条の 四第一項第五号	都市計画法第五十六条第一項、 古都における歴史的風土の保存 に関する特別措置法	建築基準法第四十八条第一項の規定に より同項の用途地域として指定され る特別措置法
新法第六十五条の 四第一項第五号	都市計画法第二十九条の許可を 受けて、主として住宅建設の用 に供する目的で行なわれる一団 の宅地の造成に関する事業	住宅地造成事業に関する法律第四条の 規定による都道府県知事の認可を受け た同法第一条第三項に規定する事業主 が行なう同条第一項に規定する住宅地

昭和四十四年四月四日印刷

昭和四十四年四月五日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局